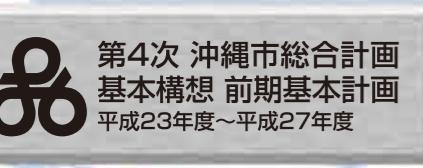




第4次 沖縄市総合計画
基本構想 前期基本計画
平成23年度～平成27年度



第4次 沖縄市総合計画 基本構想 前期基本計画

平成23年度～平成27年度

第4次 沖縄市総合計画 基本構想 前期基本計画

平成23年度～平成27年度



沖縄市大好き!
文化・環境をつなぐ
まち。





東門美津子市長とこどもたち



沖縄市大好き！ 人・文化・環境をつなぐまち。

地球温暖化や世界的な経済危機など、地球規模の課題が私たちの暮らしに影響を及ぼすとともに、少子高齢化の進展により、これまでの社会や産業の仕組みが大きく変わろうとしています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とこれに伴う原発事故により、わが国は、これまでに経験したことのない未曾有の危機に見舞われ、震災の復興に向け、国民が一丸となって取り組まなければならない状況にあります。

一方、沖縄県においては、2030年を目指とする沖縄21世紀ビジョンが策定され、その実現に向けた新たな計画策定がすすめられています。

沖縄市は、文化の薫り高い平和で豊かな美しいまちを将来の希望に掲げ、「国際文化観光都市」の実現をめざし、これまで3次にわたる総合計画を展開してきました。

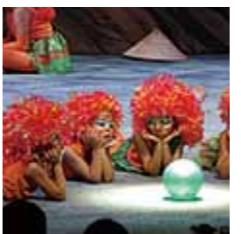
これからは、「3.11」の教訓はもとより、新たな視点に立ったまちづくりが求められます。しかし、どのような状況にあっても、まちは市民のためにあり、まちを創るのは市民一人ひとりの力と情熱です。

第4次沖縄市総合計画につきましては、市民との協働の下に国際文化観光都市の実現にむけ、「沖縄市大好き！人・文化・環境をつなぐまち」を基本方針として、市民一人ひとりがこのまちに住んで良かったと実感の持てるまちづくりを推進してまいります。

総合計画の策定にあたっては、市民の皆さまをはじめ沖縄市活性化100人委員会「沖縄市の将来ビジョンづくり部会」、「沖縄市大好き！まちづくりプラン部会」や沖縄市総合計画審議会委員から貴重なご意見・ご提言を賜りましたことに、心から感謝申しあげるとともに、今後とも市政運営に対するより一層のご指導・ご協力をお願い申しあげます。

平成23年6月

沖縄市長 東門 美津子



CONTENTS もくじ

国際文化観光都市宣言 6

はじめに 7

総合計画の策定にあたって 8

沖縄市の特性 9

1.国際文化観光都市 9

2.中部の中核都市 9

3.位置 10

4.気候 10

5.人口、産業構造 11

時代の潮流 12

基本構想 15

策定の目的 16

基本構想のフレーム 18

将来像 18

基本理念 20

基本方針 20

都市空間整備の基本方針 22

1.市街地の形成と都市機能の高度化 22

2.農用地および臨海部沿岸域の土地利用 22

3.交通・情報ネットワーク整備 23

4.緑地・水辺空間の保全・再生 23

5.基地返還および駐留軍用地跡地利用 23

都市像(基本構想) 1～6 24

基本構想の推進に向けて 36

施策体系図 39

前期基本計画 41

第4次沖縄市総合計画・前期基本計画の策定方針 42

■ 計画策定の趣旨 42

■ 計画策定の基本方針 42

1.第4次沖縄市総合計画基本構想を推進する計画づくり 42

2.市民との協働によるわかりやすい計画づくり 42

3.沖縄市の個性を活かした計画づくり 42

4.「地域主権」に対応しうる計画づくり 43

5.効率的かつ効果的な行政運営に資する計画づくり 43

■ 計画策定の方法と組織体制 43

土地利用 44

フォームの見方 46

〈部門別計画〉都市像 1 48

① 平和を創り かおり高い文化を発信するまち

基本方向 1 平和の心を未来へ継承する

01 平和都市を創造し発信する 50

02 基地問題への対応を強化する 52

基本方向 2 個性あふれるコザ文化を発信する

01 コザ文化によるまちづくりを推進する 54

02 文化芸術の振興により地域の活性化を図る 56

基本方向 3 平和で豊かな生涯を育むまちを創る

01 市民の生涯学習・スポーツ活動を促進する 58

基本方向 4 世界を結ぶ市民交流と信頼しあうコミュニティを形成する

01 市民交流の推進を図る 60

02 地域コミュニティの活性化を促進する 62

〈部門別計画〉都市像 2 64

② 未来に輝き 世界にはばたく子どものまち

基本方向 1 健やかな育ちと子育てを支援する

01 子どもの育ちを支え虐待を防止する 66

02 家庭や地域の子育て力の向上で安心子育てを支援する 68

03 健やかな発育と健康を支援する 70

04 質の高い保育と地域子育てを支援する 72

基本方向 2 個性や可能性を発揮する教育を推進する

01 健やかな成長を支える幼児教育を推進する 74

02 生きる力を育む教育を推進する 76

03 個人に応じた支援体制を充実する 78

04 家庭・地域と連携した学校づくりを推進する 80

05 楽しく学べる教育環境の整備を推進する 82

基本方向 3 主体的な活動と子どもの世界を創出する

01 こども力とこども文化を育む 84

02 青少年の健全育成を図る 86

〈部門別計画〉都市像 3 88

③ 心がふれあい 安心の輪でつながるまち

基本方向 1 人とひとのきずなを深めともに生きる

01 人権を尊重する地域社会づくりを推進する 90

02 男女共同参画社会づくりを推進する 92

03 「ちゅいしいじい」の心で支えあう福祉のまちづくりを推進する 94

04 高齢者の安心在宅生活を支援する 96

05 だれにでも暮らしやすい地域社会を推進する 98

基本方向 2 心も身体も元気 はつらつ生活を支援する

01 市民が主役の健康づくりを推進する 100

基本方向 3 いきいきと働き 希望が実現できるまちをつくる

01 雇用の対策と働きがいのある就労環境をつくる 102

基本方向 4 自立と生活を支え 確かな安心を築く

01 市民の意識を高め社会保険制度の適正な運用を図る 104

02 生き活きとした暮らしと自立を促進する 106

〈部門別計画〉都市像 4 108

④ 人と資源を活かし 産業の力づよい成長を支えるまち

基本方向 1 豊かな地域資源を活かした観光を創造する

01 観光振興によるにぎわい創出と地域活性化への展開を図る 110

02 エイサーの魅力を活かしたまちづくりをする 112

03 活気に満ちたスポーツ交流のまちづくりをすすめる 114



沖縄市市章

沖縄市の「お」を図案化、三つの円をガツチリ組合せ、市民の調和、希望、平和を表徴したもの。

CONTENTS もくじ

04 音楽によるまちづくりをすすめる	116
基本方向2 魅力ある商業の創出と中心市街地の活性化をすすめる	
01 中心市街地のにぎわい創出と商業者の育成に取り組む	118
基本方向3 優れた技や特性が連携するものづくり産業を育てる	
01 中小企業の振興とともにづくり産業の基盤強化を図る	120
基本方向4 多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する	
01 アグリビジネスの推進により農業を振興する	122
02 優良畜産物の生産奨励と畜産経営安定化を図る	124
03 加工・流通・観光との連携による水産業の振興に取り組む	126
〈部門別計画〉都市像5	128
(5) 地球にやさしく 安心なくらしができるまち	
基本方向1 地球環境と共生する地域づくりをめざす	
01 地球環境にやさしい地域づくりに取り組む	130
基本方向2 安全力を高め 安心なまちを築く	
01 災害に強いまちづくりを推進する	132
02 消防力と救急救助体制を充実する	134
03 地域ぐるみの防犯対策を推進し安全なまちを築く	136
04 交通安全対策を促進し交通事故を防止する	138

基本方向3 市民が主体となってエコライフを実現する	
01 消費者の自立と消費生活の安定を促進する	140

〈部門別計画〉都市像6	142
--------------------	-----

⑥ うるおいある 快適な空間を 将来につなぐまち

基本方向1 沖縄市らしいまちの顔を再生する	
01 沖縄市の顔となる中心市街地の整備を推進する	144
基本方向2 市民のくらしを支える 快適な都市を形成する	
01 地域における土地利用の調和を図る	146
02 快適な生活環境を支える上下水道の整備を推進する	148
03 安全・安心で良質な住環境づくりを推進する	150
04 東部海浜開発事業の推進に取り組む	152

基本方向3 地域の特性を活かし みどりあふれるまちを創る	
01 みどりの空間づくりと特色ある景観づくりを推進する	154

基本方向4 生活をつなぐ 交通ネットワークを整備する	
01 安全・安心・快適な交通環境の整備を推進する	156

計画の推進	158
--------------	-----

基本構想の推進に向けて

1 市民との協働によるまちづくりの推進	
7101 市民参画による市政を推進する	160
2 持続可能な行財政運営の推進	
7201 行財政運営の効率化と市民サービスの向上を図る	162

資料編	165
------------	-----

沖縄市総合計画審議会規則	166
沖縄市総合計画策定に関する規程	168
第4次沖縄市総合計画前期基本計画策定に関する組織体系	172
沖縄市活性化100人委員会委員名簿	173
沖縄市の将来ビジョンづくり部会	173
沖縄市大好き!まちづくりプラン部会	173
沖縄市総合計画審議会(基本構想)委員名簿	174
沖縄市総合計画審議会の答申(基本構想)	175
沖縄市総合計画審議会(前期基本計画)委員名簿	177
沖縄市総合計画審議会の答申(前期基本計画)	179
第4次沖縄市総合計画基本構想・前期基本計画策定の経緯	182
沖縄市の宣言	183
核兵器廃絶平和都市宣言	183
スポーツコンベンションシティ宣言	184
エイサーのまち宣言	185
こどものまち宣言	186

用語の説明	187
-------	-----

沖縄市民の木と花

(昭和49年10月26日制定)



市民の花（ハイビスカス）



市民の木（ビロー）



市指定観葉植物（クロトン）

国際文化観光都市宣言

(昭和49年10月26日制定)

「健康で美しい沖縄市」は、私たち市民の願いです。
「明るくて住みよい沖縄市」は、私たち市民の望みです。
「平和で豊かな沖縄市」は、私たち市民の目標です。

沖縄市は、昔、越来城を要とした中山の拠点で、東部には中部唯一の良港である泡瀬港を擁して栄えてきており、現在では市を愛する市民の熱意と協調によって、発展向上を続けている街であります。

沖縄市は、沖縄県の中心に位置し、数多くの諸外国人が住んでおり、国際的な生活や習慣、言語、文化の交流を経験しております。このような多彩な国際カラーはそのまま市の特徴となり、高い国際性を有する都市となつております。さらに豊富な文化財、勇壮華麗な郷土芸能、伝統的な民芸品の宝庫である中部地域の中心であります。

沖縄市を、このような中部地域を含む沖縄県の観光基地として設定し平和を希求する人びとの交流の街、国際間の学術・文化交流の街、さらにはスポーツの交流を基調とする国際文化観光都市を建設することは、市民の総意であり、「観光立県」をめざす県民の要請であります。

よつて、文化のかおり高い美しい街、平和で豊かな街づくり、さらには調和のとれた産業の発展を積極的に推進するため、ここに、沖縄市の将来の希望と目標を定め、決意を新たにし、誇りと自信をもつて国際文化観光都市を宣言します。

はじめに



総合計画の策定にあたって

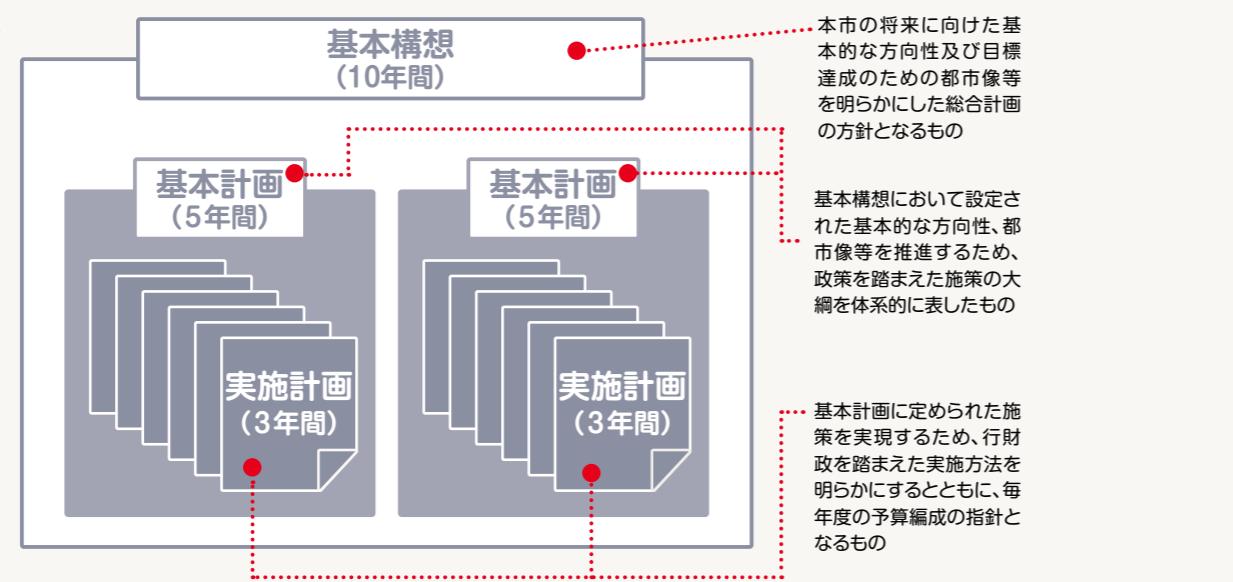
【策定の趣旨】

2001年度（平成13年度）にスタートした第3次沖縄市総合計画が、2010年度（平成22年度）に終了することから、本市の将来像である国際文化観光都市に今日的な意義を付し、「沖縄市大好き！人・文化・環境をつなぐまち」を基本構想の基本方針に掲げ、2020年度（平成32年度）を目標年次とする向こう10年間のまちづくりを推進する第4次沖縄市総合計画（基本構想・基本計画）を策定する。

第4次沖縄市総合計画は、行政計画の最上位計画であるとともに沖縄市のまちづくりの根幹をなすものであることから、新たな時代の潮流や多様な市民ニーズに対応しうる計画とするため、市民との協働を基軸に、誰もが分かりやすい計画となるよう施策体系を重視して策定する。

また、2015年度（平成27年度）を目標年次とする向こう5年間の「前期基本計画」においては、施策毎に目標値を設定することで、その具体的な方向性を明らかにするとともに、質の高いサービスの提供を目指すものとする。

▶ 総合計画の構成



【総合計画の期間】

2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）

沖縄市の特性

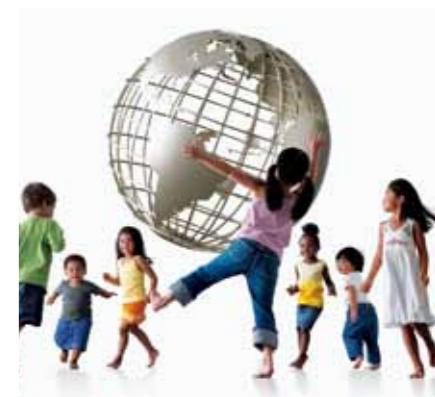
1 国際文化観光都市

1974年（昭和49年）4月1日、戦後基地の街として急速に発展したコザ市と、中城湾港を臨む緑豊かな美里村が合併し、沖縄市が誕生した。

同年10月26日には、「健康で美しい沖縄市」「明るくて住みよい沖縄市」「平和で豊かな沖縄市」を市民の願い、望み、目標とする、「国際文化観光都市」を宣言した。その後、まちづくりを推進する柱として、「スポーツコンベンションシティ」や「エイサーのまち」、「こどものまち」などの宣言をおこない、国際文化観光都市の実現に向け、本市の特色を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

一方、本市は、米国や中国、南米など約40カ国余の外国人が住み、生活習慣や言語等、多様な文化が混在する国際色豊かなまちである。

また、エイサーをはじめ、ジャズやロック、民謡など、伝統文化と異文化が融合した戦後沖縄の文化でもひと際特徴的な「コザ文化」が醸成され、常に沖縄の戦後文化をリードしてきた。芸能文化は、国際文化観光都市の実現をめざす本市の貴重な資源であり、まちづくりの重要な財産である。

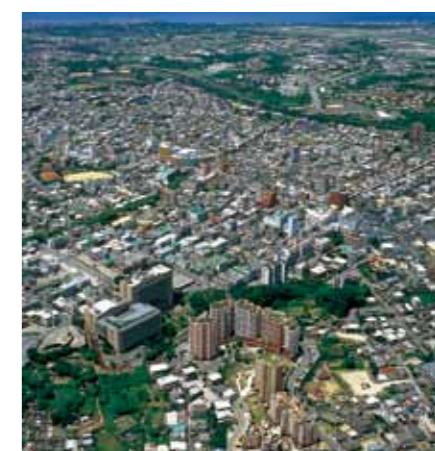


2 中部の中核都市

沖縄市は、沖縄本島の中央部に位置し、戦後、基地の門前町として発展してきた県内第二の人口を有するまちであり、南部圏域と北部圏域を結ぶ国道330号と国道329号が交差する交通の要衝となっている。

主な施設としては、県内唯一のこどものための施設であり、本格的な動物園を有する沖縄こどもの国をはじめ、コザ・ミュージックタウンや沖縄市民会館、沖縄市立総合運動場に加え、沖縄県総合運動公園や沖縄県中部合同庁舎、沖縄警察署、那覇地方裁判所沖縄支部など広域的な施設が集積している。

一方、沖縄全島エイサーまつりや国際児童青少年演劇フェスティバルおきなわ（キジムナーフェスタ）、ピースフルラブ・ロックフェスティバルなど、沖縄県を代表する祭りやイベントを開催するなど、中部圏域の中核都市として、その役割を担っている。



3 位置

沖縄県は、日本の南西端に位置し、亜熱帯海洋性気候の下、東西1,000km、南北400kmに及ぶ広大な海域に散在する大小160の島しまよからなり、貴重な動植物が生息・生育する緑豊かな島しまよ県である。また、本土と東南アジア地域のほぼ中間に位置し、周辺海域は黒潮からなるサンゴ礁に囲まれている。

沖縄市は、沖縄本島の中央部に位置し、北緯26度20分、東経127度48分にあって、市域面積49.00km²の約9割が標高100m以下の地域で、中城湾に面する東海岸部から斜面地域が連坦しながら、西北部の丘陵域へと広がっている。北はうるま市・恩納村、南は北谷町・北中城村、西は嘉手納町・読谷村に接し、南東は中城湾に面している。

また、地区の区分を、自然的、社会的、経済的および文化的諸条件を勘案し、北部地区、中部地区、東部地区、西部地区の4つの地区に区分している。

北部地区は、丘陵地が広く卓越し、台地・段丘が複雑に分布する地形をなしている。また、地区の多くを米軍施設・区域によって占められている。

中部地区は、斜面地となだらかな傾斜の台地からなっており、国道330号と国道329号が交わるコザ十字路を中心に地区の全域が用途地域である。

東部地区は、地区の大部分が海岸低地からなり、斜面を経て丘陵部へと移行する地形で構成されており、近年市街化が進行し人口が増加している。

西部地区は、戦後、胡屋十字路周辺を中心に、基地の門前町として中部圏域の中核都市として急速な発展を遂げてきた地区である。



4 気候

琉球諸島の西側海域を北流する黒潮の影響をうけ、温暖で四季の寒暖差が小さい亜熱帯海洋性気候に区分されており、一年を通じて温暖な気候に恵まれ、年間水量は2,000mm以上である。

年間平均気温は約22°Cとなっており、月平均でみると4~12月の間20°C以下となる月は無く、最寒月の2月でも10°C以下になることはきわめて希である。

季節風が強く発達する東アジア季節風帯に属しているため、風は、東北方向からの風向に大別され、春季は風向きが変わりやすく、時おり温帶低気圧が発生・通過し、海上は時化の日が多くなる。

5月頃から6月にかけ本格的な梅雨期となり、それが過ぎると、毎年多くの台風が接近する。

10月頃になると、ミーニシ（新北風）と呼ばれる北東からの風が吹き3月まで続く。

1~2月頃は風速が最も強く月平均で5m/s前後となり、1年で最も冷え込む時期となる。

5 人口、産業構造

沖縄市の人口は、平成22年国勢調査において、130,249人となっており、前回調査に比べ、3,849人増加し、県内二番目の人口となっている。

人口増減率は、3.0%と過去最低の伸び率となっているが、増減数でみると県内3番目の人口増となっている。

世帯数については、47,999世帯となっており、前回調査に比べ、3,349世帯増加しているが、世帯構成は、2.7人と過去最低を示していることから、核家族化の進展が伺える。

沖縄県の年少人口の割合については、全国1位で推移し、全国市町村別の上位20位以内に14市町村がランクインしているものの前回調査に比べ0.9%減少しており、少子化が進展している状況にある。

本市における年少人口（15歳未満）の割合については、19.2%と平成17年度の国勢調査（20.5%）に比べ1.3%減少しているものの全国の市町村では10位、市では4位となっている。

就業人口については、昭和60年から平成17年までに10,364人と増加する一方、就業率は、平成2年の53.4%を境に減少傾向にあり、平成17年度には、48.4%と最も低くなっている。完全失業率（平成17年）については、13.7%と県平均の11.9%に比べ高い状況にある。

平成17年における産業別就業者数は、第三次産業が78.6%と最も多く、第二次産業は17.7%、第一次産業は1.5%となっている。

本市は、県全体と比べて第一次産業の占める比率が低く、第三次産業の比率が圧倒的に高くなっている。そのなかでもサービス業、卸売・小売業が高い比率を占めている状況にある。

第4次沖縄市総合計画 前期基本計画

「 時 代 の 潮 流 」

1 | 人口減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、2005年に戦後初めての減少を記録した後、ほぼ横ばい状態を経て減少傾向となっており、今後も減少傾向は続くものと見込まれている。

また、65歳以上人口が総人口に占める高齢化率も上昇を続けており、65歳以上の高齢人口と15歳から64歳までの生産年齢人口の比率をみると、1960年には1人の高齢者に対して11.2人の生産年齢人口がいたのに対し、2010年には1人の高齢者に対して2.8人の比率となっている。

一方、0歳から14歳までの年少人口は、出生数の減少傾向が続き、平成21年の総務省「人口推計」によると、65歳以上が総人口に占める割合は22.7%であるのに対し、年少人口の割合は13.3%となっている。今後、少子高齢化はますます進行することが推計されており、日本は先進諸国でもっとも高齢社会が進行した状況となっている。

そのため、安心して子育てができる支援の充実や子どもたちを健やかに育む環境の整備を図るとともに、高齢者が健康で生きがいを持てる取り組みが必要となっている。

2 | 労働環境の変化や仕事と生活に対する意識の高まり

日本の労働環境は、経済のグローバル化や市場経済競争の強まり、技術革新の進展に伴うコスト削減などを背景に、企業の雇用管理に変化が生じ、正規

従業員以外の外部人材を含む雇用者の活用が増加している。こうした企業の人材マネジメントの変化などを背景に、パート、派遣、契約社員などの多様な就業形態が増加することとなり、低賃金労働者や不安定な就労形態が問題となっている。

また、女性の社会進出に対する意識の変化や経済情勢の変化などを背景に、共働き家庭が増加しており、男女に関わらず働きやすい職場環境づくりの必要性が一層高まっているが、特に、女性については、出産を機に離職するケースが依然として多く、仕事と生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）の重要性が問われている。

そのため、働きがいのある雇用の場の拡大および個々の状況やニーズに応じた就労支援の充実を図るとともに、男女を問わず共にライフスタイルを柔軟に選択できる男女共同参画社会づくりに向けた取り組みが必要となっている。

3 | 大量生産・大量消費型社会と地球温暖化の進行

化石燃料系資源を中心とした従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大規模な資源採取による自然破壊を伴うとともに、膨大な量の廃棄物が生じるなど、環境への負荷を増大させてきた。

また、世界中で観測されている平均地上気温の上昇や平均海面水位の上昇のほとんどは、人為的活動による温室効果ガスの増加によってたらされた可能性が非常に高いとされ、いまや地球の気候は温暖化が進行している状況となっている。



1950年頃の諸見大通り



2010年の330号線

このままでは、最終処分場の残余容量のひっ迫や天然資源の枯渇など、廃棄物を受け入れる環境の容量や資源の活用が限定され、社会経済の持続的発展に支障をきたすおそれがある。特に、温暖化については、地球規模で生態系の劣化をはじめ、水不足や食糧危機の深刻化を招くなど、人類の生存そのものを脅かしかねない状況となっている。

そのため、資源やエネルギーを効率よく利用し、環境負荷を低減していく循環型社会や温室効果ガス排出の抑制に努める低炭素型社会の形成が必要となっている。

4 | 東日本大震災と大規模災害対策の見直し

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、

国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0という巨大地震やそれに伴う大規模な津波に加え、原子力発電施設の事故が重なり、これまで想定されていた事態を超える複合的かつ未曾有の大災害となった。

巨大地震と大規模な津波により、東北三県（岩手県、宮城県、福島県）を中心に大勢の尊い人命が失われるとともに、広域にわたる壊滅的な被害や原子力発電施設の事故で流出した放射性物質によって、多数の被災者が長期の避難生活を余儀なくされる事態となった。

東日本大震災以降、全国的に防災対策の見直しが迫られるなか、国は、今後の防災対策について、災害対策に関する法制、体制、仕組み等のあり方を含め、必要な見直しをおこなっていくことを課題とし、自助・共助・公助の総合的な防災力を向上を図るとともに、ハード対策とソフト対策を

「時代の潮流」

重層的に組み合わせた「減災」の取り組みを推進し、社会全体で防災力の向上を図ることが必要としている。

そのため、地震や津波などに対するこれまでの想定のあり方を検証したうえで、地域の防災計画を見直し、大規模災害に対する教育や訓練および施設等の整備を講じるとともに、広域災害時に多くの市町村の行政機能が損なわれるという事態に備え、市町村機能の補完のあり方について国や県との役割分担が必要となっている。

5 「地域主権」改革と 新たな沖縄振興に向けた取り組み

住民に身近な行政は、できる限り基礎自治体が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業を広域自治体が担う。さらに、国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務など、



地方公共団体が担えない事務事業を担うという「補完性の原則」によって、国と地方がこれまでの中央集権体制の上下関係から脱却し、対等な立場へと転換する「地域主権」改革が、国においてすすめられている。

「地域主権」改革によって、国民は地域住民として、自分たちが暮らす地域のあり方について主体的に行動し、自らの責任において地域づくりを担っていくことが求められている。

そのような中、沖縄県においても、県民参画と協働のもと、沖縄の将来のあるべき姿を描き、これから県政運営の基本的な指針となる初の長期基本構想として、平成22年3月「沖縄21世紀ビジョン」を策定した。

沖縄県は、沖縄振興計画が平成23年度に期限を迎えることをふまえ、沖縄21世紀ビジョン基本計画（仮称）への支援や沖縄振興一括交付金（仮称）の創設、駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）の制定などを含む、新たな沖縄振興の必要性を描き、その実現に向け取り組んでいる。

そのため、地域の住民が、自分たちが暮らす地域の諸課題に主体的に取り組むことができるよう、情報共有と協働によるまちづくりを積極的に展開するとともに、地域のさまざまな資源や歴史、文化等を最大限に活用し、活力ある地域づくりに取り組むことが必要となっている。

また、住民にもっとも身近な行政を担う市町村が、地域課題の解決を図れるよう、県と市町村との連携による新たな沖縄振興を見据えた積極的な取り組みが必要となっている。



基本構想



策定の目的

沖縄の日本本土復帰から2年後の1974年（昭和49年）4月1日、戦後を象徴する基地の門前町として栄えたコザ市と、中城湾港に臨むみどり豊かな美里村が合併し、沖縄市が誕生しました。

そして、沖縄市は、文化のかおり高い平和で豊かな美しいまちを将来の希望と目標に掲げ、「国際文化観光都市^{注1}」を宣言しました。

以来、基地依存経済からの脱却と人間尊重に根ざしたまちづくりを市政運営の基本に据え、これまで3次にわたる総合計画を策定し、諸施策を展開してきました。

しかしながら、その歩みは必ずしも順風満帆とは言えず、時には米軍基地問題や都市課題が、市民の暮らしや市政運営に大きな影響を及ぼすこともありました。

そのような状況にあっても、市民のたゆまぬ努力とまちづくりへの情熱によって、沖縄市は、幾多もの難局を乗り越え、13万人余の人口を有する中部圏域の中核都市として発展し、その役割を担い続けています。

今日、人口減少や少子高齢社会への対応はもとより、地球温暖化や新型感染症、世界的な経済危機による企業倒産や失業問題など、地球規模の課題が市民の暮らしに少なからぬ影響を及ぼすなか、地方自治体には、これまで直面したことのない新たな課題への対応が求められています。

このような時代の転換期をむかえ、沖縄の自立的発展をめざしてきた沖縄振興計画^{注2}が平成23年度に終了することから、沖縄県においては、沖縄の将来のあるべき

注1 国際文化観光都市宣言
1974年（昭和49年）10月26日制定。「健康で美しい沖縄市」「明るくて住みよい沖縄市」「平和で豊かな沖縄市」を市民の願い、望み、目標と位置づけ、平和を希求し、国際間の学術・文化・スポーツの交流を基調とする国際文化観光都市建設を沖縄市の将来の希望と目標として定めている。

注2 沖縄振興計画
沖縄の特性を積極的に生かしつつ、自立的発展の基礎条件を整備し、豊かな地域社会を形成することなどを目標に掲げ、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにした沖縄振興特別措置法に基づく総合的な計画。（期間：2002年度から2011年度までの10カ年）

姿を描き、その実現に向けた方向性などを明らかにする「沖縄21世紀ビジョン（仮称）^{注3}」の策定がすすめられています。

期を同じくして沖縄市も、21世紀初頭の10年間を方向づけた第3次総合計画^{注4}が終了する節目（平成22年度）にあたり、新たな時代潮流への対応をふまえ、将来の希望と目標である国際文化観光都市の実現に今日的な息吹を吹き込み、沖縄県をリードする中部圏域の中核都市として、実効性ある未来図を描く時期となっています。

沖縄市は、これから10年を展望するビジョンとして、市民の英知と互いに支えあう精神を基調とする協働によるまちづくりを実践し、「沖縄市大好き！人・文化・環境をつなぐまち」の実現に向け、第4次沖縄市総合計画基本構想を策定します。

注3 沖縄21世紀ビジョン（仮称）
少子高齢化・人口減少社会の到来、社会経済の急速なグローバル化や地方分権改革の進展など、大きな転換期を迎えることを背景に、将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と、県民や行政の役割などを明らかにする沖縄県として初めて策定する長期の基本構想。

注4 第3次沖縄市総合計画
21世紀のスタートにのぞみ、「活力とうるおいにみちた国際文化観光都市」の実現に向け、「尊重したい平和の心を大切にするまち」など7つの都市像を掲げ、沖縄市の向かうべき方向性を明らかにした地方自治法第2条第4項に基づく総合的な計画。（期間：2001年度から2010年度までの10カ年）



沖縄国際カーニバル

基本構想のフレーム

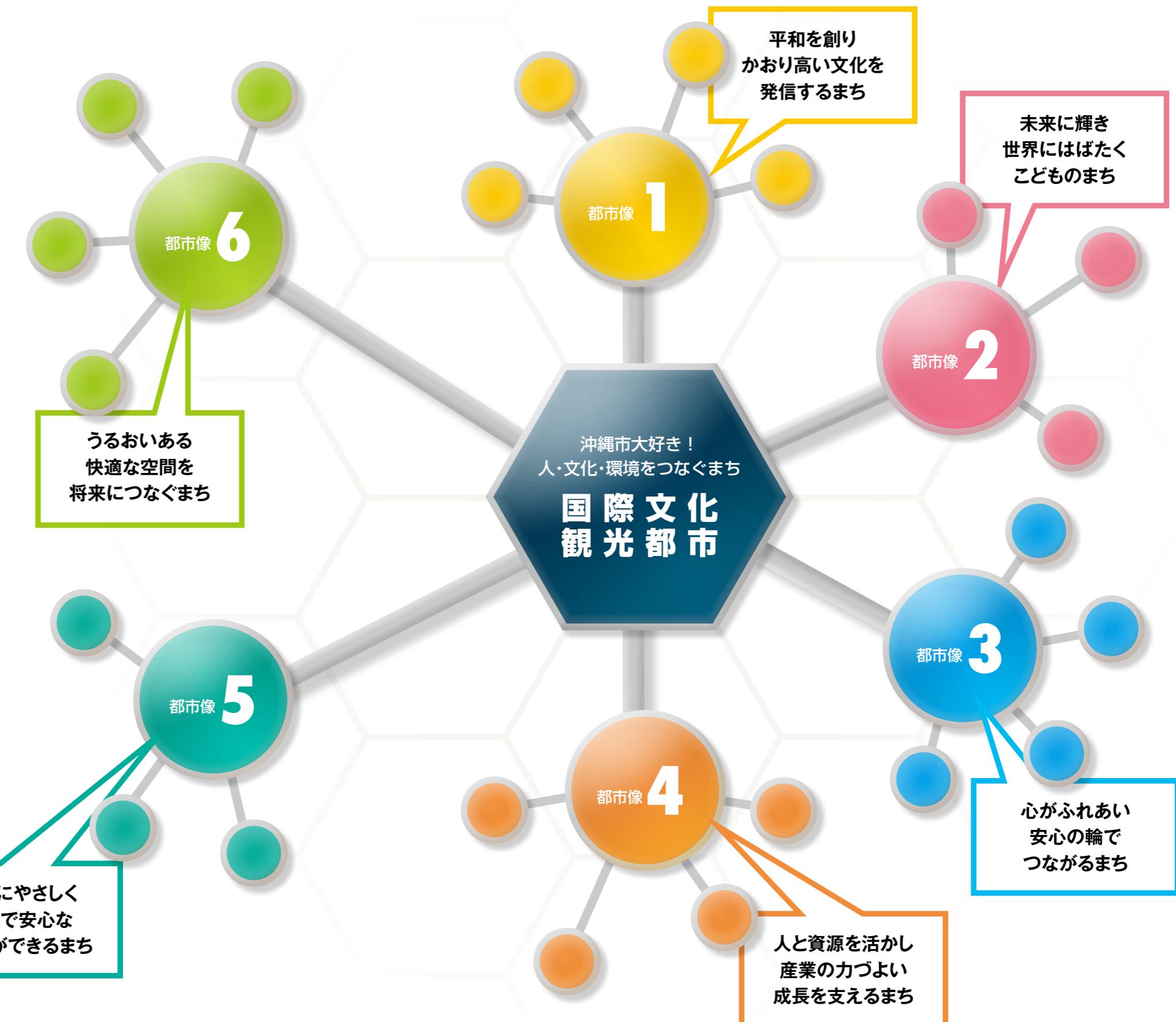
基本構想は、沖縄市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めるものであり、そのフレームは次のとおりとします。

- (1) 第4次沖縄市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、本構想は総合計画全体の根幹となります。
- (2) 期間は、2011年度(平成23年度)をスタートに2020年度(平成32年度)を目標とする10年間の構想として策定します。
- (3) 2020年度(平成32年度)の目標人口は、約145,000人とします。
- (4) 2020年度(平成32年度)の目標就業者数は、約57,000人とします。

将来像

これまで3次にわたる総合計画において継承されてきた「国際文化観光都市」は、時代の大きなうねりにある今日においても変わりなく、沖縄市の限りない発展へと向かう市民の希望であり続けます。

よって、本構想における沖縄市の将来像を「国際文化観光都市」とします。



基本理念

基本理念は、まちのあるべき姿を示す将来像を達成するための、もっとも重要な根本的な考え方です。

本市は、将来像である「国際文化観光都市」の宣言において、「健康で美しい沖縄市」「明るくて住みよい沖縄市」「平和で豊かな沖縄市」を市民の願い、望み、そして、目標としました。

それは、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する高い国際性を有し、文化財や郷土芸能等の宝庫である中部地域の中心としての本市の特性を、市民が享受し誇りとしてきたことによるものです。

そして、それは、平和を希求する人びとの交流や国際間の学術・文化・スポーツ等の交流をとおして、沖縄市の輝かしい未来を築いていくという展望にほかなりません。

宣言に掲げられた市民の願い、望み、目標である3つの沖縄市像を本構想の基本理念とし、国際文化観光都市の実現をめざします。

基本方針

基本方針は、基本理念を具現化するために、これから時代に向かう市政の大きな方向性を示すものであり、都市像や土地利用等の根幹となるものです。

基本理念である市民の願い、望み、目標に今日的な息吹を吹き込み、〈人〉とひとが支えあい安心できる「明るくて住みよい沖縄市」、〈文化〉を礎に平和の心を大切にする「平和で豊かな沖縄市」、〈環境〉と共生するやすらぎのある「健康で美しい沖縄市」として、これから時代を展望します。

人は文化を織りなし、文化はまちを育み、まちは環境と調和する — そのまちで人びとは生活を営み、さらなる文化を醸成し、そして、美しい環境とともに活気に満ちた未来へとつないでいく —

そのような希望を抱き、これからのまちづくりを貫く方向性として、「人」「文化」

「環境」を中心に位置づけ、本市に住む人びとが誇りと愛着を持てるまちをめざし、「沖縄市大好き！人・文化・環境をつなぐまち」を本構想の基本方針とします。



まちは、そこに住む一人ひとりの生命や暮らしが尊重され、互いに支えあうことで成り立っています。いつの時代においても、まちの中心はつねに人であり、そこでは、だれもが健康で文化的に暮らせることがもっとも大切です。

そして、人は、自由と寛容を基調とする市民としてまちづくりの中心にあり、沖縄市は、バイタリティあふれる市民力によって歴史の荒波を乗り越え、中部圏域の中核都市へと発展しました。

市民一人ひとりが、自らの人生を輝かせ、人間尊重に根ざした共に支えあう自治のまちを築きます。



沖縄市は、戦後幾多もの歴史の変遷のなかで、伝統文化と異文化が融合・混在しあい、「コザ文化」と称される国際色豊かな個性あふれる新たな文化を創出してきました。

文化は、市民の自由な活動を源泉として生み出され、まちづくりの礎として重要な役割を担っています。

文化を市民の誇りとし、まちの今を、未来を輝かせるために、文化創造都市を築きます。



環境の世紀と言われる今世紀においては、地球温暖化等に対する世界規模の課題について、私たちが地球市民としての自覚をもち、地球環境にやさしい社会をめざし、できることからはじめることが大切です。

循環型・低炭素社会をめざすとともに、都市の再生を自然と共生できるよう配慮し、水とみどりが美しいまちを築きます。

都市空間整備の基本方針

沖縄本島のほぼ中央部に位置する沖縄市は、市域面積（49.0km²）の約9割が標高100m以下の地形で、中城湾に面する東海岸から斜面地域が連坦しながら、西北部の丘陵地へと広がっています。

土地利用^{注1}については、市街地等の居住地、農業地域、森林地域、斜面緑地、米軍基地などに大別されます。

市土は、現在および将来において限りある共通の財産であり、市民の健康で文化的な生活環境の確保や自然環境の保全など、都市として均衡ある発展を持続していくための有効活用を図ります。

1 市街地の形成と都市機能の高度化

市民が安心して快適に生活できる都市の形成に向け、区画整理事業の推進や老朽密集市街地の改善・再生に取り組み、居住環境の向上や防災に配慮した都市づくりをめざします。

中心市街地における多様な都市機能の集積やユニバーサルデザイン^{注2}の推進など市民の活動拠点となるにふさわしい魅力ある空間整備に取り組みます。

2 農用地および臨海部沿岸域の土地利用

生産緑地や緩衝緑地としての機能を有する農用地の確保と保全に努めるとともに、自然環境に配慮した農業生産の向上や農業経営の安定に向け、農用地の有効利用を図ります。

農業振興地域における農用地区域周辺の開発行為については、周辺環境に配慮した秩序ある土地利用を促進します。

また、臨海部沿岸域については、陸域と海域の一体性に配慮するとともに、中城湾新港地区や東部海浜開発地区など経済的機能や自然的・地理的特性を活かした土地利用をすすめます。

注1 土地利用
利用区分としては、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地などがある。

注2 ユニバーサルデザイン
あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

3 交通・情報ネットワーク整備

本市の地理的特性を活かし、沖縄本島を結ぶ広域的な交通体系の構築を図ります。また、高齢者など交通弱者の安全で円滑な交通手段の確保および環境への負荷の低減に向け、公共交通機能の有効活用・整備に取り組みます。

情報通信ネットワーク^{注3}の構築を図り、市民生活の利便性の向上と産業の振興を促進します。

4 緑地・水辺空間の保全・再生

本市北部地区の森林や東部地区の斜面緑地など、限りある緑地空間の保全・再生に取り組むとともに、都市の緑化をすすめ、まちの快適性を高めます。

東部沿岸を含む親水性の確保や良好な水循環機能の整備などにより、うるおいのある水辺空間、都市におけるオープンスペースの確保に取り組みます。

5 基地返還および駐留軍用地跡地利用

土地利用・都市構造上大きな制約となっている米軍基地^{注4}等については、国・県による積極的かつ計画的な返還を促進するとともに、基地内施設の共用に向けた取り組みをすすめます。

駐留軍用地等の跡地については、良好な生活環境の確保、産業の振興、自然環境の保全・再生など、国・県の責任に基づき、関係機関との連携による、地域特性を踏まえた跡地利用の検討をすすめます。

注3 情報通信ネットワーク
コンピュータを用いて、情報の伝達交換をおこなうシステム。

注4 米軍基地
本市には、嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・シールズ、泡瀬通信施設、キャンプ瑞慶覧及び陸軍貯油施設（ハイライン）の6施設がある。市域面積に占める米軍基地面積の割合は34.5%となっている（平成19年3月末現在）。

都市像

1

平和を創り かおり高い文化を 発信するまち

世界の恒久平和は人類普遍の願いであり、沖縄県民の心です。

沖縄市は、先の沖縄戦終結の調印式^{注1}が行われ平和の扉が開かれた地です。

すべての市民が生命をかけがえのないものとし、人間としての尊厳を謳う日本国憲法の平和主義の精神を基調に、平和を守り創造していくまちをめざします。

平和の心を礎に、沖縄市が培ってきた魅力ある豊かな文化を力として、市民の自由な自己実現を高め、文化芸術を創造するまちをめざします。



>>基本方向 1

平和の心を 未来へ継承する

平和を尊ぶ市民の心を大切にし、暮らしのなかに平和を実感する市民活動を支援します。

国内で唯一住民を巻き込んだ地上戦といわれる沖縄戦や、それに続く施政権分離下の体験をふまえ、「沖縄市民平和の日^{注2}」の理念のもとに、市民が平和と向きあうとともに考える場を築き、平和を内外に発信します。

>>基本方向 2

個性あふれる コザ文化を発信する

沖縄の伝統文化と異文化が融合し、新たな文化を創出してきた本市の個性的な文化を源泉に、市民一人ひとりの輝きがまち全体の魅力となるよう取り組みます。

本市で育まれたコザ文化^{注3}を資源とし、新たな文化産業を創出するとともに、世界に躍進する文化創造のまちを推進します。



左|降伏調印式(1945年)
右|第5回世界のウチナーチュ大会

>>基本方向 3

平和で豊かな生涯を 育むまちを創る

いつでも、どこでも、だれでも、自ら学び体験し、活かすことで喜びを感じ、満ちたり人生をおくれるよう、生涯をとおして健康で豊かな心と体を育み、参加と協働の輪を広げ、活気と共感に満ちた学習の機会を創出します。

また、すべての市民が地域にねづいた平和で豊かな文化を継承・発展させる担い手として、相互理解のもとに自由な市民性を築きあうまちづくりを推進します。



沖縄市平和大使

>>基本方向 4

世界を結ぶ市民交流と 信頼しあうコミュニティを 形成する

国際間の協調や連携がより重要となる時代にあって、市民が国際社会の一員として、相互理解のもとに国内外の交流を深めるとともに、国際貢献や地域づくりの担い手育成、環境づくりに取り組みます。

地域のなかで市民相互の活動を促進し、信頼し支えあう地域コミュニティの創出を応援します。

^{注1}沖縄戦終結の調印式
1945年(昭和20年)
9月7日 旧越來村森根において、沖縄戦の降伏調印式が行われ、組織的な戦闘が終焉した。

^{注2}沖縄市民平和の日
1993年(平成5年)
4月1日条例制定。9月7日を「沖縄市民平和の日」とし、すべての市民が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりをめざす。

^{注3}コザ文化
戦後基地のまちと言われたコザで、伝統文化や異文化など多様な文化が融合し、エネルギーッシュでパワフルな新しい文化空間を創出したことから、チャンブルー文化を代表する戦後沖縄の象徴的な文化概念を言う。(出典:第3次沖縄市総合計画基本構想より)

都市像

2

未来に輝き 世界にはばたく 子どものまち

地球の未来は子どもたちの手の中にあります。子どもたちが今を輝き未来に夢を描き続けていけるよう、子どもの最善の利益を保障するとともに、平和を愛する心と自らの可能性や創造性を育む教育を推進し世界で活躍できる人材を育成します。

これまで培われた沖縄市の文化や風土を継承し、子どもたち一人ひとりがまちの色となる子ども文化を育むとともに、子どもたちの笑顔があふれ、安心して子育てができる、子どもにやさしいまちをめざします。



26

>>基本方向 1

健やかな育ちと 子育てを支援する

すべての子どもたちが、かけがえのない存在として愛情と理解のもとに育まれ、自らの手で未来を切り拓き、のびのびと力強く育つまちづくりをすすめます。

新たな命の誕生や健やかな成長に喜びを感じ、育つ力と育む力を高め、ライフスタイルにあわせた支援の充実を図るとともに、地域力を活かした思いやりと支えあうネットワークを築きます。



>>基本方向 2

個性や可能性を発揮する 教育を推進する

子どもたちが、遊びや学び、人とのふれあいをとおして生きる力^{注1}を培うとともに、個性や能力が生かされるよう学校・家庭・地域等が一体となった教育を推進します。

だれもが等しく学べる環境を整え、夢を持ち続けていけるよう、子どもたち一人ひとりの可能性をのばす教育を推進し、自ら学び・考え・行動する人材を育成します。



キジュンナフェスタ

>>基本方向 3

主体的な活動と 子どもの世界を創出する

子どもたちの声に耳を傾け、遊ぶ力、熱中する力、好奇心を抱く力など、自由な発想と参加により主体的な活動を応援し、笑顔と歓声が飛び交う環境を整えます。

自然や動物とふれあい、未知なる発見に出会える機会を創出し、命の尊さや豊かな人間性を育むとともに、子どもたちの夢と希望が輝く子どものまち^{注2}の拠点づくりに取り組みます。

注1 生くる力
自ら課題を見つけ、自ら学び・考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力など。

注2 子どものまち宣言
平成20年4月30日
宣言。沖縄市は、独自の特性や地域資源を活かしつつ、子どもたちの主体的な活動を応援し、子どもたちが夢にむかって元気にたくましく育つ環境をつくることを目的として「子どものまち」を宣言した。

都市像

3

心がふれあい 安心の輪でつながるまち

すべての人が、人間としての尊厳と権利が守られ、健康でいきいきと活動し、その人らしく充実した生涯がおくれるよう、生きる喜びと希望に満ちたまちづくりをすすめます。

質の高い福祉や格差の少ない社会の実現と、住み慣れた地域の支えあいの輪の中で、安心して心豊かに暮らせるまちをめざします。

基本構想 前期基本計画



沖縄市社会福祉センター^{注5}、沖縄市男女共同参画センター^{注6}の複合施設

>>基本方向 1

人とひとのきずなを深め ともに生きる

一人ひとりが自信と誇りをもち、人権が尊重され、自らの意思で積極的に社会参加し、持てる力と可能性が發揮できるよう総合的な支援体制の充実を図ります。

地域力を基盤として、住み慣れた地域で、互いに理解し尊重しあい、「ちゅいしいじい^{注1}」の心で支えあう福祉コミュニティづくりをすすめます。

>>基本方向 2

心も身体も元気 はつらつ生活を支援する

市民が健康の大切さを実感し、すすんで取り組む健康づくりや病気の予防と対策を推進し、健康・長寿のまちづくりに取り組みます。

楽しく充実した毎日とライフステージ^{注2}に応じた多様な生き方が実現できる社会をめざし、生きがい活動を支援します。



ビジネス講座

>>基本方向 3

いきいきと働き 希望が実現できるまちをつくる

一人ひとりが自らの意欲と能力に応じた力を発揮し、充実感や生きる喜びを感じながら働き、将来への希望が実感できる社会をつくります。

自分にあった働き方が選択できるよう、雇用の場の拡大や就労支援に取り組み、安定した暮らしの実現につなげます。

一人ひとりの自立^{注4}と生活を支え、生き活きと暮らすことができる社会を築きます。



みんなで仲良く健康づくり(37運動)

>>基本方向 4

自立と生活を支え 確かな安心を築く

市民の安心を確かなものとするため、持続可能な福祉社会の実現に向け、だれもが、いつでも適切に、年金および医療・介護、子育て支援等の社会保障やサービスが受けられるよう、セーフティネット^{注3}の充実に努めます。

一人ひとりの自立^{注4}と生活を支え、生き活きと暮らすことができる社会を築きます。

^{注1}ちゅいしいじい
互いに助けあうさま。
(相手の見返りの有無にかかわらず、自分にできることは進んで提供し、支援しあおうという考え方)

^{注2}ライフステージ
人間の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。

^{注3}セーフティネット
安全網。社会保障制度等国民の安心や生活の安定を支える各種の制度等を示す。

^{注4}自立
経済的、身体的な自立のほか、自らの持つ素質や能力を活かし、自己決定により行動や生き方が選択できること。

^{注5}沖縄市社会福祉センター
市民の福祉増進および福祉活動の向上を図る拠点施設。

^{注6}沖縄市男女共同参画センター
男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民に活動および交流の場を提供することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するために設置した施設。

都市像

5

地球にやさしく 安全で安心な くらしができるまち

環境の世紀といわれている今日、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来世代に継承していくことが求められています。亜熱帯の温暖な気候による季節の花に彩られた自然環境を守り・育む、自然と共生するまちをめざします。

あらゆる災害や危険から市民を守り、人とひととのつながりを深め、地域の安全力を高めることで、だれもが安心して生活ができるまちづくりに取り組みます。

>>基本方向 1

地球環境と共生する 地域づくりをめざす

地球規模での課題となっている地球温暖化への対策や限りある天然資源の有効活用に向け、低炭素社会^{注1}、循環型社会^{注2}の構築をめざします。

自然環境の保全・再生を図るとともに、新エネルギー^{注3}の普及や環境教育をとおした身近な活動などにより、環境と共生する地域づくりを市民・事業者・行政が一体となって取り組みます。



交通安全教室

>>基本方向 2

安全力を高め 安心なまちを築く

自然災害や新型感染症の発生など多様化する緊急事態に備え、地域防災力や消防力等の充実とインフラ整備に努めるとともに、迅速な対応や被害の軽減と未然防止に取り組み、災害に強いまちを築きます。

地域ぐるみによる防犯や交通安全対策を推進し、市民との連携・協働により、だれもが住みたくなる安全・安心な生活環境づくりをすすめます。



建物火災対応訓練

>>基本方向 3

市民が主体となって エコライフを実現する

自立した消費者として、市民一人ひとりが健康で豊かに暮らせるよう、消費者被害の発生・拡大防止に向けた情報提供や相談体制の充実、消費者教育に取り組みます。

リサイクル活動などエコライフ^{注4}を推進し、環境にやさしい消費生活社会を実現します。

注1 低炭素社会
CO₂排出が少ない、または、CO₂の排出量が吸収量より少ない社会。

注2 循環型社会
廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用、天然資源の消費抑制をめざす社会。

注3 新エネルギー
太陽光、風力などの自然エネルギーやCO₂の発生が少ない合成エネルギーの総称。石油代替エネルギーのうち、普及・啓発段階にあるもの。

注4 エコライフ
日常生活が及ぼす影響を認識し、自然や環境にやさしい生活を実践すること。

都市像

6

うるおいある 快適な空間を 将来につなぐまち

中部圏域の中核都市として、誇りある歴史・文化、国際的な風土や特色ある自然環境を活かし、まちにうるおいと活力を創出します。

市民一人ひとりの暮らしや活動を支え、環境にやさしい都市を将来世代につないでいきます。



» 基本方向 1

沖縄市らしい まちの顔を再生する

中心市街地については、社会的、経済的、文化的活動における地域の核として、ミックタウン音市場や沖縄こども未来ゾーンなどの拠点施設と総合的・一体的となった魅力ある地域づくりに取り組みます。

ユニバーサルデザインの推進やみどりの創出など、歩いて楽しい空間づくりに取り組み、にぎわいあふれる「まちの顔」としての再生を図ります。

» 基本方向 2

市民のくらしを支える 快適な都市を形成する

市民活動、産業活動等人々の生活を支える良好な住環境や都市の利便性の向上など、だれもが暮らしやすい安心・安全で快適な生活環境の整備に取り組みます。

臨海部については、自然的・地域的特性を活かした東部海浜地区の開発など、時代に対応した地域づくりをすすめます。

» 基本方向 3

地域の特性を活かし みどりあふれるまちを創る

国際色あふれる通りの意匠など本市の歴史的・文化的な特性が映える景観づくりに取り組み、地域が誇りと愛着を持てるまち並みを創出します。

公園や緑地、水辺など美しい自然的環境を創出するなど、海と緑と風を感じるこころ安らぐ空間づくりに取り組みます。



» 基本方向 4

生活をつなぐ 交通ネットワークを整備する

本市の中部圏域における交通の要所としての特性を活かした広域的な交通体系の構築を図り、まちの活性化や交流を創出する公共交通環境の整備に努めます。

市民生活の向上や地域経済を支える安全で利便性の高い交通機能の構築に向け、ユニバーサルデザインの推進など、すべての人にやさしい交通環境づくりや交通ネットワーク整備に取り組みます。

くすの木通り

越來城水辺公園

基本構想の推進に向けて

基本構想の推進は、基本方針に基づく都市像等を市民と共有し、その実現に向けて取り組むため、市政運営の基本姿勢として明らかにするものです。

まちの主人公は市民であり、市民が主体となる市政運営を基本として、市民との協働によるひらかれた行政により、市民サービスの質を高めるとともに、将来にわたってリスク^{注1}やコストを最小限に抑える持続可能な行財政運営を図ります。

また、国と地方が対等な関係の下で、それぞれの役割を担う地方分権を確立するため、地域主権^{注2}に基づく市民に身近な基礎的な自治体^{注3}として自主・自立の自治体運営をめざします。



基本構想の推進に向けて

1 市民との協働によるまちづくりの推進

市民一人ひとりが幸せや豊かさを実感できるまちを実現するためには、市民主権による自治のまちづくりを推進することが重要です。

まちづくりの主役は市民であることを市民はもとより行政も自覚し、自助・共助・公助の役割を相互の信頼関係の下に実行していくことが求められます。そのためには、市民と行政が対等な立場で、ともに責任ある主体として協力しあっていくことが大切であり、同時に行政の情報公開と説明責任が不可欠となります。

市民をはじめ、さまざまな主体が協働し、まちづくりの課題を発見・共有するとともに、解決策を立案・実施し、そして、評価していく仕組みづくりが重要です。

市民の知恵と行動により、自分たちでまちをつくることを生きがいとし、だれもが互いに支えあい、つながりを深め、市民力を一層発揮して協働によるまちづくりをすすめます。

注1 将来にわたるリスク
資金やマンパワー不足および安全性の低下等、不確実性を伴う資源や環境の変化による危険などのこと。

注2 地域主権
市民や地方自治体が、自ら主体的に考え、判断し、そして行動すること。

注3 基礎的な自治体
住民に最も身近な行政を担う市町村のこと。

基本構想の推進に向けて

2 持続可能な行財政運営の推進

地方分権時代の自治体は、地域主権の立場に立って、自主的・主体的な市政運営をめざし、自ら課題を見つけ、自らの知恵と力で解決していく政策自治体への転換が求められています。そのためには、職員一人ひとりが市民と協働するまちづくりの創造的な担い手であることを自覚し、その専門性を高め活かすとともに、市民や時代のニーズ^{注4}に対応しなければなりません。

より迅速・的確かつ効率的に機能する健全な行財政運営を持続的に発展させるためには、脆弱な財政基盤の強化をはじめ、市民自治による財政運営の推進など、これからの中長期的な視点や発想が求められます。

持続可能な行財政運営をすすめるために、職員の力と組織の力が融合して発揮される行政力の強化を図ります。

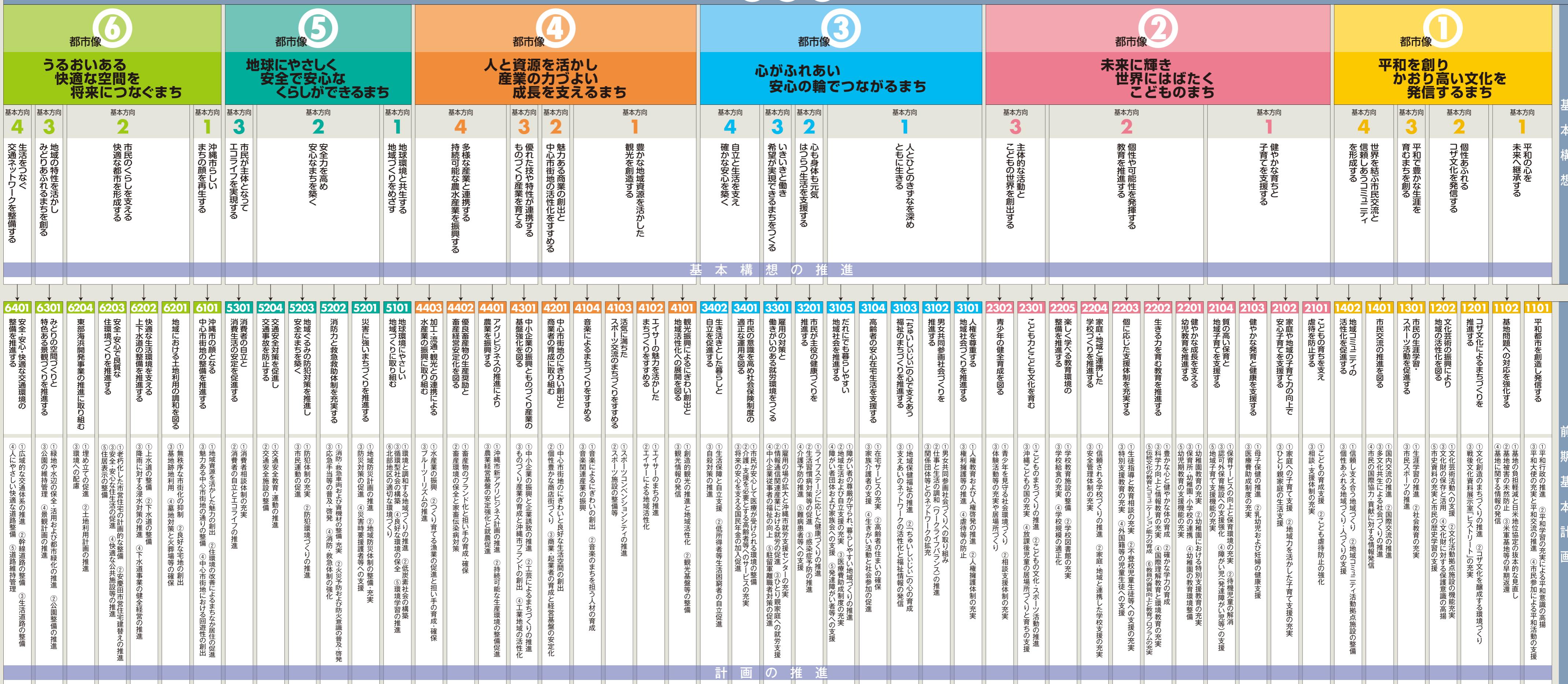
また、広域的な視点から、市民にとってより効果的な行政サービスの実現に向けて自治体間連携に努めます。

注4 市民や時代のニーズ
市場におけるニーズとは異なるものであり、市民が生活を営むうえで公共として必要なこと、または、社会的に供用され福祉を向上するうえで必要なこと。

國際文化觀光都市

・健康で美しい沖縄市 　・明るくて住みよい沖縄市 　・平和で豊かな沖縄市

縄大好き！人 文化 環境 をつなぐまち



前期基本計画



第4次沖縄市総合計画・ 前期基本計画の策定方針

計画策定の趣旨

2001年度（平成13年度）にスタートした第3次沖縄市総合計画が、2010年度（平成22年度）に終了することから、国際文化観光都市宣言の理念に今日的な意義を付し、2020年度（平成32年度）を目標年次とする向こう10年間の本市におけるまちづくりを推進する第4次沖縄市総合計画を策定する。

本市の将来像である国際文化観光都市の実現に向け、「沖縄市大好き！人・文化・環境をつなぐまち」を基本方針に掲げる第4次沖縄市総合計画基本構想を推進するために、2015年度（平成27年度）を目標年次とする向こう5年間の「前期基本計画」を策定するものとする。

計画策定の基本方針

前期基本計画については、以下の方針にそって策定する。

1 第4次沖縄市総合計画基本構想を推進する計画づくり

国際文化観光都市宣言の理念をふまえ策定された第4次沖縄市総合計画基本構想に設定される基本方針や都市像等を推進するために、沖縄市がめざす向こう5年間の施策が体系的に明らかにされた計画とする。

2 市民との協働によるわかりやすい計画づくり

市民と共有できる総合計画をめざし、市民との協働をふまえ、市民意見が反映された計画にするとともに、施策に関連する各種分野別行政計画の策定状況等を明記し、市民にわかりやすい計画とする。

3 沖縄市の個性を活かした計画づくり

まちづくりに関する各種宣言等の理念はもとより、歴史・文化・風土など沖縄市の個性を活かした計画とする。

4 「地域主権」に対応しうる計画づくり

地域の住民が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う「地域主権」への転換がすすめられるなか、市民の知恵と行動を活かし、権限移譲などに対応しうる計画とする。

5 効率的かつ効果的な行政運営に資する計画づくり

PDCAサイクルをより確立するために、施策レベルに「目標値」を設定し、施策と事務事業を「目的—手段」の関係として体系立て、事務事業の目的を明確化するとともに、施策の達成状況を検証するなど、効率的かつ効果的な行政運営に資する計画とする。

計画策定の方法と組織体制

前期基本計画の策定については、沖縄市総合計画策定に関する規程を遵守し、部門別計画案および原案の作成、策定委員会および審議会の対応、議会報告等、これらの業務を全庁的に取り組むものとする。

(1) 基本計画の期間は、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5カ年計画として策定する。

(2) 各部局に策定主任および主任補佐を置き、部門別計画案を作成するとともに、庁内に総合計画策定委員会を設置し、職員提案の積極的な活用を図る。

(3) 市民の声を反映させるため、次の事項を実施する。

- ① 市民アンケートによる生活環境意識調査を反映する。
- ② 市民や団体との協働による会議を開催する。
- ③ 総合計画審議会の市民委員を公募する。
- ④ 議会や市政懇談会等の市民意見を反映する。

(4) 総合計画策定委員会をふまえた基本計画の案については、沖縄市総合計画審議会に諮問し、答申を得るものとする。

土地利用

現況

沖縄市は、市域の約9割が標高100m以下の地形で、大別すると東海岸部の低地域、中部地区の50～60mの台地、西部地区の100mの中央台地、それらを連結する斜面域、さらに、西北部の丘陵域に分類できる。

市域面積は4,900haであり、土地利用状況は、中心市街地や新市街地等の居住地域および農業地域、森林地域、斜面緑地、米軍基地などに大別されている。

また、市域は中部広域都市計画区域に属し、全域が都市計画区域に指定され、用途地域は1,896ha、未指定地域は3,004haとなっている。

市街地の再整備

中心市街地においては、交通環境の整備をはじめ、これに併せた沿線の土地利用や景観整備などをすすめるとともに、区画整理や再開発等による住環境の改善や防災性の向上に取り組むなど、都市機能の高度化を図る。また、商店街や沖縄こどもの国などの地域資源を活かし、にぎわいの創出を図るなど、個性豊かで魅力的な都市空間の形成をすすめる。

新市街地については、快適な生活空間の形成に向け、道路や公園など都市施設の整備を推進する。

農地保全と秩序ある土地利用

農業生産に供される土地については、農業生産性の向上に向け、農業生産基盤の整備や農地の保全・有効利用を図るとともに、自然環境の保全に配慮した環境保全型農業を推進する。

また、農業振興地域における宅地化等の開発については、農業振興を妨げることがないよう十分な配慮をおこなうとともに、都市化の進展など農業環境の変化が著しい地域については、秩序ある計画的な土地利用を推進する。

自然環境等と調和する都市の形成

北部地区の森林地帯や東部地区の斜面緑地など自然環境の保全をはじめ、都市内緑化や水辺の保全・活用および景観の形成や歴史・文化等の地域特性を活かした土地利用など、自然環境等と調和する都市の形成をめざす。

臨海部の整備

臨海部については、自然環境と都市環境が調和する土地利用をすすめるとともに、地震や津波など自然災害に対する「減災」の取り組みを強化し、防災機能の向上を図る。

中城湾港新港地区については、流通加工港湾としての機能の充実および定期就航を促進するなど、港湾およびその周辺における経済活動を支える土地利用をすすめる。

スポーツコンベンション拠点の形成をめざす東部海浜開発事業の推進を図るため、中城湾港泡瀬地区の埋め立て事業を促進するとともに、埋め立て後の土地利用計画を考慮した基盤整備等に向け取り組む。

基地の計画的返還と跡地利用

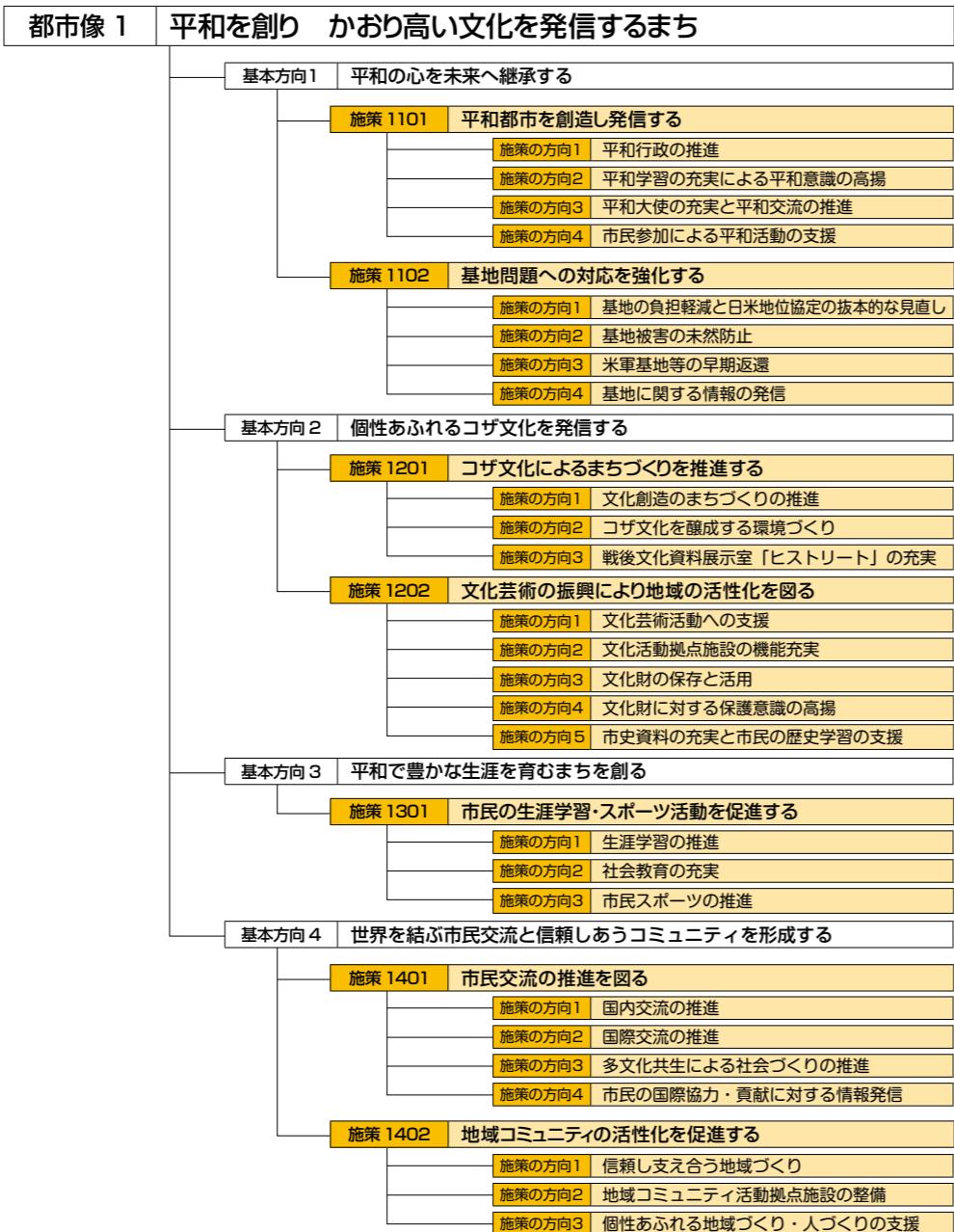
都市構造上の制約要因となっている米軍基地等については、引き続き基地の計画的返還を促進するとともに、基地内道路の共用に向けた取り組みを推進する。また、中南部都市圏における大規模な基地返還を見えつつ、地域の特性を活かした返還跡地の利用に取り組む。



フォームの見方

部門別計画は39ページ掲載の「施策体系図」と連動するもので、体系図に示されている都市像1～6について、それぞれの基本方向、施策方向、施策の目標値、現状と課題について具体的な内容を紹介するものです。下図に示す通り、「施設体系図」との連動を見ていただければより理解が深まるものと思います。





部門別計画 都市像 1

平和を創り
かおり高い文化を
発信するまち

平和都市を創造し発信する

▶ 施策の方向

1 平和行政の推進

「沖縄市民平和の日^{注1}（9月7日）」を市民に周知するため、平和アクションプログラムを充実・強化する。

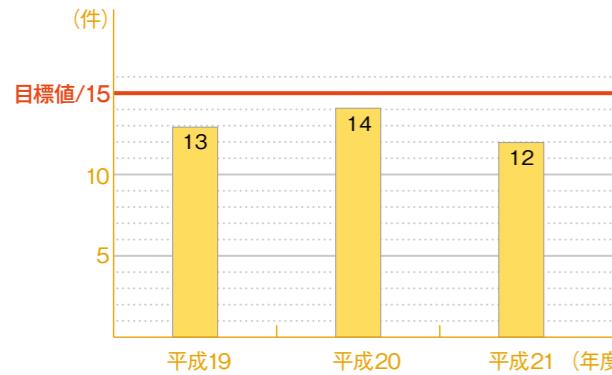
2 平和学習の充実による平和意識の高揚

市民が戦争の悲惨さや平和の大切さについて学ぶ「戦跡めぐり」や沖縄戦の記録を次世代に引き継ぐ語り部の発掘・育成および学校教育において平和を希求する心を育てる平和学習の充実により、市民の平和意識の高揚に努める。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
市民等が主催する平和企画展件数	12件	15件

▼参考 市民等が主催する平和企画展件数



3 平和大使の充実と平和交流の推進

原爆被災地の広島市や長崎市に派遣している市内中学生および社会人の平和大使の充実を図るとともに、平和イベントの開催等をとおして、世界の国々との平和交流を推進する。

4 市民参加による平和活動の支援

市民が平和と向き合う「(仮称)市民の眼・平和写真展」を開催し、平和の取り組みを内外に発信するとともに、NPO^{注2}や国内外の人々との連携を図る市民の平和活動を支援する。



被爆体験者講話

▶ 現状と課題

本市では、日本国憲法の恒久平和の理念にもとづき、昭和60年人類が二度と戦禍を繰り返さないよう共に誓い、全世界の人々へ戦争の根絶を訴えるとともに、人類が平和に暮らせる世界を実現するため「核兵器廃絶平和都市」の宣言をおこなった。また、昭和20年9月7日に、本市森根において沖縄戦の降伏調印式がおこなわれたことから、平成5年「沖縄市民平和の日（9月7日）を定める条例」を制定し、平和アクションプログラムによる平和行政を推進してきた。

戦後65年が経過する中で、沖縄戦の悲惨な体験や教訓を風化させることなく、後世に平和を継承していくことが求められている。また、戦争体験者の高齢化等により、語り部の発掘や育成が年々難しくなってきていることから、沖縄戦の記録や語り部の発掘・育成に努めるとともに、市民が戦争体験について学び、自ら平和について向かう取り組みをすすめる必要がある。

また、平和月間（8月1日～9月7日）において開催されている平和行政推進事業をはじめ、市民が主催する展示会、映画上映会等、平和イベントの充実を図るとともに、平和に関する情報の共有化や市民団体等との連携を強化するなど、平和事業の充実に取り組む必要がある。

これまで平和大使として中学生や社会人を広島市と長崎市に派遣し、平和学習や平和交流をおこなってきたが、今後は、派遣後の活動支援やネットワークづくりなどの充実を図るとともに、平和への取り組みを内外に発信する必要がある。

注1「沖縄市民平和の日」
1945年9月7日、旧来村森根において、日本とアメリカの間に沖縄戦の降伏調印式が行われ、公式に沖縄戦が終結した。

本市は、平成5年より、沖縄戦終結となる9月7日を「沖縄市民平和の日」と条例で定め、8月1日から9月7日までを「平和月間」と位置づけている。

注2NPO
(Non-Profit Organization) 民間非営利組織。利益を上げることを目的とせず、公益的な活動をおこなう非政府、民間組織。

沖縄市戦跡めぐり
(沖縄戦降伏調印式の碑)



【関連する部門別計画や指針など】

- 核兵器廃絶平和都市宣言（昭和60年度）
- 沖縄市民平和の日を定める条例（平成5年度）
- 平和月間等に関する規則（平成5年度）
- 沖縄市平和大使派遣実施要綱（平成21年度）

【主な事業や取り組み】

- 平和行政推進事業
- 沖縄市民平和の日20周年記念事業
- 新旧平和大使の活動支援、ネットワークづくり
- (仮称)市民の眼・平和写真展

基地問題への対応を強化する

施策の方向

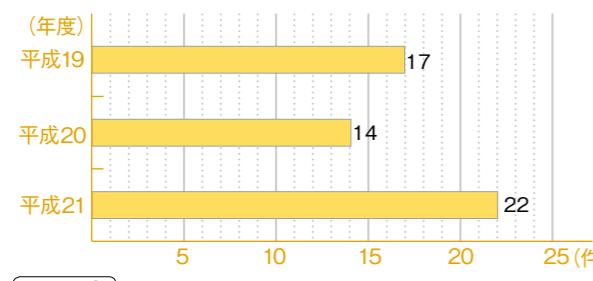
1 基地の負担軽減と日米地位協定の抜本的な見直し

県や関係機関との連携により、基地の整理縮小など基地の負担軽減を日米両国政府に対して求めるとともに、市民の生命や財産、基本的な人権を守るために、日米地位協定の抜本的な見直しを強く求める。

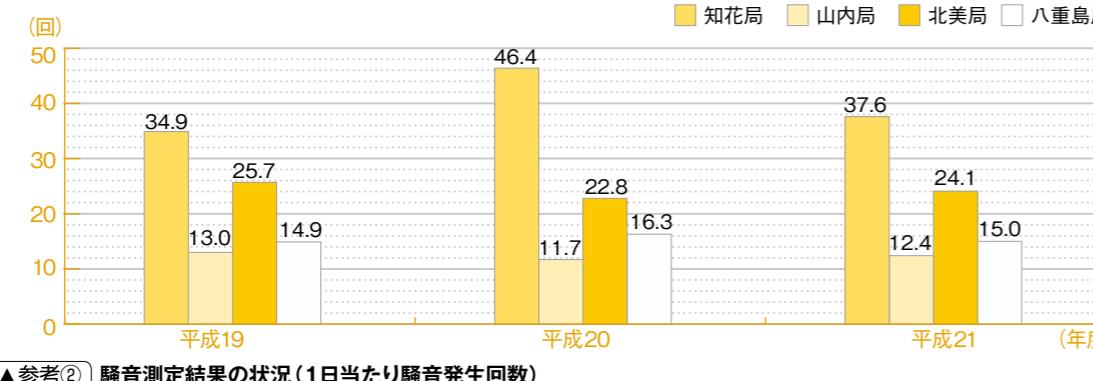
【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
事件・事故発生件数	22件	↓
騒音発生状況*	22,275回	↓

*各測定期の平均騒音発生回数



▲参考① 基地関係事件・事故発生状況



▲参考② 騒音測定結果の状況(1日当たり騒音発生回数)

現状と課題

2 基地被害の未然防止

米軍人・軍属等による事件・事故や米軍基地から派生する騒音問題等に対して、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会^{注1}および嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会^{注2}をはじめとする関係機関等との連携を強化し、基地被害の未然防止や騒音対策および被害者への迅速・適切な対応を日米両国政府に対し求める。

3 米軍基地等の早期返還

日米両国政府により返還が合意されているキャンプ瑞慶覧地区について、早期返還を求めるとともに、今後の返還跡地の円滑な利活用を図るため、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法制度の早期制定を求める。

4 基地に関する情報の発信

航空機の騒音測定や目視調査の結果をはじめ、基地の現状および事件・事故の被害状況など、基地に関する情報を発信する。

沖縄県には、全国の米軍専用施設面積の73.9%が所在している。本市においては、市域面積の約36%を米軍基地および自衛隊基地が占め、計画的な都市づくりなど地域振興の大きな制約要因となっている。また、米軍人・軍属等による事件・事故や昼夜間を問わず繰り返される航空機の訓練から発せられる騒音被害など、基地と隣り合わせにあるがゆえに生じる市民生活や環境への影響が問題となっており、不安と負担が払拭されていない状況にある。

米軍再編にともない、日米両国政府は、平成18年の「再編実施のための日米のロードマップ」において、沖縄の基地の負担軽減等を示したもの、普天間飛行場代替施設の県内移設に対する県民の反対は根強いものであった。そのような中、平成22年5月の日米共同声明は、普天間飛行場の県内移設と嘉手納飛行場より以南の基地返還や海兵隊のグアム移転等をパッケージとして、沖縄の負担軽減への対応として示した。

しかし、実態は、過去最大規模とも言われる日米合同統合演習や相次ぐ嘉手納飛行場への外来機の飛来など、基地機能の強化が懸念されるとともに、米軍人・軍属等の事件・事故も後を絶たず、市民の負担や不安は、いまだ具体的な軽減には至っていない

い状況にある。

米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、米軍人・軍属等による犯罪などから市民の生命と財産を守り、市民の福祉の向上を図るために、日米地位協定の抜本的な見直しを日米両国政府に求めるとともに、嘉手納基地から派生する諸問題に対応するため、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）等の連携強化を図る必要がある。

平成8年12月の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告において、本市にかかるキャンプ瑞慶覧地区の一部（17ha）が返還されることとなっているが、いまだ返還に至っていないことから、日米両政府に対して早急な返還を求めていく必要がある。

これまで駐留軍用地跡地利用に関しては、「沖縄振興特別措置法」や「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」の下で、国・県・跡地関係市町村が連携し取り組んできた。

平成23年度末に同法の期限を向かえることから、今後の跡地利用を円滑かつ最適に推進していくための新たな法制度の制定に向け、跡地関係市町村との連携により国への提案を行っているところである。今後は、新たな法制度の早期制定が求められる。

【関連する部門別計画や指針など】

●三連協活動方針

【主な事業や取り組み】

- 三連協、軍転協等との連携
- 基地被害に対する関係機関への抗議、要請等
- 県市長会、九州市長会等への要望、要請

●「基地対策シリーズ」の発刊

●沖縄市基地転用計画策定に伴う街づくり懇話会

●沖縄市基地対策協議会

●基地に関する情報の発信

●キャンプ瑞慶覧地区返還にかかる要請

●住宅防音工事

注1 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会(軍転協)

県内に所在する米軍・自衛隊の使用地及び未利用のその跡地について、県、市町村間の連絡を密にし、その利・転用の促進を図るとともに、米軍基地及び自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図り、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする協議会。

注2 嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会(三連協)

嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、沖縄市、北谷町、嘉手納町の共通課題について共同で対処することを目的とする三市町連絡協議会。

1 平和を創り かおり高い文化を発信するまち

2 個性あふれるコザ文化を発信する

コザ文化

施策

01

コザ文化によるまちづくりを推進する

はじめに

○ 施策の方向

1 文化創造のまちづくりの推進

文化活動や文化産業を支える人材の育成、市民が気軽に文化芸術に親しむ機会を創出するなど、文化によるまちづくりの創造に向け（仮称）沖縄市文化創造のまちづくりビジョンを策定し、文化振興および文化による地域の活性化を図る。

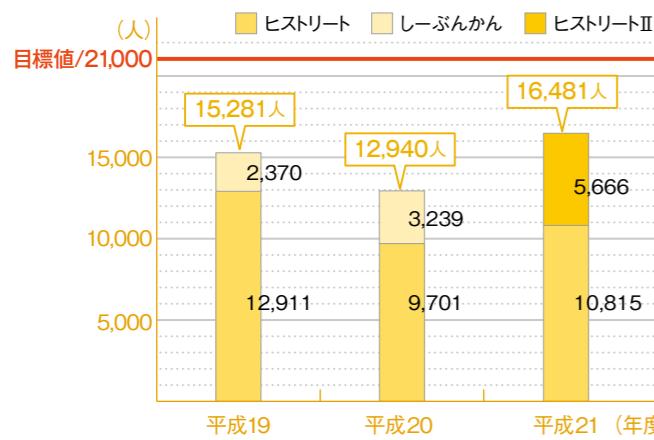
2 コザ文化を醸成する環境づくり

エイサー・ロックをはじめ、伝統芸能、音楽等によるイベントの開催や文化産業の振興などに取り組み、多様性と個性に満ちたコザ文化を醸成する環境づくりをすすめる。

【施策の目標値】

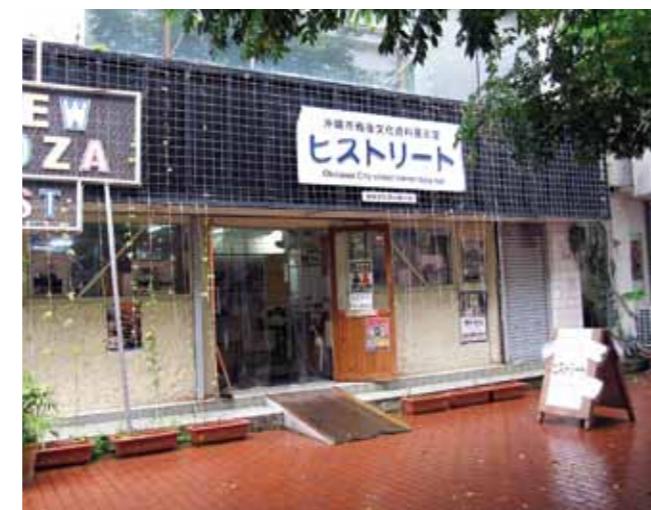
指標	現状値	目標値
ヒストリー来室者数	16,481人	21,000人

*年間当たりの来室者数



3 戦後文化資料展示室「ヒストリー」の充実

沖縄戦後文化の研究・発信都市として、市民の歴史や文化に対する認識を深める学習の場として沖縄市戦後文化資料展示室「ヒストリー^{注1}」の充実を図る。



沖縄市戦後文化資料展示室「ヒストリー」

○ 現状と課題

本市は、戦後米軍基地の影響を受けながらも、伝統芸能のエイサーをはじめ、ロックやジャズ、島唄、琉舞、演劇、ファッションなど、伝統文化と異文化が融合し、新たな文化（コザ文化）を創出するとともに、音楽・芸能等の著名なアーティストを輩出するなど、常に戦後沖縄の文化をリードしてきた。

特に、本市が半世紀余もの間開催してきた「沖縄全島エイサーまつり」は、沖縄市青年団協議会や地域の青年会の活発な活動と相まって、今や沖縄を代表する祭りへと発展してきている。

本市は、平成18年に「エイサーのまち」を宣言し、エイサーを最も貴重な地域の文化資源として位置づけ、その発展と継承をはじめ、エイサーを内外に発信し、エイサーによるまちの活性化をめざして諸施策を展開しているところである。

平成19年には、音楽によるまちづくりを開発する拠点施設「コザ・ミュージックタウン」を整備し、多目的ホールや音楽スタジオ、屋外音楽広場等を備えた「音市場」において、コンサート等のイベントや人材育成など、音楽資源の発掘・活用が行われている。

また、芸能、ロック、ジャズ等のイベントをはじめ、ライブハウス、民謡クラブ、琉球舞踊研究所等は、文化の振興や観光産業等を担う本市の多様な文化資源となっている。

今後は、本市が培ってきたコザ文化を活かし、文化創造のまちづくりをすすめるために、文化振興および文化産業等の創出を図るとともに、市民が本市の文化を誇り、文化創造へ積極的に参加していく環境づくりや、文化を担う人材の育成が必要である。

本市では、中心市街地に沖縄市戦後文化資料展示室「ヒストリー」「ヒストリーII」を開設し、沖縄の戦後を象徴する本市の歴史・文化を内外に発信するとともに、市民や来訪者の歴史学習の場として提供してきた。今後は、寄贈および収集した資料等の保存・公開や、デジタル化による情報の有効活用、利用者の利便性の向上に努めるなど、展示室の充実を図るとともに、将来に向けた沖縄市戦後文化資料展示室のあり方を検討する必要がある。



ピースフルラブ・ロックフェスティバル

【関連する部門別計画や指針など】

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針・平成23年度）
- 沖縄市文化振興ビジョン策定調査（平成13年度）
- 沖縄戦後文化資料館基本構想（平成5年度）
- 沖縄市戦後文化資料展示室「ヒストリー」設置要綱（平成17年度）

【主な事業や取り組み】

- （仮称）沖縄市文化創造のまちづくりビジョン策定
- （仮称）チャンブルー芸術フェスティバルの開催
- 吹奏楽フェスティバル等への支援、舞踊家等の活動支援、舞台技術者等の人材育成
- 沖縄市戦後文化資料等展示事業

基本構想

前期基本計画
部門別計画

資料編

基本構想 前期基本計画

第4次沖縄市総合計画

1 平和を創り かおり高い文化を発信するまち

2 個性あふれるコザ文化を発信する

文化芸術

文化芸術の振興により 地域の活性化を図る

○ 施策の方向

1 文化芸術活動への支援

文化芸術を継承・発展させるため、文化芸術団体等への支援および市民の創作意欲の喚起、鑑賞や発表できる場の提供など、市民の主体的な文化芸術活動を支援する。

2 文化活動拠点施設の機能充実

沖縄市民会館や沖縄市民小劇場あしひなー等の老朽化した設備の整備や耐震化により、安心して利用できる文化芸術活動の拠点施設として機能の充実を図る。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値
市指定文化財件数	21件	26件

3 文化財の保存と活用

文化財の保存と活用を図るために、文化財の調査や指定をすすめるとともに、文化財散策マップの発刊および説明板等の設置により、文化財に親しみやすい環境づくりや市民の郷土文化に対する学習機会の創出を図る。

4 文化財に対する保護意識の高揚

市民の文化財に対する保護意識の高揚を図るために、展示会や講座等を開催するとともに、文化財に関する調査報告書等を発刊し、市民が文化財に触れる機会を創出する。

5 市史資料の充実と 市民の歴史学習の支援

市史の計画的な発刊に取り組むとともに、市史資料の収集・整備やデジタル化により資料の充実を図り、市民の歴史認識を深めるための歴史学習活動を支援する。

○ 現状と課題

本市では、沖縄市文化協会や沖縄市芸能団体協議会等の文化芸術団体への支援をはじめ、音楽や芸能イベント、発表会など、市民が質の高い文化芸術にふれる機会の創出や文化芸術活動への参加促進および人材の育成に努めてきた。

今後とも、文化芸術団体等への支援をはじめ、市民の創作活動の機会や場の提供等の充実を図るなど、市民の主体的な文化芸術活動への支援が必要である。

沖縄市民会館や沖縄市民小劇場あしひなー等については、これまで文化活動拠点施設として多くの市民が利用し、本市の文化の発展に供してきた。今後は、舞台、音響、照明設備等の老朽化や機器等のデジタル化などに伴う設備のリニューアルおよび高度化、耐震化を図り、市民がより利用しやすい時代に即した施設の整備が求められている。

本市には現在、有形・無形等を合わせ、国指定3件、県指定8件、市指定21件、国登録3件の文化財があるが、これら以外に

も数多くの文化財が所在していることから、調査や指定を隨時おこない、文化財の環境を整備するとともに、市民の文化財に対する保護意識の高揚を図る必要がある。

歴史・文化・自然等に関する公文書や寄贈資料など、市史編集担当や市立郷土博物館の調査等において収集した貴重な資料を相当数所有しているが、保存・展示に苦慮する状況にあり、今後は、市民が身近に貴重な資料に触れることができるよう、保管施設の整備や計画的な公開・展示などの取り組みが必要である。

また、沖縄市史の発刊については、これまで沖縄市史編集基本構想の発刊スケジュールに沿って文献資料編や近代新聞編等を既刊しているが、今後は、市史の計画的発刊に取り組むとともに、戦後史のさらなる調査・研究をはじめ、市民が地域の歴史・文化に対する認識を深める学習等を支援していくことが必要である。

文化財の種類
 ・有形文化財
 ・無形文化財
 ・民俗文化財
 ・記念物
 ・文化的景観
 ・伝統的建造物群

▼参考① 市内文化財関係

市内文化財件数	374件
市指定文化財件数	21件
説明板等設置数	92件
市内各字別文化財マップ	2件
文化財関係報告書(調査・自然・啓発)	48件

▼参考② 市史に関する発刊資料

「沖縄市史」関係発刊資料	25冊
沖縄市史 (第二巻文献資料編、第四巻自然・地理・考古編、第七巻近代統計編上・下、第八巻近代新聞編上・下・附録)	4巻
沖縄市史資料集(No.1~No.6)	7冊
KOZAの本(No.1~No.4)	4冊
KOZA BUBKA BOX(1号~6号)	6冊

【 関連する部門別計画や指針など 】

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針
(第3次基本方針:平成23年度)
- 沖縄市文化振興ビジョン策定調査(平成13年度)
- 沖縄市文化財保護条例(昭和50年度)
- 文化財整備活用基本計画(平成20年度)
- 沖縄市史編集基本構想(平成22年度)

【 主な事業や取り組み 】

- 沖縄市文化協会補助金
- 沖縄市芸能団体協議会補助金
- 文化芸術活動支援
- 市民会館改修事業
- 市民小劇場あしひなー改修事業
- 文化財調査事業
- 文化財発掘調査事業
- 文化財説明板等設置事業
- 市史編集事業

市民の生涯学習・スポーツ活動を促進する

○ 施策の方向

1 生涯学習の推進

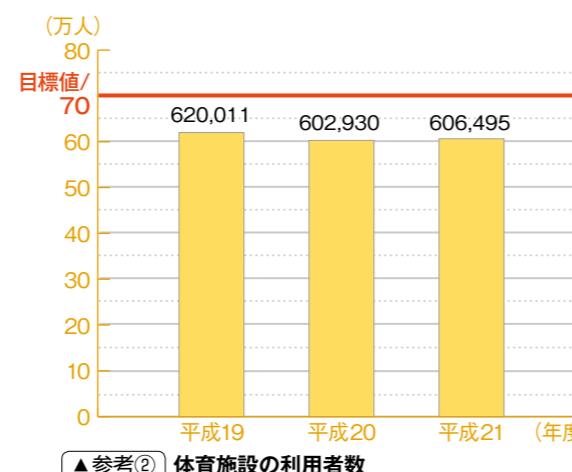
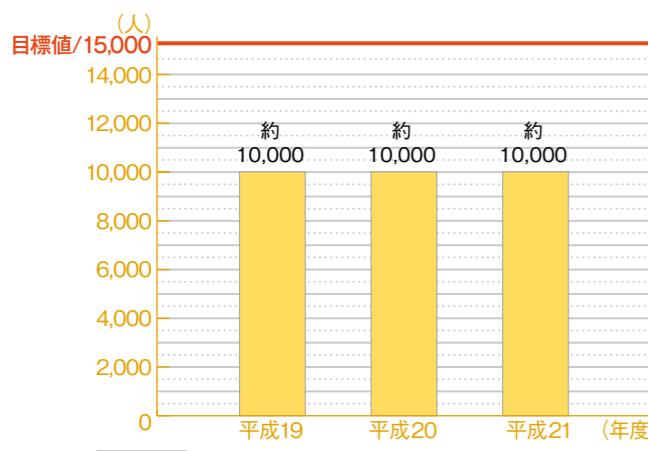
地域の団体やサークル等との連携による生涯学習フェスティバルを開催し、学習の成果発表や参加体験の場づくり、新たな学びのきっかけづくりをおこなう。また、情報提供や各種講座の開催など、市民ニーズへ対応した学習機会の創出を図り、市民が自ら学べる環境を整えるとともに、関係機関や民間事業所等との連携を強化し、生涯学習推進体制の充実を図る。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
生涯学習フェスティバルの参加人数 ^{*1}	約10,000人	約15,000人
体育施設・用具の利用者数 ^{*2}	606,495人	700,000人

*1.生涯学習フェスティバルの来場人数

*2.コザ運動公園内体育施設、学校体育施設及びスポーツ用具の利用者数



○ 現状と課題

2 社会教育の充実

市民一人ひとりの学習や憩いの場となる社会教育施設の充実を図るとともに、沖縄市立図書館基本構想にもとづき、利用しやすく魅力のある新たな図書館づくりを推進する。

また、社会教育指導者・社会教育関係団体の育成や連携・協力、自治公民館の振興および家庭教育の支援など各種社会教育事業の充実を図る。

3 市民スポーツの推進

市民一人1スポーツを推奨するため、地域スポーツ教室や参加体験できるイベント等の充実を図るとともに、地域で活動する各種スポーツ団体の育成支援および体育指導委員やスポーツ指導者の育成とその活用を図る。また、学校体育施設を開放し、市民がスポーツ等に親しめる環境づくりに取り組むなどスポーツコンベンションシティを推進する。

国民一人ひとりが生涯を通して、知識や技術の習得に向けた学習意欲が高まる中、国においては、学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適正に評価されるための仕組みづくりなど、「生涯学習社会」の実現に向けた取り組みを進めている。

本市では、平成12年度に策定された「沖縄市生涯学習推進大綱」にもとづき、市民と一緒にした生涯学習フェスティバルの開催や学習に関する情報提供、出前講座等の学習機会の提供、社会教育関係団体の活動支援など、社会教育の充実に取り組むとともに、生涯学習を推進してきた。また、身近な学習施設である図書館、郷土博物館、中央公民館などの社会教育施設^{*1}において、図書資料の貸し出しおよび企画展や講座の開催など、市民の多様な学習ニーズに応えるとともに、新たな図書館づくりについて検討を重ねてきた。今後も、社会教育の充実を図るために、市民の多様なニーズに応え、「いつでも、どこでも、だれでも」学習することができるよう学習情報や各種社会教育事業等の充実をはじめ、社会教育関係団体の活動支援および新たな図書館の建設や老

朽化した郷土博物館の整備などについて調査・検討が必要である。

また、学校教育と社会教育との連携・協力（学社連携・融合^{*2}）による地域の人材の発掘・活用を図り、社会教育施設等を活用したことでもたちの体験学習などを展開するとともに、特別教室や余裕教室等の開放など学校の持つ人的・物的機能を活用した学校開放事業をおこなう必要がある。

スポーツは、心身の健康の保持・増進に資するのはもとより、人生をより豊かで充実したものにすることから、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が、重要となっている。

本市では、市民が気軽に参加できる各種スポーツ教室やイベントの開催、市内小中学校の体育施設の開放等に取り組んできた。今後も、地域において市民がスポーツ・レクリエーション活動や健康づくりができるよう、引き続き各種スポーツ教室やイベントの開催および学校体育施設の開放や地域の公園等の整備を実施し、市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組む必要がある。

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市PTA連合会補助金
- 沖縄市青年団協議会補助金
- 沖縄市体育協会補助金
- 学校開放事業
- 学社連携・融合事業
- 郷土博物館資料デジタル化事業
- 新博物館の調査・検討
- 市民スポーツ振興事業
- 学校体育施設開放事業

【主な事業や取り組み】

- 生涯学習のまちづくり事業
- 図書館建設推進事業
- 図書館・中央公民館・博物館自主事業
- 沖縄市婦人連合会補助金

注1 社会教育施設
学校教育以外の教育活動（社会教育）をおこなう施設のこと。具体的には図書館、博物館、公民館等を指す。

注2 学社連携・融合
学社連携は、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を發揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようというもので、学社融合は、そこから一步進み、学校と地域社会が子どもの育てる方向性を共有し、教育活動を協働しておこなうこと。

市民交流の推進を図る

▶ 施策の方向

1 国内交流の推進

兄弟都市である豊中市や姉妹都市の米沢市・東海市および友好都市との文化、教育・スポーツ、産業等の交流を推進するとともに、市民間の主体的な交流を促進する。

2 国際交流の推進

国際性をそなえた人材の育成を図るとともに、海外姉妹都市である米国ワシントン州レイクウッド市への留学生支援をはじめ、市出身者移住国への専門家の派遣およびアジア諸国との文化交流等により、市民主体の交流を促進する。

3 多文化共生による社会づくりの推進

沖縄市多文化共生推進計画にもとづき、異なる文化的背景を持つ人びとが互いの文化を認め合い、対等な関係を築きながら、多様な主体として地域社会を支え、参画できる社会づくりを推進する。

4 市民の国際協力・貢献に対する情報発信

市民活動団体等やボランティア団体、N G O、N P O等の国際的な活動の情報発信に努めるとともに、市民の国際協力・貢献に対する意識啓発を図る。

【施策の目標値】

指 標	現 状 値	目 標 値
多言語相談等件数	55件*	100件
ゆんたく交流会 ^{注1} 参加者数	70人	100人

*現状値は平成22年度実績

▼参考 交流事業参加者数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際交流サロン参加者	123人	79人	112人
ゆんたく交流会参加者	—	—	70人

▶ 現状と課題

本市は、これまで兄弟都市の豊中市（昭和49年宣言）、姉妹都市の米沢市（平成6年提携）や東海市（平成21年提携）と文化、教育、スポーツ等の交流をおこなうとともに、広島市、長崎市への平和大使の派遣や町田市へのエイサー派遣等で交流の絆を深めてきた。今後は、これらの交流の充実を図るとともに、市民や民間団体等が主体となった産業経済・教育文化・福祉・人材等の幅広い交流の促進が必要である。

国際交流については、海外姉妹都市の米国ワシントン州レイクウッド市（平成14年提携）への留学生支援、本市出身の海外移住者子弟研修生の受け入れや、本市在住の外国人との交流をおこなってきた。また、平成17年より、国際児童・青少年演劇フェスティバルおきなわ（キジムナー・フェスタ）を開催し、世界19ヵ国から、31団体の演劇関係者（平成22年）が訪れ、演劇をおこした交流を深めている。

今後は、これまでの国際交流事業の充実や国際性を備えた人材の育成を図るとともに、アジアをはじめ海外の諸友好都市との文化・経済等の市民交流を促進する必要がある。

沖縄県は、国際化への対応や在住外国人等の共生社会に向けた環境づくりの施策を推進するため、平成21年に、「おきなわ多文化共生推進指針」を策定し、イチャリバチヨーデーの心で、在住する外国人を沖縄県民の一員として、共に安心してくらせる地域をめざすことを示した。

在住外国人が多い本市においては、外国人がくらしやすいまちをめざし、在住外国人向けの広報誌の発行や役所の窓口対応等の行政サービスをおこなってきた。

また、平成22年度には、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化を認め合い、共に生活していく多文化共生社会^{注2}の形成に取り組むため、「沖縄市多文化共生推進計画」を策定した。今後は、同計画にもとづき、異なる文化的背景を持つ人びとが互いの文化を理解し合い、国籍や民族に関わらず誰もが住みよい地域をめざし、多文化共生社会づくりをすすめることが必要である。

また、グローバル社会が進展する中、市民の国際的な活動を支援するとともに、市民が国際協力や国際貢献について理解を深めるよう意識啓発の取り組みが求められる。

【関連する部門別計画や指針など】

- 地域における多文化共生推進プラン（総務省）（平成17年度）
- 第3次沖縄県国際交流・協力推進計画（平成20年度）
- おきなわ多文化共生指針（平成21年度）
- 沖縄市多文化共生推進計画（平成23年度）

【主な事業や取り組み】

- 兄弟、姉妹、友好都市との交流事業
- 海外姉妹都市留学助成事業
- 海外移住者子弟研修生受入事業
- 多言語による行政サービス
- 国際交流協会補助金
- ゆんたく交流会
- 英文等広報誌の発行
- 世界のウチナーンチュ大会の歓迎会実施
- （仮称）国際交流広場事業

注1 ゆんたく交流会
外国人に対して日本人ボランティアがグループまたはマンツーマンで日本語を教える教室を開催。日本語の習得や、外国人と日本人が気軽にコミュニケーションをとることのできる異文化交流の場を提供している。毎週2回（水・金）市立芸能館にて開催中。

注2 多文化共生社会
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域コミュニティの活性化を促進する

○ 施策の方向

1 信頼し支え合う地域づくり

自治会や地域活動団体、NPO等が連携を深め、地域住民が互いに信頼し支えあう地域づくりを促進するため、地域におけるイベントや一区一品活動等を支援し、地域コミュニティ^{注1}の活性化を図る。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
一区一品活動参加者数(累計)	536人*	1,750人
学習等供用施設等および自治公民館の整備数	16カ所	26カ所

*現状値は、平成20・21年度までの延べ参加人数

▼参考① 一区一品活動取り組み状況

	自治会名	取り組み内容
平成20年度	胡屋自治会	胡屋のごーやー商品づくり
	安慶田自治会	盆栽作り
	海邦町自治会	リサイクルで作る手作り生活雑貨
平成21年度	室川自治会	「花づくり」と「押し花」の加工品
	山里自治会	野菜づくり
	登川自治会	「ニーブンジャークーガニー」特産物の復活活動
平成22年度	美里自治会	クラフトテープを使った小物つくり
	泡瀬第三自治会	泡瀬の泡せっけん
	嘉間良自治会	じゃがいも栽培

平成19年度	5カ所
平成20年度	5カ所
平成21年度	6カ所

◀参考② 学習等供用施設等および自治公民館の整備数

○ 現状と課題

2 地域コミュニティ活動拠点施設の整備

学習等供用施設等の補修・改修などをおこなうとともに、自治公民館の新築や補修・改修等を支援し、地域住民が安全・安心で気軽に利用できるコミュニティ活動拠点施設の整備を図る。

3 個性あふれる地域づくり・人づくりの支援

地域の特性を生かした個性ある地域づくりをすすめるため、地域住民が自ら開催する文化やスポーツ・レクリエーション等の活動および地域活動を支える人材の育成を支援する。

近年、都市化や核家族化が進展し、地縁的なつながりが希薄化する中、地域コミュニティを形成する自治会活動への参加意識の低下が言われている。本市は、37の自治会が組織されており、自治会への平均加入率は、37.2%（平成22年）と、年々低下傾向にある。これまで、地域住民一人ひとりが互いに支えあい、協力しながら、自らの地域は自ら良くするという意識のもとに、ものづくりなどをとおして自治会活動を促進する一区一品活動や地域のイベント等を支援してきた。

今後は、自治会をはじめ、地域活動団体やNPO等との連携を強化し、地域の自助力を高めるとともに、共に信頼しあい、助け合う共助による地域づくりを支援していく必要がある。

また、本市では、これまで地域コミュニティ活動の拠点施設となる学習等供用施設等および自治公民館の建設やバリアフリー化改修工事等を支援してきたが、今後、さらなる地域活動を促進していくためにも、地域住民が安全・安心して気軽に利用できるよう、老朽化した施設整備への支援が必要である。

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市学習等供用施設等条例（平成18年）
- 自治公民館改修（補修）工事等補助金交付要綱（平成20年）
- 沖縄市生涯学習推進大綱（平成12年度）

要である。

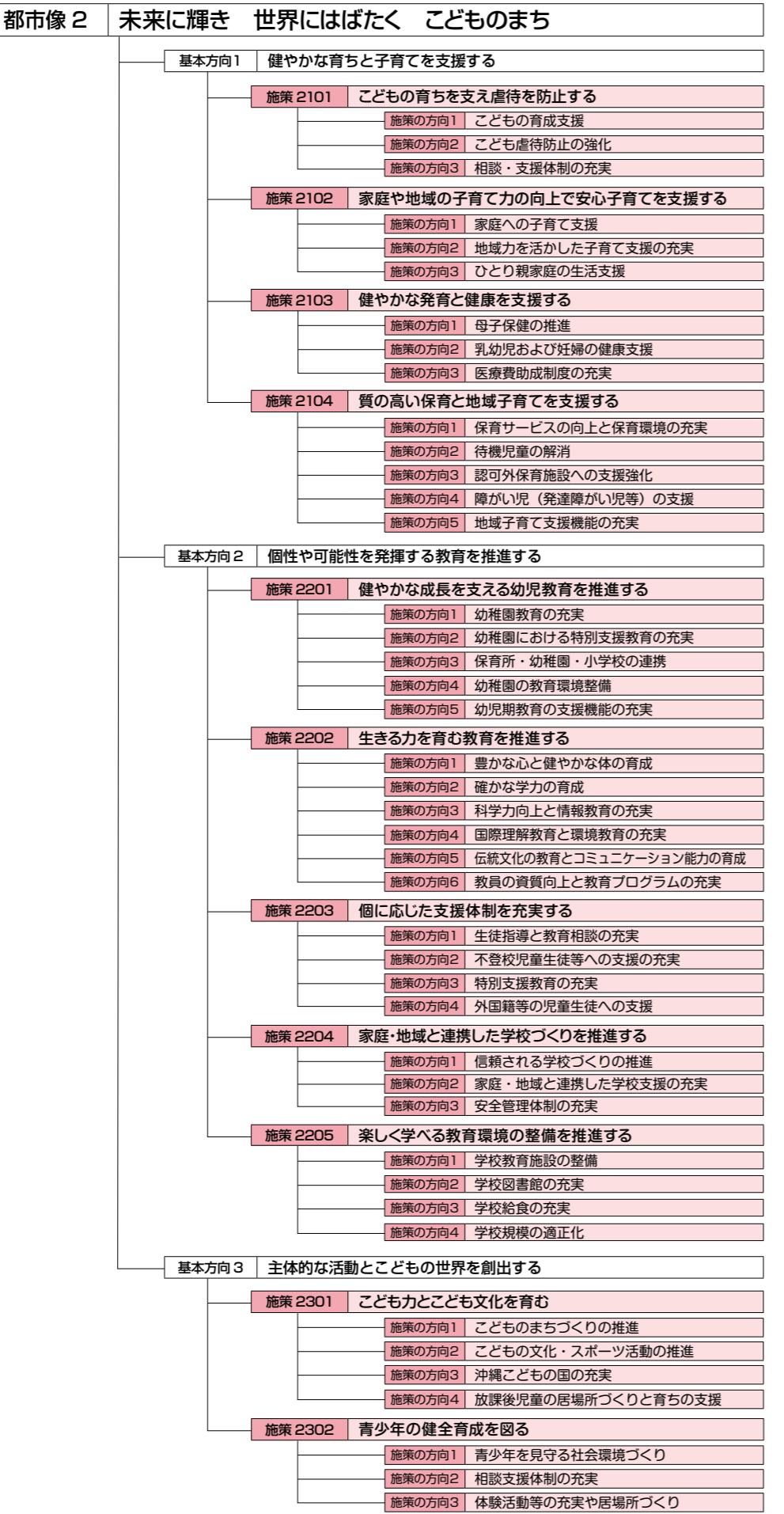
自治公民館において、これまで各種講座等を開催し、個性的な地域づくりや地域活動の担い手の育成を支援してきた。年々各種サークル活動等が盛んになっている状況にあることから、今後とも、さらなる地域活性化を図るために、地域の良さを發揮する取り組みや地域のリーダーとなる人材の確保・育成に努める必要がある。



学習等供用施設

【主な事業や取り組み】

- 地域コミュニティ活性化まつり補助金
- 一区一品活動支援事業
- 学習等供用施設等改修（補修）事業
- 自治公民館改修（補修）工事等補助金
- 沖縄市自治公民館事務所家賃補助金
- 地域づくり自治公民館指定事業
- 自治公民館講座事業
- 沖縄市自治公民館長連絡協議会補助金



部門別計画 都市像2

未来に輝き
世界にはばたく
こどものまち

子どもの育ちを支え 虐待を防止する

○ 施策の方向

1 ① 子どもの育成支援

すべてのこどもたちが健やかに生まれ、愛情と理解のもとに等しく育まれるよう、子育て力の向上を図るために、沖縄市こども未来かがやきプラン～次世代育成支援対策後期行動計画～にもとづき、こども施策を総合的に推進するとともに、その体制づくりに取り組む。

【 施策の目標値 】

指標	現状値	目標値
講演会等参加者数*	212人	290人

*児童虐待防止普及啓発事業(講演会等)参加者数

2 ② こども虐待防止の強化

こどもに対する虐待の予防や早期発見、発生後の適切な対応等に向け、児童虐待防止ネットワーク推進協議会を要保護児童対策地域協議会^{注1}へ移行し、虐待防止対策の充実・強化を図る。

3 ③ 相談・支援体制の充実

複雑多岐にわたる家庭児童相談に対応するため、相談員のスキルアップなど相談・支援体制の充実および家庭児童相談室の周知を図る。

▼参考 児童虐待防止講演会等実施状況

年度	講演名	参加人数
平成21年度	「～笑いがとまらない嬉楽嬉楽子育て法～」 講師:ヒーリングライター&感性クリエーター 米盛智恵子 場所:沖縄市民小劇場あしびなー	212人
平成20年度	「児童虐待が思春期の子どもに及ぼす影響」 講師:臨床発達心理士 金武郁子 場所:コザ小学校体育館	70人
	「『いいんだよ』～子どもがみんな幸せになるために～」 講師:水谷 修 場所:昼の部 美里中学校 夜の部:沖縄市民会館	昼の部: 820人 夜の部: 1,262人
平成19年度	「子どもの心の理解と接し方」 講師:臨床発達心理士 金武郁子 場所:沖縄市産業交流センター、沖縄市農民研修センター	104人
	「～子どもの安全をまもる～」 講師:ハートセラピークリニック 院長 真泉文江 場所:沖縄市民小劇場あしびなー	108人

○ 現状と課題

国においては、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的に次世代育成支援対策推進法を制定し、少子化対策を推進するとともに、児童虐待の防止等に関する法律を施行し、深刻化・増加する児童虐待対策の強化を推進している。

本県の児童虐待は増加傾向にあり、児童相談所や福祉保健所等との連携による相談・支援体制の整備・強化など児童虐待防止に取り組むとともに、市町村への要保護児童対策地域協議会の設置を推進している。

本市においては、こどもからおとな、親まで、健やかに安心して暮らせる地域づくりをめざし、沖縄市こども未来かがやきプラン～次世代育成支援対策後期行動計画～を策定し、家庭や地域など、それぞれの立場から子育てを支援する諸施策を推進するとともに、子どもの人権を擁護していく取り組みを進めている。

特に児童虐待は深刻な課題であることから、児童虐待防止ネットワークにおける連携を密にし、こども虐待の未然防止等に取り組むとともに、一般市民や関係機関向け

【 関連する部門別計画や指針など 】

- 沖縄市こども未来かがやきプラン～次世代育成支援対策後期行動計画～(平成21年度)

【 主な事業や取り組み 】

- 次世代育成支援対策推進事業
- 沖縄市児童虐待防止ネットワーク事業
- 育児支援家庭訪問事業
- 家庭児童相談費

の講演会の開催および啓発用ポスター・チラシの作成や配布等により周知を図ってきたが、DVや精神疾患のある親の下で養育され不登校や非行、思春期うつ等に悩んでいるこども達への対応が課題となっている。

また、子どもの貧困や格差の問題を無くし、すべてのこどもたちが、経済的な理由などにより健康や生活、教育が阻害されないよう、その連鎖の防止に取り組まなければならない。

^{注1}要保護児童対策地域協議会
虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な保護を図るために、必要な情報の交換や適切な支援をおこなうための協議の場。



オレンジリボンキャンペーンパネル展



児童虐待防止講演会

家庭や地域の子育て力の向上で 安心子育てを支援する

○ 施策の方向

1 家庭への子育て支援

子育て・親育ちのための講座等により家庭の教育力の向上に取り組むとともに、子育て家庭への訪問や子ども手当等の経済的な支援による育児不安の解消および負担軽減を図り、子どもの健やかな育ちを支援する。

2 地域力を活かした 子育て支援の充実

地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター^{注1}の周知および機能強化を図るとともに、地域における子育て支援力の育成・充実を図る。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値
ファミリー・サポート・センター利用延件数 ^{注1}	6,622件	7,000件
地域子育て支援センター利用延人数 ^{注2}	20,769人	24,000人
つどいの広場利用延人数 ^{注3}	11,117人	12,000人

*1.まかせて会員、おねがい会員、どっちも会員の利用件数の合計

*2*3.3ヶ所の合計

3 ひとり親家庭の生活支援

母子生活支援施設等における相談・支援や児童扶養手当等の経済的な支援により、ひとり親家庭の生活面の諸問題に対応し、安定した生活と自立を促進する。

▼参考① 沖縄市ファミリー・サポート・センター利用状況



▼参考② 地域子育て支援センター利用状況



*あけぼの子育て支援センター、たんぽぽ広場、ゆんたく広場の合計

○ 現状と課題

核家族化の進展や地域における人間関係の希薄化等に伴う子育て家庭の孤立化や負担感の増大等により、安心して子どもを生み育てることができない環境が懸念される中、国においては、子ども・子育てビジョンを定めるなど、子どもを生み育てることに夢の持てる社会の実現に向けた施策を推進している。

県においては、子どもの幸せの視点に立ち、福祉、保健、医療はもとより教育、雇用、生活環境など関連分野の密接な連携により、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを総合的・計画的に推進する指針として「おきなわ子ども・子育て応援プラン」を策定し、次世代育成支援に取り組んでいる。

▼参考③ つどいの広場利用状況



【 関連する部門別計画や指針など 】

●沖縄市こども未来かがやきプラン～次世代育成支援対策後期行動計画～(平成21年度)

本市においては、沖縄市こども未来かがやきプラン～次世代育成支援対策後期行動計画～にもとづき、国・県と連携した施策を展開するとともに、地域における子育て家庭への支援を実施している。

家庭教育については、子育て広場の開設や幼児父母学級などを実施し、子育てに関する学習機会や交流の場の創出に努めてきた。今後も、子育て・親育ちにかかる各種事業の充実により、家庭や地域社会の教育力の向上を図る必要がある。

ファミリー・サポート・センターにおいて、地域における育児サービスの相互援助活動の支援をおこなうとともに、地域子育て支援センターでは、子育て支援のネットワークの強化および相談体制の充実を図っている。今後も、各センターの機能強化を図るとともに、地域全体で子育てを支援する体制づくりが求められている。

平成22年4月に母子生活支援施設（レインボーハイツ）が新築・移転し、母子の自立支援等に取り組んでいるが、本市のひとり親家庭は年々増加傾向にあることから、子ども手当や児童扶養手当等の経済的な支援による負担の軽減および生活の安定を図っていくことが必要である。

【 主な事業や取り組み 】

- 家庭教育推進事業
- ブックスタート事業
- 子ども手当・児童扶養手当
- 母子生活支援施設運営
- 沖縄市ファミリー・サポート・センター事業
- つどいの広場事業
- 地域子育て支援センター事業

^{注1} ファミリー・サポート・センター
地域において子育ての援助を受けたい人と援助をおこないたい人が会員となり、子育てについて助け合う相互援助活動をおこなう場として市が運営している。

▶ 施策の方向

1 母子保健の推進

妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、個別または集団的に指導や助言をおこなうとともに、母子保健推進員等との連携による母子保健に関する知識の普及・啓発および健康教育等を実施し、親と子の健康の保持・増進を図る。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
乳幼児健診受診率*1	84.5%	90%
こんにちは赤ちゃん事業訪問実施率*2	69.3%	90%

*1.乳児・1歳6か月児・3歳児健診受診率

*2.訪問し面談等が実施できた件数の割合

2 乳幼児および妊婦の健康支援

乳幼児および妊婦の健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達の確認や疾病の早期発見・予防を図るとともに、発育・発達の気になる子^{注1}を早期に把握し、その支援をおこなう。

3 医療費助成制度の充実

子どもの健やかな成長と健康増進を支援するため、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して医療を受けることができるよう、医療費助成の対象年齢を段階的に引上げるなどサービスの拡充を図る。

▶ 現状と課題

我が国における子どもの死亡率は激減したが、児童虐待や思春期における健康などの新たな問題が表面化し、さらに、安全で親子が満足できるお産や子育てへの支援が求められてきたことから、平成13年に「健やか親子21」国民運動計画が策定された。平成17年の中間報告・見直しにおいて、食育や子どもの健康など新たな課題に対応する指標が追加されるとともに、平成24年度まで計画期間を延長している。

県においては、母子保健の向上を図るために、沖縄県母子保健計画「健やか親子おきなわ2010」を策定し、市町村および専門機関・関係団体と連携した施策を展開している。

本市においては、保健師や助産師による家庭訪問や教室等において、妊娠・出産・育児に関する相談や支援をおこなっているが、近年、少子高齢化や核家族化などの要因からくる家庭の養育力の低下に加え、深刻な経済不況にもなう子育ての不安や生活不安の増大など、母子保健を取り巻く環境が著しく厳しい状況にあることから、育児支援を含めた相談業務の強化および子育てに関する知識の普及に取り組む必要がある。

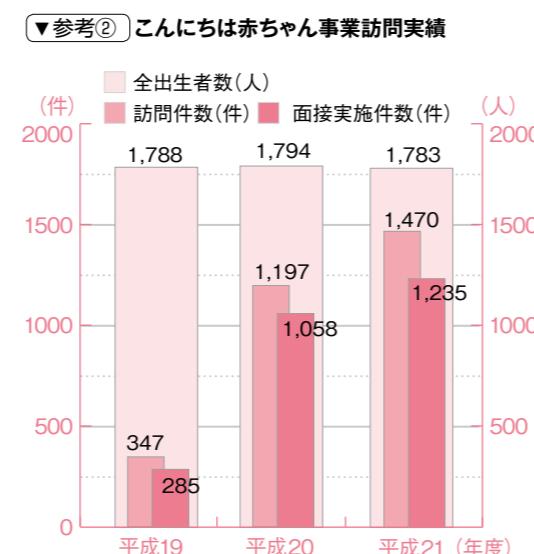
両親ともに育児に関する知識・経験が乏しく、周囲の支援を受けることも困難な家庭が増えていることから、子育ての孤立化を防ぐため、乳児家庭全戸訪問事業の実施が市町村の努力義務として課せられている。原則として乳児のいる家庭をすべて訪問することとされているが、訪問率は82.4%（平成21年度）に止まっており、訪問拒否や不在の続く家庭への対処が課題となっている。

子ども医療費助成については、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、3歳児までの通院や中学校卒業までの入院にかかる医療費の助成をおこなってきたが、対象年齢を引き上げるなど助成制度の拡充が求められている。

注1 気になる子
保育現場や乳幼児健診等において、行動、言葉、生活、コミュニケーション、協調運動などの面について、保育や教育に何らかの配慮を要する児童。



乳幼児健診



※平成19年度は10月から実施

※全出生者数は当該年の1月～12月生の者

※全出生者のうち訪問対象は平成19年度が第1子、平成20年度が第1・2子、平成21年度が全員

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市こども未来かがやきプラン～次世代育成支援対策後期行動計画～（平成21年度）
- 沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画（平成21年度）

【主な事業や取り組み】

- 母子保健事業
- 乳幼児健診事業
- こんにちは赤ちゃん事業
- 子ども医療費助成事業

質の高い保育と 地域子育てを支援する

○ 施策の方向

1 保育サービスの向上と 保育環境の充実

多様な保育ニーズに対応するため、沖縄市保育充実計画を推進し、認可保育所の運営の充実および保育施設間の連携・発展等により保育サービスの向上を図るとともに、老朽化した施設の整備を推進する。また、公立保育所においては、法人移管を実施するとともに、拠点保育所として保育充実に向けた施策を展開する。

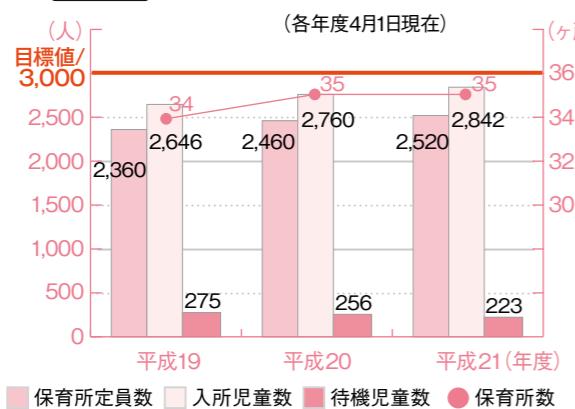
2 待機児童の解消

認可保育所の定員増を伴う施設整備や認可外保育施設の認可化による入所定員数の拡大を図り、待機児童^{注1}の解消を推進する。

【 施策の目標値 】

指 標	現 状 値	目 標 値
入所待機児童数	223人	0人
保育所入所定員	2,520人	3,000人

▼参考①) 保育所の利用状況(公立・私立)



3 認可外保育施設への 支援強化

認可外保育施設^{注2}に対する運営費および職員に対する資質向上等の支援の充実により、認可外保育施設に入所する児童の保育環境の向上を図る。

4 障がい児(発達障がい児等) の支援

障がい児保育実施園の拡充および児童デイサービス事業所つくし園の充実を図る。また、発達の気になる子^{注3}に対する早期の発達支援(療育)に取り組む。

5 地域子育て支援機能の充実

保育士の専門性を活かした子育て相談や関係機関とのネットワーク化を充実し、保育所における地域子育て支援の拠点づくりを推進する。

○ 現状と課題

全国における待機児童数は26,275人(平成22年4月1日現在)で3年続けて増加している。国や県においては、子ども・子育てビジョンを策定するとともに、安心こども基金等による保育所整備等を推進している。また、幼稚園と保育所を一体化し、「こども園」とすることを含んだ、子ども・子育て新システムについて、2013年度からの導入が検討されている。

本市における保育所入所を希望する児童は、年々増加し、待機児童の解消が課題であることから、認可保育所の定員増や認可外保育施設の認可化を図りながら、幼稚園と保育所の一体化について国の動向などをふまえつつ、多様な方策を検討していく必要がある。

また、本市においては、多くの児童が認可外保育施設に入所していることから、その保育環境の向上に取り組む必要がある。

本市の公立保育所は、老朽化している施設が多く、計画的に建替えていくことが課題である。

近年、核家族化に伴う家族形態の変化等

により、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、子育て相談員の配置、地域における子育て支援や土曜午後における保育の実施など、保育サービスの充実が求められている。

本市においては、平成20年8月に「沖縄市保育充実計画」を策定し、保育の充実を図る方策の一つとして、公立保育所11ヶ所のうち6ヶ所を法人移管(民営化)し、残る5ヶ所の公立保育所を拠点保育所として整備することとしている。

近年、発達の気になる子等の把握人数が増えていることから、障がい児保育実施園数および児童デイサービス事業所つくし園の定員を拡大し、支援の充実を図っている。また、発達の気になる子に対する保護者の理解を深めるとともに、早期の発達支援(療育)に取り組む必要がある。

また、東日本大震災をふまえ、保育施設における避難訓練や避難場所等の検討が必要となっている。



公立保育所の園児たち

▼参考②) 認可外保育施設利用状況



【 関連する部門別計画や指針など 】

- 沖縄市こども未来かがやきプラン～次世代育成支援対策後期行動計画～(平成21年度)
- 沖縄市保育充実計画(平成20年度)
- 沖縄市公立保育所に関する拠点保育所選定及び法人移管(民営化)実施方針(平成22年度)

【 主な事業や取り組み 】

- 保育充実計画推進事業
- 私立保育所施設整備事業
- 認可外保育施設認可化移行促進事業
- 認可外保育施設児童援護費補助金
- 障がい児保育事業
- 障がい児デイサービス事業

生きる力を育む教育を推進する

○ 施策の方向

1 豊かな心と健やかな体の育成

勤労体験や自然体験活動などを推進するとともに、平和・人権・福祉に関する教育をはじめ、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。また、遊びや運動等を通して体力の向上を図るとともに、基本的生活習慣の確立や食育を推進し、心身の健康の保持・増進に取り組む。

2 確かな学力の育成

読み・書き・計算など、基礎的・基本的な知識・技能の定着に取り組むとともに、観察や実験などを通じて思考力・判断力・表現力等を育成し、学力の向上を図る。

また、少人数学級や習熟度別授業などを推進し、わかる授業づくりに取り組むとともに、家庭や地域と連携したきめ細かい指導をおこない、学習意欲の向上や学習習慣の確立に取り組む。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
沖縄県学力到達度調査結果(総合平均点)*1	小学校 8校 中学校 3校	小・中学校 全校
読書冊数(平均冊数)*2	小学6年生101冊 中学2年生34.4冊	小学6年生110冊 中学2年生40冊

*1.県平均点を超える学校数 *2.図書の貸出冊数

3 科学力向上と情報教育の充実

沖縄こどもの国との連携による科学体験プログラムや学校への出前教室の実施など科学の面白さ等を体験する機会を創出し、学ぶ力の向上を図る。また、情報通信技術(ICT)^{注1}を活用した学習活動を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

4 國際理解教育と環境教育の充実

外国語指導助手(ALT)を活用した多言語教育や外国人との交流、留学体験等による国際理解教育を推進する。また、地球温暖化問題やごみ問題に関する学習をはじめ、自然と触れ合う活動により、身近な環境問題等に関心をもち関わっていく力を育成する。

5 伝統文化の教育とコミュニケーション能力の育成

郷土の伝統や文化を尊重し、郷土を愛する心を育む教育を推進するとともに、芸術文化を活用したコミュニケーション能力の育成を図る。

6 教員の資質向上と教育プログラムの充実

新学習指導要領に対応した授業づくりや適切かつ効果的な指導がおこなえるよう、教員の資質向上に取り組むとともに、小・中学校が一体となった教育プログラムを推進する。

○ 現状と課題

教育基本法や学校教育法の改正に伴い、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から新たな学習指導要領^{注2}が施行され、「生きる力^{注3}」を育むという理念のもと、自ら学ぶ意欲を育み、確かな学力を確立し、規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育成することなどにより、学校教育の充実をめざしている。

しかし、近年、こどもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、家庭や地域の教育力の低下など、義務教育における多くの課題が指摘されている。

本市においては、「沖縄市学力向上プラン」にもとづき、授業の改善や基礎・基本の習得などの学力向上に取り組んでいる。

平成21年度の沖縄県学力到達度調査の状況をみると、小学校については、県平均を上回り、学力が着実に伸びてきているものの、中学校では、県平均を下回っている状況にある。

今後は、わかる授業づくりやきめ細かい指導の充実が求められることから、児童生徒一人ひとりに応じた学習指導の充実を図るとともに、沖縄こどもの国と学校との連携によるこども科学力向上事業をはじめ、

伝統や文化に関する教育、人と関わる力や表現力を養うコミュニケーション能力の育成など、本市の特色ある教育活動の充実も必要である。

また、国際化・情報化に対応できる人材の育成のため、外国語指導助手(ALT)の活用による異文化との交流や体験の機会を提供するとともに、情報通信技術(ICT)を活用した授業づくりや情報化の進展に伴う課題に対応する教育、環境問題に関わっていく力の育成に取り組んでいくことが求められている。

家庭・学校・地域の連携については、児童生徒の学力の向上等を図るために、学習習慣・基本的生活習慣の確立や基礎・基本の定着等を図ることが求められる。

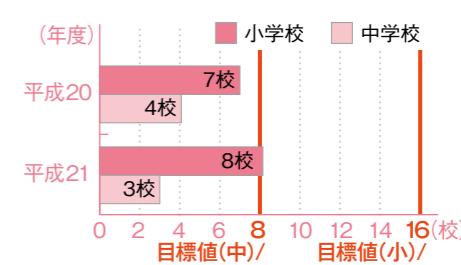
教職員の資質向上については、教育研究所を中心に実践的な研修などに取り組むとともに、教育の連続性を確保するため、小・中学校が連携した教育プログラムの充実を図る必要がある。

^{注1}情報通信技術(ICT)
コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

^{注2}学習指導要領
全国的に一定の教育水準を確保する観点から、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法にもとづいて定めるもの。

^{注3}生きる力
自ら課題を見つけ、自ら学び・考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力など。

▼参考① 沖縄県学力到達度調査の結果(総合平均点)
※小学校は4年生、中学校は2年生が対象



▼参考② 読書冊数(平均冊数)
(年度)



個に応じた支援体制を充実する

○ 施策の方向

1 生徒指導と教育相談の充実

児童生徒間の人間関係など心の悩みの解消に努めるため、スクールカウンセラーや教育相談員等により、個に応じた相談支援の充実を図る。また、児童生徒が自己指導能力^{注1}を育み、充実した学校生活が送れるよう学校・家庭・地域・関係機関が連携した支援体制の充実を図る。

2 不登校児童生徒等への支援の充実

心の拠り所となる居場所づくりや体験活動をおこなうとともに、学校・家庭・地域・専門機関等のネットワークの構築を図り、いじめ・不登校等の未然防止および問題の解決や学校復帰へ向けた支援等を充実する。

3 特別支援教育^{注2}の充実

特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりへの支援や保護者等の不安や悩みなどを解消するため、教育補助者や教育介助者等による相談支援の充実を図る。また、学校・家庭・地域・専門機関等のネットワークの構築を図り、支援体制の整備に取り組む。

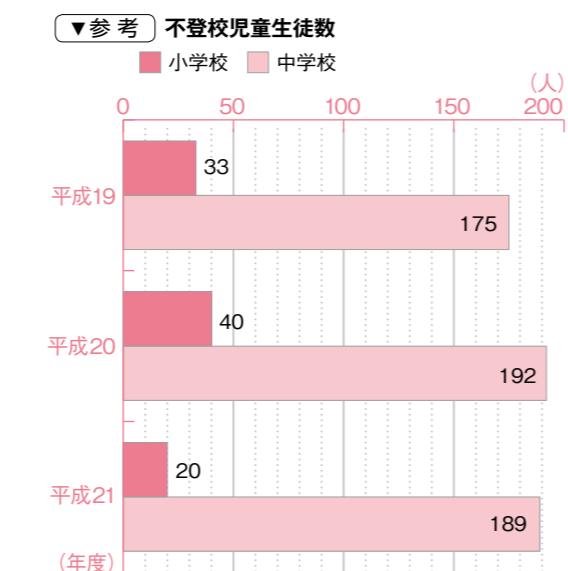
4 外国籍等の児童生徒への支援

外国籍等の児童生徒に対し、日本語指導や生活相談、グループ学習等をおこない、楽しい学校生活がおくれるよう支援の充実を図るとともに、保護者の支援に向け体制を整備する。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
不登校児童生徒数*	小学校 20人	↓
	中学校 189人	↓

*不登校は30日以上の欠席



○ 現状と課題

学校教育では、学習指導と同様、児童生徒の生活指導をはじめ、いじめや不登校、暴力行為などの課題、さらには、特別な支援や日本語指導等が必要な児童生徒への対応など、複雑化・多様化する教育ニーズに適切に対応することが必要である。

不登校児童生徒等への支援については、小学校にスクールカウンセラー、中学校に心の教室相談員、教育研究所に教育相談員を配置し、さまざまな問題や悩みを抱える児童生徒や保護者のケアに取り組んできた。さらに、不登校問題等対策会議など専門機関と連携し、不登校児童生徒の個々の状態に応じた支援を実施するとともに、適応指導教室^{注3}や生活体験活動など、こどもたちの居場所づくりをおこない学校復帰への支援に努めてきた。今後は、学校・家庭・地域が連携し、不登校児童生徒の個々に応じた相談支援を強化するとともに、不登校の未然防止に重点を置いた取り組みが必要である。

また、経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対しては、学用品費、学校給食費等の就学援助をおこなってきた。今後は、

新学習指導要領に新たに教育活動の一環として位置づけられた部活動等について、その費用の援助も検討する必要がある。

本市における特別支援教育は、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた支援をおこなうため、全小中学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、特別支援教育研修会の開催や関係機関との連携による支援等に努めてきた。今後は、行動や言葉などに配慮を要する児童生徒（気になる子）について、支援体制を強化するとともに、幼児期からの支援の連続性を確保するため、福祉・医療等の関係機関や家庭・地域との連携を図る必要がある。

小中学校に在籍する外国籍等の児童生徒については、学校生活にうまく適応できるように指導員を派遣し、基本的な言語指導や生活相談などをおこなってきた。今後も、外国籍等の児童生徒が楽しく不安のない学校生活が送れるよう、指導員による継続的な支援をおこなうとともに、日本語や文化、生活習慣に早くはじめるように保護者への支援も必要である。

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市教育推進計画（平成17年度）
- 沖縄市学校教育の重点（毎年度）

【主な事業や取り組み】

- 特別支援教育事業
- 特別支援教育学力向上センター事業
- 学校支援教育補助者配置事業
- （仮称）スクールソーシャルワーカー配置事業
- 不登校児童生徒生活体験活動支援事業
- 心因性不登校児童生徒適応指導事業
- 外国人児童生徒教育事業
- 要保護及び準要保護児童生徒援助費

注1自己指導能力
どのような行動が適切か、自分で考え、決めて、実行できる能力。

注2特別支援教育
特別な支援を必要とする児童および生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育をおこなう。

注3適応指導教室
心理的・情緒的原因による不登校児童生徒に対して、個々の状態に応じた援助をおこなう。

家庭・地域と連携した 学校づくりを推進する

施策の方向

1 信頼される学校づくりの推進

学校評議員制度^{注1}等の活用や学校に関する情報提供、学校施設の開放をおこなうなど、保護者や地域が積極的に学校に関われるよう、信頼される学校づくりを推進する。

2 家庭・地域と連携した 学校支援の充実

地域の人材やボランティアによる学校支援地域本部^{注2}を拡充するとともに、保護者・地域・関係団体などの連携を深め、学校支援体制の充実を図る。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
地域人材による学校支援ボランティア数 ^{*1}	1,264人	2,000人
ボランティア活動数(延人数) ^{*2}	17,947人	42,000人

*1.学校支援ボランティア登録者数 *2.学校支援ボランティアの活動数

3 安全管理体制の充実

不審者や災害等から児童生徒を守るために、児童生徒の危険回避能力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、学校内や上下校時の安全管理対策および緊急通報体制等の確立を図るなど、児童生徒の安全を確保する取り組みを強化する。

▼参考 地域人材による学校支援ボランティア数とボランティア活動数(延人数)



現状と課題

本市においては、地域に開かれた信頼される学校づくりのため、学校評議員制度等を学校経営に活かすとともに、特色ある学校づくりに努めてきた。今後は、保護者や地域が積極的に学校に関わることで、学校・家庭・地域が連携協力し、学校への支援体制づくりをすすめるとともに、学校施設の開放など地域に開かれた信頼される学校づくりの推進が必要である。

学校の安全管理体制については、安全マップの作成、メール配信などをおこなうとともに、学校安全計画の作成や安全点検等の実施および緊急時の通報体制の確立に努めている。今後も、教職員の危機管理意識の向上や防犯教育の強化、学校内等の安全管理対策、災害時の避難体制等の整備に取り組むとともに、学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、安全で安心できる学校にしていくことが必要である。

学校支援地域本部事業については、中学校区に1本部、小学校区に14本部を設置し、地域住民が学校支援ボランティアとして学習支援や学校行事の支援などをおこなってきた。今後も、学校支援ボランティアを増やすとともに、退職教諭など地域の人材の専門性を学校教育・家庭教育へ活かすこと

により、学校・家庭・地域が連携した学校支援体制の充実を図っていく必要がある。



注1 学校評議員制度
学校運営の状況等を伝えながら保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得ていく制度。

注2 学校支援地域本部
学校・家庭・地域が一体となって地域全体で学校教育を支援する体制づくりをおこなうため、学校区毎に設置されている。

学校支援ボランティア
(上)朝の交通安全指導
(中)○つけボランティア
(下)朝の読み聞かせ

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市教育推進計画(平成17年度)
- 沖縄市学校教育の重点(毎年度)

【主な事業や取り組み】

- 学校評議員制度事業
- 学校関係者評価事業
- 学校支援地域本部事業

楽しく学べる教育環境の整備を推進する

施策の方向

学校教育施設の整備

安全で快適な教育環境づくりに向け、老朽化した校舎や体育施設等の新增改築・耐震化などに取り組むとともに、新学習指導要領^{注1}等に対応する施設整備を推進する。併せて、教材や学校備品等の充実を図る。

学校図書館の充実

学校図書の充実を図り、朝の読書活動や本の読み聞かせを推進するとともに、コンピュータシステムの導入や学校間の連携など学校図書館のシステム化および市立図書館との連携に取り組み、児童生徒が読書に親しめる環境づくりを推進する。

学校給食の充実

学校給食センターの改築や給食設備・備品等の整備を図るとともに、食育や食物アレルギーの対応など、学校給食における多様なニーズへの対応に取り組み、安全・安心な学校給食を提供する。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
学校施設の整備棟数*	6棟	19棟

*平成19年度からの累計

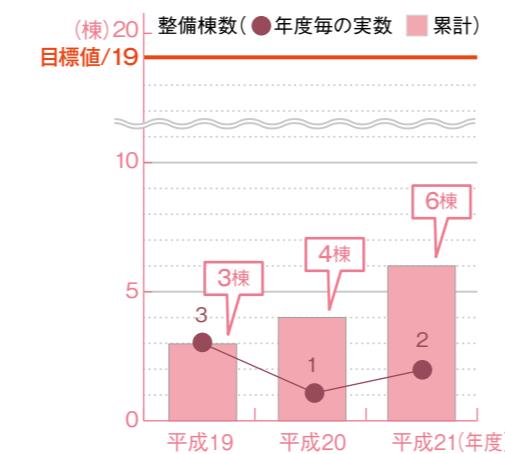
学校規模の適正化

過大規模校などの解消に向け、通学区域の見直しや校区の再編成を実施し、学校規模の適正化に取り組む。



授業の様子

▼参考 小・中学校施設の整備棟数



現状と課題

本市には平成22年5月1日現在、小学校16校10,413人、中学校8校5,042人の児童生徒が在籍しているが、中心市街地においては人口の空洞化が見られ、児童生徒数は減少傾向にある一方、新市街地では人口が増加傾向にあることに伴い、過大規模校が生じ、地域によって学校規模の偏りが見られる。

学校施設については、老朽化した校舎・体育施設等の改修・新增改築・耐震化の実施および不足する教室の整備に取り組むとともに、学校備品等についても年次的な整備をすすめてきた。今後も、東日本大震災をふまえ大規模災害へ対応しうるよう、老朽化した校舎・体育施設等の新增改築・耐震化等をおこなうとともに、新学習指導要領等に対応する教室や学校備品等の整備が必要である。また、過大規模校においては、通学区域の再編を検討するなど、学校規模の適正化を図る必要がある。

学校図書館においては、地域ボランティアによる本の読み聞かせやコンピュータシステムの導入（小学校5校、中学校2校）、図書の充足率の向上を図ってきたが、今後

は、学校図書館のシステム化を推進するとともに、学校図書の内容の充実を図り、読書に親しめる環境整備が必要である。

学校給食については、調理場施設の狭隘さや老朽化、給食設備・備品等の老朽化などの問題があり、年次的な施設等の整備充実を図る必要がある。また、アレルギー対応・食育・食材の地産地消など、学校給食を取り巻く多様なニーズに対応した安全・安心な学校給食の提供が必要である。



比屋根小学校

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市教育推進計画（平成17年度）
- 沖縄市学校教育の重点（毎年度）
- 小学校施設整備指針（平成21年度）
- 中学校施設整備指針（平成21年度）

【主な事業や取り組み】

- 小・中学校校舎新增改築事業
- 屋内運動場新增改築事業
- 学校図書・図書資料の充実
- 学校図書館のシステム化
- 第3調理場改築事業
- 通学区域・校区の見直し
- 過大規模校等の解消に向けた調査・検討

^{注1}新学習指導要領
教育基本法や学校教育法の改正に伴い、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から新たな学習指導要領が施行となる。学習指導要領についてはP77参照。

青少年の健全育成を図る

○ 施策の方向

1 青少年を見守る社会環境づくり

家庭・学校・地域・関係団体等と連携し、青少年への街頭指導をおこなうとともに、深夜徘徊防止等の啓発活動に取り組み、社会全体で青少年を見守る環境づくりをすすめる。

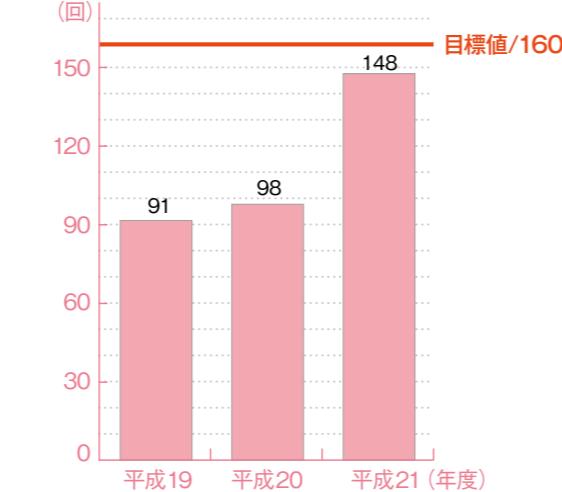
2 相談支援体制の充実

地域や関係機関と連携し、青少年非行の未然防止および問題行動の早期発見・早期指導に努めるとともに、青少年が抱える悩み等の解決を図るために、青少年センターの臨床心理士や青少年教育相談指導員による相談・指導を充実・強化する。

3 体験活動等の充実や居場所づくり

生活体験・自然体験などの体験活動や交流機会の充実を図り、青少年の居場所づくりに取り組む。また、インリーダー^{注1}等のリーダー育成を図るとともに、家庭・地域・関係団体等との連携により、子ども会など少年団体の活動を支援する。

▼参考 体験活動の回数



*各教室の延回数

○ 現状と課題

青少年は次代を担う大事な存在であり、健全に育まれる環境づくりが求められるが、少子高齢化や情報化などの急速な進展、核家族化や地域における人間関係の希薄化による家庭や地域の教育力の低下、有害情報の氾濫など、社会環境が青少年へ及ぼす影響が懸念される。青少年の健全な育成を図るために、社会環境の浄化を図り、社会全体で青少年を見守るとともに、青少年のための環境づくりが必要である。

本市における青少年の非行や深夜徘徊などの問題行動をはじめ、青少年の抱える問題や悩みなど、その内容は複雑多岐にわたっている。

本市では、市民や保護者に対する青少年健全育成の啓発活動をおこなうとともに、夜間等における児童生徒の巡回指導をおこなってきた。また、児童生徒や保護者の相談に対応するとともに、青少年の家等における生活体験・自然体験などの活動により、交流の機会づくりや少年団体の活動支援に努めてきた。

今後も、家庭や地域・学校・関係団体・関係機関が連携体制を強化し、有害となる社会環境から青少年を守る指導体制づくり

に取り組むとともに、青少年センターの機能を強化し、青少年の非行や悩みなどに対する相談支援体制の充実を図る必要がある。また、社会性や豊かな人間性などを培うため各種体験活動等の充実を図るとともに、青少年の居場所づくりや学校・地域におけるリーダー育成が求められている。

^{注1}インリーダー
子ども会や学校においてリーダー的な役割を果たす児童のこと。



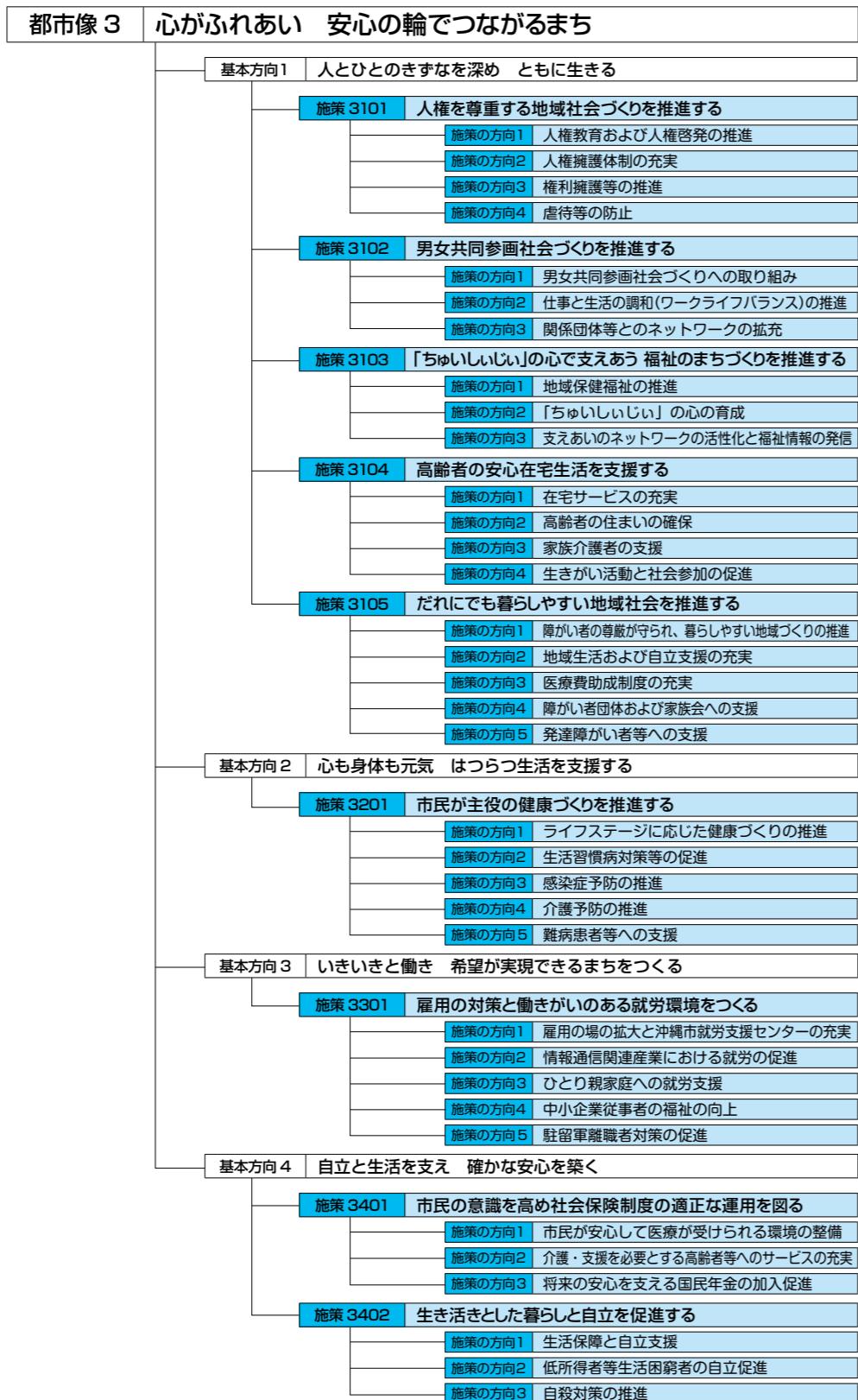
青少年センターダンススクール発表会

【関連する部門別計画や指針など】

●沖縄市教育推進計画(平成17年度)

【主な事業や取り組み】

- 青少年指導育成事業
- 青少年体験等学習事業
- 少年団体育成事業
- 沖縄市子ども会育成連絡協議会補助金
- 沖縄市青少年指導員協議会補助金
- 沖縄地区少年補導員協議会補助金
- 沖縄市青少年育成市民会議補助金



部門別計画 都市像3

心がふれあい
安心の輪でつながるまち

人権を尊重する 地域社会づくりを推進する

施策の方向

1 人権教育および人権啓発の推進

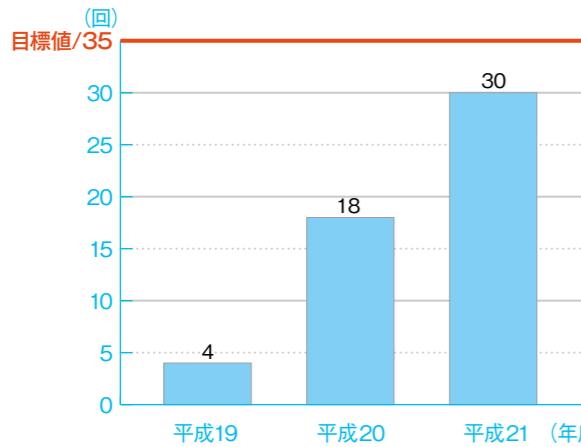
人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を推進するため、関係機関との連携により、市内外小中学校、自治会および社会福祉施設などにおける人権教室^{注1}の拡充に努めるとともに、人権尊重に対する市民の意識啓発を図るなど、人権尊重の理念の普及に取り組む。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
人権教室の開催数*	30回	35回

*現状値については平成21年度の市内小中学校等における開催実績

▼参考 人権教室の開催数



2 人権擁護体制の充実

人権侵害の早期発見や対応を迅速におこなうため、関係機関との連携により特設人権相談所^{注2}を設置し、人権擁護体制の充実に努める。

3 権利擁護等の推進

判断能力の低下等による高齢者や障がい者などの権利の侵害を防止するため、成年後見制度および日常生活自立支援事業の普及・利用の促進を図るとともに、後見人等や生活支援員などの支援組織および人材の育成・確保に取り組む。

4 虐待等の防止

高齢者や障がい者等に対する虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）による暴力等の未然防止および被害者への対応、養護者等に対する支援など、関係機関等とのネットワークを活かし、組織的な支援体制の充実を図る。

現状と課題

人権は、人間の尊厳について各人が持つている固有の権利であり、人権の尊重は、人類の普遍的な原理である。また、基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本原理の一つでもあり、最大限に尊重されなければならないものである。

しかしながら、女性やこども、高齢者、障がい者、外国人、感染症患者等をめぐるさまざまな人権問題が生じるとともに、近年、マスメディアによる犯罪被害者等への配慮を欠いた報道やネット上での差別的情報の掲示などによる人権問題も起きている。

人権問題が起こる背景にはさまざまな要因があるものの、根本的には、人権尊重の理念について正しい理解やこれらを実践する態度が十分定着していないことなどが言われており、人権教育の重要性が力説されている。本市においては、これまで、学校教育や社会教育をとおして、人権教育を推進するとともに、人権擁護委員連絡協議会との連携により、人権教室等を開催支援してきた。今後とも、人権を尊重することの大切さや人間尊重の精神を学び、実践して

いくことが求められている。

また、成年後見制度にもとづき、判断能力の低下等のある高齢者や障がい者の人権擁護に取り組んできたが、今後とも、制度の普及や利用促進とともに、支援する人材の育成や組織体制を充実させる必要がある。

配偶者からの暴力や児童、高齢者、障がい者等に対する虐待については、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、厳正な対処と対応が必要である。本市においても、これまで関係機関との連携や地域とのネットワーク形成を図るとともに、虐待防止に関する講演会や研修会等の開催、相談体制の強化に努めてきた。今後とも、暴力や虐待の未然防止、被害者への迅速・適切な対応、養護者への支援などをおこなうため、関係機関との連携強化をはじめ、地域とのネットワークの充実を図るとともに、相談等の支援体制の充実・強化が必要である。

注1 人権教室
人権擁護委員が小中学校に出向き、啓発ビデオや啓発冊子、手作り紙芝居などを活用して、命の尊さや思いやりの大切さを伝えている。

注2 特設人権相談所
那覇地方法務局やその支局で臨時開設している相談所を常設人権相談所といい、市町村役場で臨時的に開設する相談所を特設人権相談所という。本市では毎月1回、人権擁護委員が市役所1階市民ロビーにおいて特設人権相談所を開設し、相談に応じている。

【関連する部門別計画や指針など】

- 人権教育・啓発に関する基本計画（平成23年度）
- 第3次沖縄市地域保健福祉計画（平成18年度）
- 第2次沖縄市障がい者計画（平成18年度）
- 沖縄市男女共同参画計画（ひと・きらめきプラン）（平成12年度）
- 沖縄市多文化共生推進計画（平成22年度）

【主な事業や取り組み】

- 人権教室の開催
- 特設人権相談所の開設（毎月1回）
- 人権擁護委員の日（6月1日）
- 人権週間（12月4日～12月10日）における相談業務
- 人権啓発グッズの作成、配布
- 沖縄人権擁護委員協議会負担金
- 沖縄被害者支援ゆいセンター補助金

男女共同参画社会づくりを 推進する

施策の方向

1 男女共同参画社会づくりへの取り組み

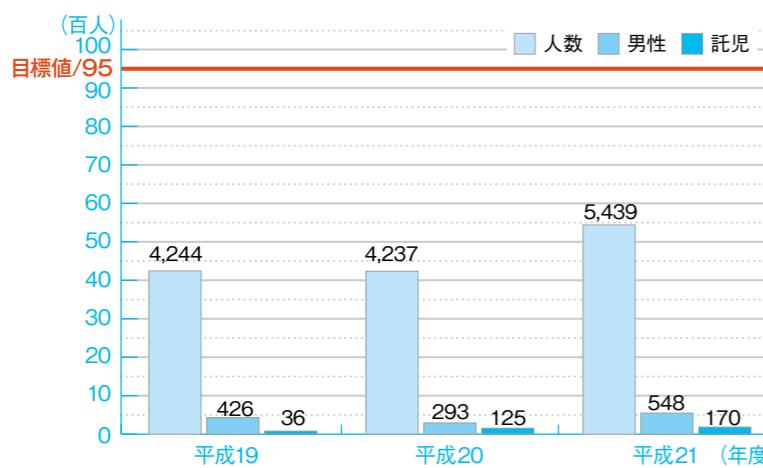
(仮称) 沖縄市男女共同参画推進条例の制定や第2次沖縄市男女共同参画計画(ひと・きらめきプラン)の策定により、男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に發揮できる社会づくりに取り組む。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
沖縄市男女共同参画センター利用者数*	5,439人	9,500人
各種審議会等に占める女性の割合	27.0%	30.0%

*現状値は平成21年度働く婦人の家の利用者数。

▼参考① 沖縄市働く婦人の家利用者数



▼参考② 各審議会等に占める女性の割合



現状と課題

平成11年に男女共同参画社会基本法^{注1}が施行され、また、平成22年には、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして「第3次男女共同参画基本計画」が策定された。

県においては、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」が策定され、本県における男女共同参画社会の実現をめざして各種施策を推進している。

しかし、性別意識による男女の固定的な役割分担や就労における格差、女性の出産・育児等による就業の中止や非正規雇用等による貧困、パートナーからのさまざまな暴力、また、男性については、長時間労働や日常生活における自立支援の問題等々、男女共同参画社会の実現は、まだ、道半ばの状況であるといわれている。

本市においては、これまで「沖縄市男女共同参画計画(ひと・きらめきプラン)」のもとに、男女共同参画社会の実現をめざし、「きらめきフェスタ」の開催をはじめ、啓発紙「きらめき」を発行するとともに、沖縄市女性団体連絡協議会との連携を図り、さ

まざまな機会をとおして男女共同参画への意識啓発等に努めてきた。

今後とも、女性の社会参加促進はもとより、性別にかかわらず、すべての人の人権や個性が尊重されるまちをめざし、これまで推進してきた事業の充実を図り、本市の実情に即した男女共同参画社会のあり方を促進する必要がある。また、長時間労働を前提とした従来の働き方から、家庭や地域生活、学習等とのさまざまな組み合わせにより仕事と生活の調和を図ることで、だれもが充実感を持ちながら、バランスのとれた多様な生き方が選択できる社会の実現が求められる。

男女共同参画社会を推進する拠点施設として新しく整備された「沖縄市男女共同参画センター」において、意識啓発や人材育成、相談案内業務等の充実を図るとともに、市民および市民団体の主体的な活動を支援し、男女共同参画社会づくりに向けたネットワークの拡充を図ることが重要である。

- 注1 男女共同参画社会基本法
男女共同参画社会の理念を実現するために、1999年(平成11年)6月23日に公布・施行された法律。以下は、男女共同参画社会を実現するための5つの柱。
 ①男女の人権の尊重
 ②社会における制度又は慣習についての配慮
 ③政策等の立案及び決定への共同参加
 ④家庭生活における活動との両立
 ⑤国際的協調

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄県男女共同参画推進条例(平成15年度)
- 沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～(平成14年度)
- 沖縄市男女共同参画計画(ひと・きらめきプラン)(平成12年度)

【主な事業や取り組み】

- 男女共同参画推進事業
- 男女共同参画センター推進事業
- 男女共同参画啓発事業
- 男女共同参画懇話会事業
- 沖縄市女性団体連絡協議会補助金

「ちゅいしいじい」の心で支えあう 福祉のまちづくりを推進する

► 施策の方向

1 地域保健福祉の推進

地域福祉活動の拠点施設の充実を図るとともに、地域保健福祉計画にもとづき福祉・保健・医療・介護等の連携による総合的な地域福祉を推進する。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
福祉ボランティア養成研修参加者数 ^{*1}	284人	340人
小地域ネットワーク事業指定自治会数 ^{*2}	35ヶ所	37ヶ所

*1.社会福祉協議会実施のボラントピア事業における養成研修参加者数

*2.全自治会が指定を受けることを目標とする

2 「ちゅいしいじい」の心の育成

福祉活動の推進に向けた啓発活動や福祉学習等をとおして、ちゅいしいじい^{*1}の心を育み、福祉コミュニティづくりの推進および福祉の担い手を育成する。

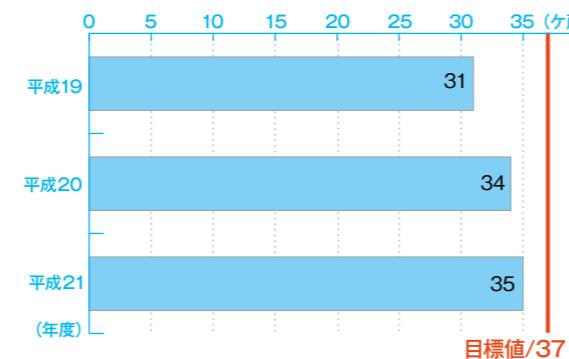
3 支えあいのネットワークの活性化と福祉情報の発信

地域福祉の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、NPO^{*2}、ボランティア等の福祉団体との連携を強化し、その活動を支援する。また、気軽に相談できる地域の窓口や相談員の確保など、地域の支えあいのネットワークの活性化を図るとともに、必要な人に必要な情報が届くよう福祉情報を発信する。

▼参考① 福祉ボランティア養成研修参加者数の状況



▼参考② 小地域ネットワーク事業指定自治会数の状況



► 現状と課題

少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加、ライフスタイルの変化等に伴い、家族間や地域における支えあい、助けあい等の社会的つながりの希薄化が見られるなど、地域社会のあり方が変容している。

このような中、公的なサービスだけでは対応できない日常的な見守りや緊急時の対応等の課題があり、多様化する地域の福祉ニーズに応えていくためには、地域で支えあう仕組みづくりや担い手の育成が必要である。

だれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、福祉コミュニティの充実に向け、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が中心となり、小規模の地域ネットワークやボランティア活動の支援などに取り組んでいる。

福祉の総合的な推進を図る第3次沖縄市地域保健福祉計画が平成23年度に終了することから、だれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域課題や福祉ニーズをふまえ、新たな計画の策定が必要である。



ボランティア養成講座研修

【関連する部門別計画や指針など】

- 第3次沖縄市地域保健福祉計画(平成18年度)

【主な事業や取り組み】

- ふれあいのまちづくり推進事業補助金
- 人材育成事業補助金
- 沖縄市社会福祉協議会補助金
- ボラントピア事業補助金

^{注1}ちゅいしいじい
互いに助けあうさま。
(相手の見返りの有無にかかわらず、自分にできることは進んで提供し、支援しあおうという考え方)

^{注2}NPO
(Non-Profit Organization) 民間非営利組織。利益を上げることを目的とせず、公益的な活動をおこなう非政府、民間組織。

^{注3}小地域ネットワーク事業
自治会を中心とした住民参加型の福祉のまちづくりを進める事業で、各自治会の特性に応じた地域福祉活動をおこなう。

高齢者の安心在宅生活を支援する

施策の方向

1 在宅サービスの充実

高齢者の自立した生活を支え、在宅で安心かつ快適な生活ができるよう、沖縄市高齢者がんじゅう計画を推進し、必要な支援が継続的に提供されるよう、在宅介護支援センター等と連携した在宅サービスの充実を図る。

2 高齢者の住まいの確保

高齢者が介護や支援を必要とする場合でも、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住まいの相談支援および住宅改修支援や高齢者向け住宅（シルバーハウジング^{注1}）の整備等に取り組む。

3 家族介護者の支援

家族による介護を継続していくことができるように、介護技術の習得や介護用品の支給などをおこなうとともに、介護者がリフレッシュできる機会や交流を推進し、介護者の負担軽減を図る。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
緊急通報システム設置台数*	251台	300台

*緊急通報体制等整備事業利用者数

4 生きがい活動と社会参加の促進

高齢者が培った知識・経験や技術等を活かし、社会参加を通じて生きがいのある生活ができるよう、健康増進やスポーツ・文化活動、サークル、ボランティア等の活動支援および場づくりを推進とともに、沖縄市シルバー人材センターや老人クラブ等の高齢者団体を支援する。

▼参考① 緊急通報体制等整備事業利用状況



▼参考② 高齢者住宅等安心確保事業実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
緊急時	7件	17件	15件
誤報	17件	11件	6件
計	24件	28件	21件

▼参考③ 生活援助員への相談状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談件数	1,701件	1,555件	1,013件

▼参考④ 沖縄市シルバー人材センター会員数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
会員数	670人	676人	661人

▼参考⑤ 老人クラブ会員数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
会員数	4,303人	4,446人	4,363人

現状と課題

介護保険制度の創設（平成12年度）と相まって、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護予防に重点をおき社会全体で支えあう環境の整備が求められている。そのため、地域の連携や支えあいによるサポート体制の拡充をすすめながら、各種在宅福祉サービスの実施および住環境整備等により、高齢者が在宅で安心して生活を送れるよう支えていく必要がある。

本市の高齢化率^{注2}は15.3%（平成22年4月1日現在）で、今後も増加傾向が続くものと推測され、平成26年度には16.9%になると見込まれている。

高齢者に配慮した住宅施策として、市営住宅におけるシルバーハウジングの整備等を推進してきたが、市内には民間の賃貸住宅に暮らす高齢者も多く、保証人の確保など定住条件の点で不安を抱える状況も伺える。今後は、民間賃貸住宅への入居支援等、高齢者が安心して暮らし続けていくことができる対応策が求められている。

介護技術の習得や介護用品の支給をおこなうなど、在宅高齢者を介護している家族の負担軽減を図ってきたが、家族介護者支

援のさらなる充実が求められている。

沖縄市シルバー人材センターは、高齢者の豊富な社会経験と優れた能力を活かし、生きがいの充実と社会参加を図ることを目的に、「自主・自立」「共働・共助」の基本理念をふまえ、積極的な活動を展開している。団塊世代が定年退職を迎える今日、会員登録数を充実し、組織強化を図るとともに、時代のニーズにあった事業の展開が求められている。

老人クラブは、各地域において高齢者が自らの生きがいと健康づくりをめざした各種活動をおこなう重要な組織である。また、老人クラブは、自らの生活だけでなく地域交流や社会貢献等の活動も展開しており、活動支援をはじめ、定年退職後の団塊世代を含む会員の確保やリーダーの育成が必要である。

また、本市においては、効果的に高齢者の保健福祉サービスおよび介護保険サービスの提供を図ることを目的とした「第3次沖縄市高齢者がんじゅう計画」が平成23年度に終了することから、新たな計画の策定が必要である。

【関連する部門別計画や指針など】

- 第3次沖縄市高齢者がんじゅう計画（平成20年度）
- 第3次沖縄市地域保健福祉計画（平成18年度）

【主な事業や取り組み】

- 緊急通報体制等整備事業
- 高齢者住宅等安心確保事業
- 家族介護用品支給事業
- 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 沖縄市老人クラブ連合会補助金
- 沖縄市シルバー人材センター運営補助金

注1 シルバーハウジング
高齢者が地域社会のなかで自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、設備や運営面で高齢者が利用しやすいように配慮された公的賃貸住宅。生活相談員が配置され、必要に応じ、生活指導・相談・安否の確認・一時的な家事援助・緊急対応等のサービスをおこなう。

注2 高齢化率
65歳以上の人口が総人口に占める割合。
(沖縄市)
H21…15.2%
H20…14.9%
H19…14.5%

だれにでも暮らしやすい 地域社会を推進する

施策の方向

1 障がい者の尊厳が守られ、 暮らしやすい地域づくりの推進

沖縄市障がい者計画を推進するとともに（仮称）沖縄市障がい者権利条例を制定し、障がいのある人もない人も平等であるということを基本に、障がいに対する理解の促進および地域で障がい者が暮らしやすい環境づくりを推進し、共生社会を実現する。

2 地域生活および自立支援の充実

自立支援給付等の障がい者福祉サービスおよび相談支援体制の充実を図り、住宅入居等支援など障がい者が自立した地域生活を送れるよう支援するとともに、就労やスポーツ・文化活動等、生きがいをもって社会参加ができる環境づくりに取り組む。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
居住系サービスの利用者数*	69人	90人

*グループホーム等を利用して地域生活をおこなっている人数

▼参考① 居住系サービスの利用状況（各年度3月現在）

単位：(人)

サービス種別	H19年度	H20年度	H21年度
生活訓練（宿泊型） ^{注1}	9	9	9
共同生活援助（グループホーム） ^{注2}	34	38	52
共同生活介護（ケアホーム） ^{注3}	2	3	8
合 計	45	50	69

3 医療費助成制度の充実

重度の心身障がい者（児）が安心して医療を受けることができるよう医療費を助成し、経済的負担の軽減および福祉の向上を図る。

4 障がい者団体および 家族会への支援

障がい者団体や家族会を支援し、障がい者や家族間の交流をはじめ、地域との交流および社会参加を促進する。

5 発達障がい者等への支援

乳幼児期から成人に至るまで、発達障がい者等への一貫した支援をおこなうため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携および支援体制の充実を図る。

▼参考② 施設入所状況（各年度3月現在）

単位：(人)

サービス種別	H19年度	H20年度	H21年度
施設入所支援 ^{注4}	3	16	44
身体障害者更生施設 ^{注5}	0	0	0
身体障害者療護施設 ^{注5}	59	54	55
身体障害者授産施設 ^{注5}	16	6	4
知的障害者更生施設 ^{注6}	112	111	81
知的障害者授産施設 ^{注6}	36	35	39
精神障害者生活訓練施設 ^{注7}	10	10	10
精神障害者入所授産施設 ^{注8}	14	12	0
合 計	250	244	233

現状と課題

障害者自立支援法（平成18年度施行）は、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営み、安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざすことを目的に施行されたが、福祉サービス利用者に対する応益負担等の課題も多いことから、国は、「障がい者制度改革推進会議」を開催し、平成24年度以降の障害保健福祉施策の見直しに向け、さまざまな課題について検討を重ねている。

また、県においては、国連障害者の権利に関する条約にもとづき、すべての人の尊厳が守られる社会づくりを促進するため、障害者権利条例の制定を求める県民の声が大きくなっている。

▼参考③ 障がい者数 ※重複障害含む



【関連する部門別計画や指針など】

- 第2次沖縄市障がい者計画（平成18年度）
- 第2期沖縄県障害福祉計画（平成20年度）
- 第3次沖縄県障害者基本計画（平成16年度）
- 沖縄市こども未来かがやきプラン～次世代育成支援対策後期行動計画～（平成21年度）

【主な事業や取り組み】

- （仮称）沖縄市障がい者権利条例
- 介護給付費（居宅介護事業、生活介護事業、施設入

このような中、本市においても、障がい者の日常生活や就労等に対する相談・支援体制の整備・充実をはじめ、重度化および重複化する障がいへの支援および啓発活動等による障がいへの理解の促進等を図ってきた。今後も、これら取り組みのさらなる充実・強化を図るとともに、障がい者の自立と社会参加促進のために、障がい者団体や家族会に対する支援が重要である。

発達障がいについては、国の「障がい者制度改革推進会議」において、障害者自立支援法の対象として明確化し、市町村の役割として「発達障がい児の早期発見、早期の発達支援」および「発達障がい児・者に対する地域生活支援」を位置づけることが検討されている。本市においても、発達障がい児・者の現状把握および沖縄県発達障害者支援センター等との連携強化・支援体制の構築が必要である。

重度心身障がい者（児）は、入院や継続的な通院を必要とすることも多く、経済的な負担の軽減が求められている。本市においては、県補助基準を上回る医療費助成事業を実施しており、利用者の負担を軽減するため、今後も継続していくことが必要である。

所支援事業、短期入所事業、共同生活介護事業、療養介護事業、児童デイサービス事業

●訓練等給付費（就労移行支援事業、就労継続支援事業、自立訓練事業、共同生活援助事業）

●地域生活支援事業（相談支援事業、地域活動支援センター事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、その他）

●沖縄市重度心身障がい者（児）医療費助成事業

注1 生活訓練（宿泊型）
地域移行に向けて一定期間居住の場を提供し、就労や障害福祉サービスからの帰宅後ににおける生活能力等の維持・向上の為の訓練、その他必要な支援をおこなう。

注2 共同生活援助（グループホーム）
障害程度区分1以下の地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に、相談、日常生活上の援助をおこなう。

注3 共同生活介護（ケアホーム）
障害程度区分2以上の障がい者に、相談、排泄・食事等の介護、調理、洗濯・掃除等の家事、日常生活上必要な支援をおこなう。

注4 施設入所支援
施設に入所する障がい者に、主として夜間ににおいて、入浴、排泄および食事等の介護、その他必要な支援をおこなう。

注5 身体更生・療護・授産（入所）
身体障がいのため、家庭では生活が困難な方へ、施設での食事、入浴、排泄等の介護や身体能力の維持・向上等の訓練をおこなう。

注6 知的更生・授産（入所）
知的障がいのため、家庭では生活が困難な方へ、施設での食事、入浴、排泄等の介護や生活能力の維持・向上等の訓練をおこなう。

注7 精神障害者生活訓練施設
入院の必要はないが、独立して生活する事が困難な障がい者に生活の場を提供し、日常生活の介護等をおこなう。

注8 精神障害者入所授産施設
一般就労の困難な障がい者が就労訓練を受け、就労に繋がる支援をおこなう。

市民が主役の健康づくりを推進する

施策の方向

1 ライフステージに応じた健康づくりの推進

市民自らが取り組める健康づくりや食育活動を推進し、それを支える地域・団体等との協働により健康づくりの環境を整備する。

2 生活習慣病対策等の促進

特定健康診査^{注1}およびがん検診等、各種健診の受診率向上に向けた対策を強化し、生活習慣病の予防や病気の早期発見・早期治療につなぐとともに、糖尿病対策等により病気の重症化防止を図る。

3 感染症予防の推進

感染症に関する正しい知識の普及・啓発および予防接種率等の向上を図り、感染症の予防および蔓延防止に努める。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
特定健康診査受診率	25.6%	70.0%
生きがい活動支援通所事業参加者延人数*	3,757人	8,000人

*平成22年10月より開催回数増加(月1回から2回へ)

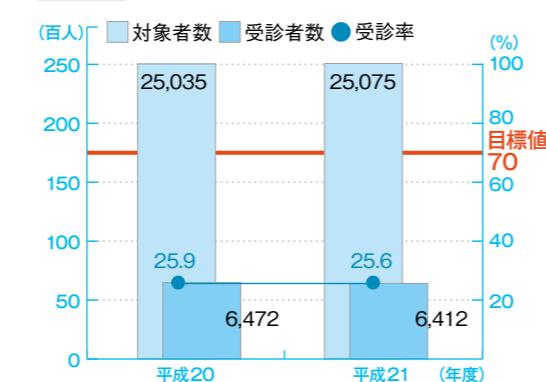
4 介護予防の推進

高齢者が要支援・要介護状態になることを防ぐために、介護予防に関する知識の普及・啓発を図り、介護が必要となるおそれのある高齢者を含むすべての高齢者を対象とした介護予防サービスの充実に取り組む。

5 難病患者等への支援

難病患者や小児慢性特定疾患児等への日常生活用具の給付や在宅支援を推進する。

▼参考① 特定健康診査受診率(法定報告)



▼参考② 生きがい活動支援通所事業参加状況



現状と課題

すべての市民が、生涯を通じて健やかで自立した生活を営み、社会を支える一員として活躍し続けることが求められており、市民一人ひとりが、ライフステージに応じていきいきと活動し、自己実現できる環境づくりが必要である。

国においては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正や健康増進法および食育基本法が制定されており、健康づくりや食育の取り組み、疾病予防を積極的に推進するための環境整備がすすめられている。

県においては、長寿世界一の復活に向け、21世紀における沖縄の行動計画として健康増進計画「健康おきなわ2010」を「健康おきなわ21」行動計画へと改定し、その中で、県民一体の新たな健康づくり運動の展開に取り組んでいる。

本市の国民健康保険医療費（平成19年5月診療分）に占める生活習慣病の割合は27%で、死亡原因（平成20年度）でみると、がん・心臓病・脳卒中などの生活習慣病が約5割を占めている。平成21年度特定健康診査受診結果も血圧・脂質・血糖検査について、それぞれ5割の受診者が有所見の状況にある。

また、予防接種によって免疫水準を高めることは、感染症の流行抑制の有効な手段の一つであるものの、本市の接種率は、一部を除き流行の抑制には万全とは言えない状況にある。

すべての市民が健やかで自立した生活を実現するため、健康意識の向上、疾病予防の対策が重要であり、健康づくりや各種健診の受診率向上、予防接種の接種率向上に向けた対策を強化していく必要がある。

高齢者が要支援・要介護状態になるのを防ぐため、高齢者の生活調査をおこない、筋力低下予防、認知症予防、閉じこもり予防などに取り組んできたが、さらなる介護予防サービスの内容の充実が求められている。また、生きがい活動支援通所事業^{注2}において、新規参加者数を増加させ、より多くの高齢者の心身の健康増進につなげる必要がある。

障害者自立支援法等による施策の対象とならない、在宅の日常生活を営むのに著しく支障のある難病患者等や小児慢性特定疾患に対する支援に取り組んできており、今後も引き続き支援していく必要がある。

【関連する部門別計画や指針など】

- ヘルシーおきなわシティ2010（平成15年度）
- 沖縄市食育推進計画（平成20年度）
- 特定健康診査・特定保健指導実施計画（平成20年度）
- 第3次沖縄市高齢者がんじゅう計画（平成20年度）

【主な事業や取り組み】

- 沖縄市健康づくり推進事業
- 特定健診・特定保健指導事業
- 健康増進事業
- 予防接種事業
- 生きがい活動支援通所事業

注1 特定健康診査
平成20年度より始まった、40~74歳までの公的医療保険加入者を対象に、糖尿病等の予防を目的とした健康診査。

注2 生きがい活動支援通所事業
在宅の高齢者に対して、公民館等において、体操やレクリエーション等の生きがい活動をおこない、社会的孤立感の解消と健康増進、介護予防を図る事業。

雇用の対策と働きがいのある就労環境をつくる

施策の方向

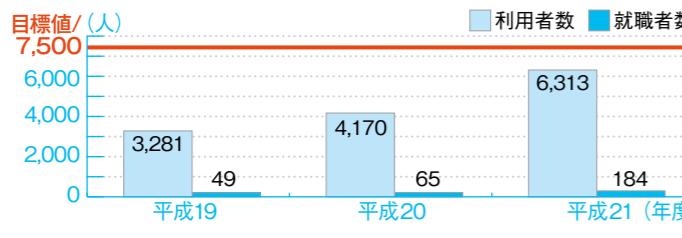
1 雇用の場の拡大と沖縄市就労支援センターの充実

高い失業率の改善および雇用の場の確保や雇用のミスマッチ等の就業問題の解決に向け、ハローワークなど関係機関との連携により、雇用の対策を図る。

また、一般・子育て世代・障がい者・若年層の求職者を対象に、就労相談をはじめ、就労支援講座等の企画運営、ジョブシャドウイング^{注1}等の職場体験のコーディネートや職業斡旋をおこなうなど、沖縄市就労支援センターの機能の充実を図る。

【施策の目標値】		
指標	現状値	目標値
沖縄市就労支援センター利用者数	6,313人	7,500人

▼参考① 沖縄市就労支援センター実績



2 情報通信関連産業における就労の促進

情報化社会にだれもが対応できるよう情報通信関連施設の利用環境を整備し、技術習得と活用能力の向上を支援するとともに、情報通信関連産業における就労を促進する。

3 ひとり親家庭への就労支援

ひとり親家庭に対し、直接就労に結びつく資格取得を支援するとともに、個々の状況やニーズに応じた就労支援をおこない、経済的・社会的自立を促進する。

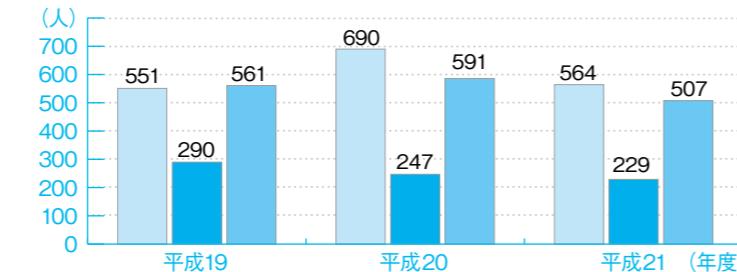
4 中小企業従事者の福祉の向上

沖縄中部勤労者福祉サービスセンターの会員および構成市町村の加入拡大を促進するとともに、中小企業退職金共済制度の普及等に取り組み、中小企業従事者の福祉の向上を図る。

5 駐留軍離職者対策の促進

沖縄駐留軍離職者対策センターを支援し、離職者の再就職相談、無料職業紹介、求人開拓などの対策を促進する。

▼参考② 情報通信関連施設の雇用者数



現状と課題

厳しい雇用情勢（本市の失業率13.65% 平成17年度国勢調査）をふまえ、市独自の雇用対策の展開を目標に、平成18年度に沖縄市就労支援センターを開設し、相談員の配置により、一般・子育て世代・障がい者・若年者を対象にきめ細やかな就労相談および講座等の雇用対策に取り組んできた。今後とも雇用創出の高い情報通信関連産業等の企業誘致の推進が求められる。

ひとり親家庭の就労については、低賃金や不安定な雇用条件に直面することが多いことや子育てとの両立に負担がかかることから、経済的負担の軽減および直接就労に結びつく資格取得等の支援に努めてきた。今後も、個々の状況に応じた就労支援をおこなうとともに、総合的な支援体制づくりが必要である。

また、国の「経済対策」の活用により、平成22年度から沖縄市職業紹介室を開設し、効果的な職業斡旋をおこなうなど、雇用の創出を図っている。今後も、沖縄市就労支援センターを中心に国や県と連携し、求職者のニーズをふまえた職業斡旋や職場開拓の充実を図る必要がある。

情報通信技術が発達する中、IT^{注2}人材育成講座等を開催し、求職者を含む市民のIT技術の向上を図ってきたが、今後も、IT拠点施設（沖縄市テレワークセンター、沖縄市ITワークプラザ、沖縄市モバイルワークプラザ）を中心に、雇用機会の拡大に向け講座等の充実を図っていく必要がある。また、本市では、音楽関連産業における人材育成事業を実施しており、これらの人才が活躍できるよう、音楽や芸能を活用したビジネスの創出が課題となっている。

一方、本市における企業誘致については、企業への誘致活動をはじめ、各種助成の推進等により、情報通信関連産業を中心に立地がすすみ、一定の雇用効果をもたらしている。今後とも雇用創出の高い情報通信関連産業等の企業誘致の推進が求められる。

ひとり親家庭の就労については、低賃金や不安定な雇用条件に直面することが多いことや子育てとの両立に負担がかかることから、経済的負担の軽減および直接就労に結びつく資格取得等の支援に努めてきた。今後も、個々の状況に応じた就労支援をおこなうとともに、総合的な支援体制づくりが必要である。

中小企業従事者に対する福利厚生については、平成22年度まで国の補助を活用しながら、沖縄中部勤労者福祉サービスセンター（4市町村で構成）により運営してきたが、今後は、県と連携を図りながら、国への新たな支援を要請するとともに、周辺市町村の加入促進に取り組んでいく必要がある。

また、これまで県と連携し、駐留軍離職者に対する職業訓練や就労相談・生活相談等に取り組んできたが、米軍再編等の動向によっては多くの離職者が発生する可能性もあることから、継続し離職者対策を図る必要がある。

関連する部門別計画や指針など

- 沖縄市こども未来かがやきプラン～次世代育成支援対策後期行動計画～（平成22年度）

主な事業や取り組み

- 沖縄市就労支援センター運営事業
- 情報通信産業施設管理運営事業
- ひとり親家庭支援事業
- 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター補助金
- 雇用対策事業

注1 ジョブシャドウイング
アメリカで定着している職業教育の一つで、中学生や高校生が半日程度、企業で働く従業員に密着し、職場での仕事について観察するというもの。

注2 IT
情報技術。インターネット、通信、コンピュータなど情報に関する技術。

心がふれあい 安心の輪でつながるまち

自立と生活を支え 確かな安心を築く

市民の意識を高め社会保険制度の適正な運用を図る

施策の方向

1 市民が安心して 医療が受けられる環境の整備

国民健康保険料の収納率向上対策本部を中心とした収納体制の強化および収納率の向上、レセプト点検の強化による医療費の適正化など、国民健康保険事業の健全化に取り組む。また、国民健康保険^{注1}における低所得者等の保険料の負担軽減や高齢者医療制度の充実を図るなど、市民が安心して医療を受けることができる環境を整える。

2 介護・支援を必要とする 高齢者等へのサービスの充実

沖縄市高齢者がんじゅう計画にもとづき、要介護者・要支援者に対するサービスの充実を図るとともに、介護保険制度の適正な運営に取り組む。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
国民健康保険料収納率 (一般現年度分)	88.19%	89.99%
介護保険料収納率 ^{注1} (現年度分)	95.71%	95.71%

*1.現在の収納率の維持

3 将来の安心を支える 国民年金の加入促進

高齢期および傷病による障がい等の不測の事態における生活の安心を支える国民年金制度の周知や加入促進、相談業務の充実を図り無年金者対策に取り組む。

▼参考① 国民健康保険事業特別会計決算状況

平成19年度	平成20年度	平成21年度
▲202百万円	▲410百万円	▲146百万円

▼参考② 一般会計からの基準外繰入金

平成19年度	平成20年度	平成21年度
700百万円	700百万円	1,389百万円

▼参考③ 国民健康保険料収納率(一般現年度分)

平成19年度	平成20年度	平成21年度
89.32%	88.76%	88.19%

▼参考④ 介護保険料収納率(現年度分)

平成19年度	平成20年度	平成21年度
95.32%	95.13%	95.71%

現状と課題

国においては、近年、後期高齢者医療制度の創設（平成20年）および保険料の特別徴収、特定健康診査・特定保健指導の導入など、大幅な医療保険制度の改正がおこなわれてきた。

後期高齢者医療制度については、75歳以上の高齢者を区分したことが、差別的であると受け止められたこと、個人単位で保険料が徴収されることにより、被用者保険の加入者に扶養される高齢者にも保険料負担が発生したこと、さらには、年金から保険料が天引きされることなどの批判が多く、これまで保険料の軽減など、さまざまな見直しがなされてきたものの、制度廃止の検討がなされ、国では、新たな高齢者医療制度のあり方について議論がなされている。

国民健康保険の加入者の平均年齢は49.2歳で、全国健康保険協会管掌健康保険^{注2}の36歳や組合管掌健康保険^{注3}の33.8歳に比べ高く、高齢者の割合は高い状況にある。また、加入者一人当たりの平均所得は、79万円と両健康保険の218万円、293万円と比べ低く、一方、所得に占める保険料の割合や一人当たりの診療費は、両健康保険の被保険者より高いことなど、国民健康保険の構造的な問題により、持続的運営が厳しい状況となっている。

平成18年度に、本市の国民健康保険事

業特別会計は、32年ぶりに赤字となり、その後、赤字決算が毎年度続いている。その要因としては、医療費が高い伸びを示す中、保険料の伸びは鈍く、その差を公費（国庫負担金等）や保険料で埋めきれない不足額が、収支不足となっている。

介護保険制度における地域密着型サービスについては、平成18年4月から、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護を指定してサービスの提供をしており、さらに、平成21年度から23年度において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を新たに指定する予定である。住み慣れた地域におけるサービスの提供、認知症高齢者の増加への対応、施設入所の待機者の解消、24時間体制での見守りなど、さらなるサービスの充実を図るために、適切な介護保険料額を勘案しながら、介護保険事業計画にもとづく整備が必要である。

年金制度に対する不安感や不信感が高まる中、国においては、新たな年金制度の創設が検討されており、その動向をふまえつつ、若年者層など国民年金の未納者への納付又は免除申請等の促進および保険料未納に伴う低額年金や無年金等の問題の解決が強く求められている。

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市国民健康保険事業健全化計画（平成22年度）
- 第3次沖縄市高齢者がんじゅう計画（平成20年度）

【主な事業や取り組み】

- 保険料減免事業
- 賦課徴収
- 介護保険事業
- 後期高齢者医療

注1 国民健康保険
市町村が運営する被用者保険適用外の自営業者などを対象とする健康保険。

注2 全国健康保険協会
管掌健康保険
主に中小企業で働く会社員とその家族が加入する健康保険。

注3 組合管掌健康保険
事業主が単独または共同で組合を設立して、その従業員が被保険者となる健康保険。

生き活きとした暮らしと 自立を促進する

施策の方向

1 生活保障と自立支援

要保護者の困窮の程度に応じた必要な保護をおこない、最低限度の生活を保障するとともに、継続的な支援により自立を促進する。また、面接相談および査察機能等の充実を図るなど組織体制の整備に努め、生活保護の適正な実施を図る。

2 低所得者等生活困窮者の 自立促進

低所得者世帯やホームレス等の生活困窮者に対し、関係機関との連携により各種制度等の活用を促すなど、自立した生活の維持・向上を促進する。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
就学支援プログラムの実施による生活保護世帯の高校進学率*	62.5%	94.3%

*平成22年3月卒業の沖縄県における高校進学率(94.3%)を参照

3 自殺対策の推進

いのちの重さや尊さ、生きることの大切さを普及・啓発するとともに、自殺予防に対応できる人材の育成および関係機関等との連携による相談・支援体制の充実を図り、自殺対策を推進する。

▼参考① 被保護世帯および生活保護費の推移

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
世帯数	2,217	2,314	2,477
人員(人)	3,112	3,257	3,505
保護率 ^{注1} (%)	23.45	24.39	26.08
生活保護費(百万円)	4,782	5,022	5,638
保護率 ^{注1} (市部平均)(%)	18.48	19.07	20.50

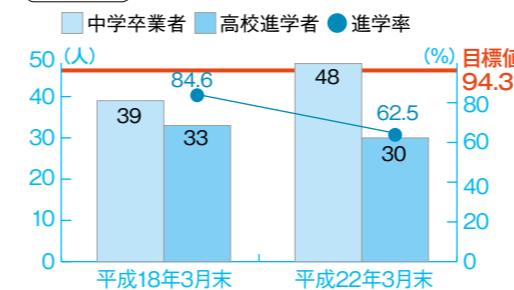
※世帯数、人員、保護率については年度平均値。
生活保護費については決算額。

現状と課題

平成21年度における本市の被保護世帯数は2,477世帯(年平均)、保護率が26.08%と平成4年度以降、被保護世帯が年々増加している。また、扶助費も約56億円を超え、年々増加している。

被保護世帯の約半数は高齢者世帯であり、全世帯の約4分の3が単身世帯である。高齢者世帯については、単身で生活する少額年金受給者や無年金者も少なくないこと、扶養義務者等の失業や収入減により援助が得られなくなることなどが、保護を受給する主な要因としてあげられており、高齢化の進展に伴い、今後も被保護世帯の増加が見込まれる。また、障がい者を抱える世帯には、経済的支援等が必要な世帯も多いことから、生活保護における障がい者世帯が増加している。

▼参考② 生活保護世帯の高校進学状況



【関連する部門別計画や指針など】

- 生活保護事務実施方針及び事業計画(毎年度)

少子高齢化や核家族化の進行等により、経済的自立だけではなく、社会的自立に向けた指導・援助が求められており、就労や日常生活等における自立支援の取り組みの強化および専門員の配置等による組織的支援体制の充実が必要である。

また、こどものいる生活保護世帯における貧困の連鎖を防ぐには、経済的支援だけでなく、社会生活および就学等の積極的な支援が求められている。

長引く経済不況等を背景に、収入減による生活困窮者が増える中、生活保護に至らない者等や住居を失った者への支援が求められており、各種制度の活用などの助言および関係機関との連携により必要な支援をおこなう必要がある。

失業や倒産、多重債務問題等の増加および健康・生活問題等を要因とする自殺者数が、平成10年以降、11年連続で3万人を超えるという現状をふまえ、国においては、地域自殺対策緊急強化基金を創設するなど、地域における自殺対策力の強化をすすめている。本市においても、国・県や関係機関との連携を強化し、その対策に取り組む必要がある。

【主な事業や取り組み】

- 生活保護適正実施事業
- ホームレス総合相談推進事業
- 自殺対策事業

^{注1}保護率
市人口1,000人に対する被保護人員の比率で示し、その係数は% (パー・ミル)。

基本構想

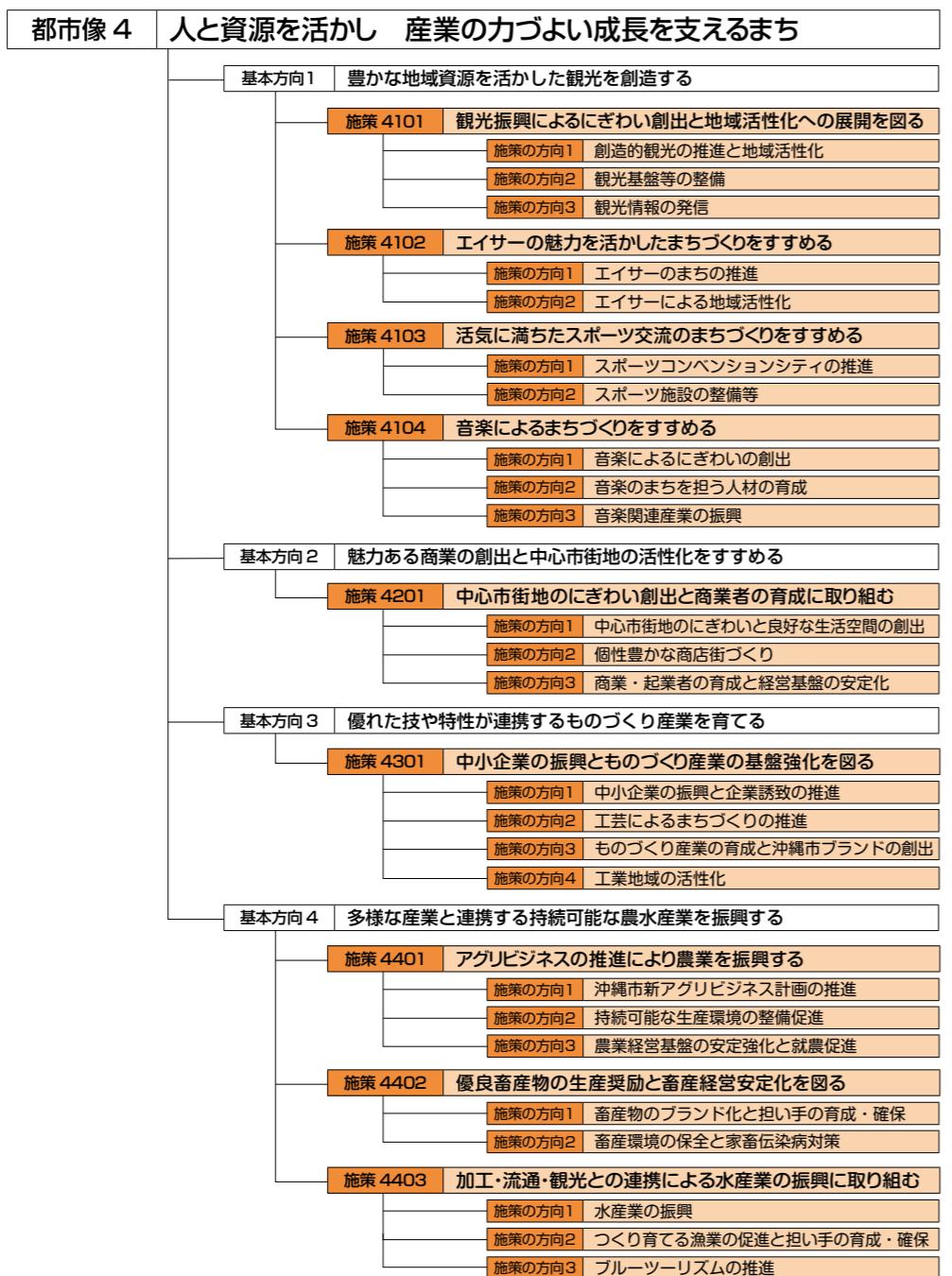
前期基本計画
部門別計画

資料編

4

部門別計画 都市像4

人と資源を活かし
産業の力づよい
成長を支えるまち



観光振興によるにぎわい創出と 地域活性化への展開を図る

施策の方向

1 創造的観光の推進と地域活性化

新たな沖縄市観光振興計画を策定し、エイサー・音楽、工芸等の文化資源を活かした体験・学習型観光の展開など、創造的な観光^{注1}を推進するとともに、文化やスポーツ関連イベント等の展開および沖縄こどもの国やミュージックタウン音市場におけるにぎわい創出などにより、地域の活性化を図る。

また、農産物直売所等への誘客や農業体験などの展開により沖縄市新アグリビジネス計画を推進するとともに、パヤオ直売店の活用やブルーツーリズムの展開による観光振興に取り組む。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
主要イベント観客動員数	496,520人	562,300人

2 観光基盤等の整備

まちの散策やライブハウスツアーガイド養成をはじめ、外国語ボランティアの育成など、市民やNPO等との連携によるホスピタリティ^{注2}の醸成を図るとともに、観光関連団体への支援により観光サービスの向上を促進する。

また、民間宿泊施設の誘致および沖縄市野外ステージ等の観光関連施設の整備に取り組むとともに、多言語の観光案内板等を設置する。

3 観光情報の発信

ホームページや携帯端末における多言語化やインターネット放送等の情報ツールおよびマスメディアの活用などにより、魅力的な観光情報を発信するとともに、国内外における観光プロモーションを実施するなど、積極的な観光誘客に取り組む。

▼参考 主要イベント観客動員数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
沖縄全島エイサーまつり	300,000人	310,000人	310,000人
エイサーナイト	4,350人*	6,700人	8,850人
沖縄国際カーニバル	40,000人	50,000人	45,000人
キジムナーフェスタ	31,360人	31,833人	34,226人
ミュージックタウン音市場関連イベント	74,599人	79,006人	96,666人
ピースフルラブ・ロックフェスティバル	2,939人	1,922人	1,778人
合計	453,248人	479,461人	496,520人

*スーパーエイサーナイト(観光協会主催)

現状と課題

国は、2013年までに1,500万人の外国人の来訪を促進する訪日外国人観光客誘致事業(ビジット・ジャパン・キャンペーン)を推進しており、特に韓国、中国、台湾、香港を最重点市場としてプロモーションを開発している。

本県においては、海洋性リゾート地の形成や体験・滞在型観光等を推進するとともに、多くの文化イベントやスポーツイベント等を開催し、将来の観光誘客目標を1千万人としている。

本市においては、沖縄全島エイサーまつりをはじめ、国際児童・青少年演劇フェスティバルおきなわ(キジムナーフェスタ)、ピースフルラブ・ロックフェスティバルや音のページント、沖縄国際カーニバル、沖縄市産業まつりおよび沖縄市工芸フェア等のイベントが開催されており、また、沖縄こどもの国クリスマスファンタジーや商店街のイルミネーション等の多彩なイベントが開催されている。

今後は、このような地域資源をより効果的な地域の活性化へつなげていくことが課題である。

多様化する旅行ニーズに対応するため、

宿泊施設の充実をはじめ、エイサー・音楽、芸能など、本市の文化資源を活かした体験・学習型観光の展開などによる創造的観光の推進およびイベントや商店街情報などの発信が重要となる。

沖縄こどもの国、倉敷ダムについては、多くの利用者があり、それらをまちなかに誘導する施策の展開が課題となる。また、これまで本市の主要な観光施設としての役割を担ってきた東南植物楽園については、一時休園中であることから、早期の開園が求められている。

さらに、農産物を直売する中部ファーマーズマーケットや新鮮な海産物を提供するパヤオ直売店の誘客を図るとともに、アグリビジネスおよびブルーツーリズムへの展開が求められている。



沖縄国際カーニバル

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市観光振興計画(平成11年度)
- 沖縄市中心市街地活性化基本計画(平成21年度)

【主な事業や取り組み】

- (仮称) 観光振興計画策定事業
- 観光宣伝事業
- 沖縄市観光協会補助金

エイサーの魅力を活かした まちづくりをすすめる

▶ 施策の方向

1 エイサーのまちの推進

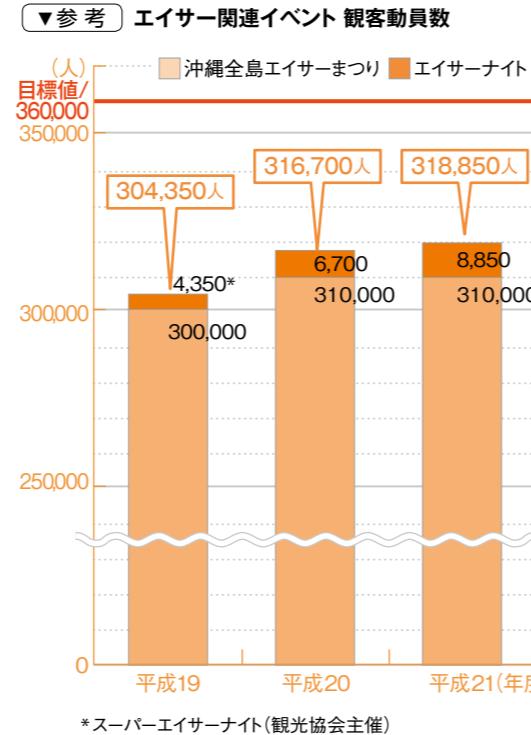
沖縄全島エイサーまつりやエイサーナイト^{注1}の開催をはじめ、モニュメントの建立やバナー掲揚、国内外への演舞団体の派遣等に取り組むとともに、エイサーの拠点となる（仮称）青年エイサー会館の整備および関係団体への支援などにより人材の育成と伝統の継承を図り、エイサーのまちを推進する。

2 エイサーによる地域活性化

エイサーを活用した体験等による修学旅行などへの観光誘客に取り組むとともに、企業等との提携によりエイサーをモチーフにしたグッズの商品化および販路開拓などに取り組む。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
エイサー関連イベント 観客動員数	318,850人	360,000人



▶ 現状と課題

エイサーは、本市の伝統文化というだけではなく、今や沖縄県の重要な観光資源の一つとなっている。

特に、本市において50年以上欠かさず開催されてきた「沖縄全島エイサーまつり（平成22年第55回を開催）」は、毎年約30万人を集客する一大イベントとなっている。しかし、近年、周辺市町で開催される同種のイベント等により、沖縄全島エイサーまつりの観客動員数への影響が懸念されている。

本市は、エイサーのメッカとして、エイサー文化の継承発展と青少年の健全育成、地域活性化を図ることを目的に、平成19年6月にエイサーのまち宣言をおこない、関係団体への活動支援をはじめ、新たなエイサーイベントの開催等をおこなってきた。また、エイサー体験等の観光メニューの創出および商標登録や企業との提携による商品開発など、エイサーを活かした地域の活性化にも努めている。

今後は、エイサーによる一層の地域振興を図るため、エイサーを観光振興に寄与する重要な文化資源として位置づけ、年間を

通じてエイサーに触れることができるよう取り組むとともに、沖縄市青年団協議会等の支援の拡充および（仮称）青年エイサー会館の整備などによる人材の育成と継承発展が求められる。



注1 エイサーナイト
6月から8月頃の週末の夜に開催される市内青年会を中心とした団体のエイサー演舞。



沖縄全島エイサーまつり

【関連する部門別計画や指針など】

- エイサーのまち宣言（平成19年度）
- 沖縄市中心市街地活性化基本計画（平成21年度）
- 沖縄市観光振興計画（平成11年度）

【主な事業や取り組み】

- エイサーのまち推進事業
- 沖縄全島エイサーまつり実行委員会補助金
- （仮称）青年エイサー会館の整備

活気に満ちた スポーツ交流のまちづくりをすすめる

施策の方向

1 スポーツコンベンションシティの推進

市内に有する二つの運動公園を活用するとともに、活気に満ちたスポーツ交流のまちづくりをめざし、スポーツコンベンションシティを推進する。

また、プロスポーツチームを応援し、各種公式試合および合宿等の誘致に取り組むとともに、関係団体や地域等との連携によるスポーツ交流・体験およびイベント等の開催、広報活動など、スポーツによるまちの活性化に取り組む。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
スポーツ施設利用者数	471,063人	565,200人

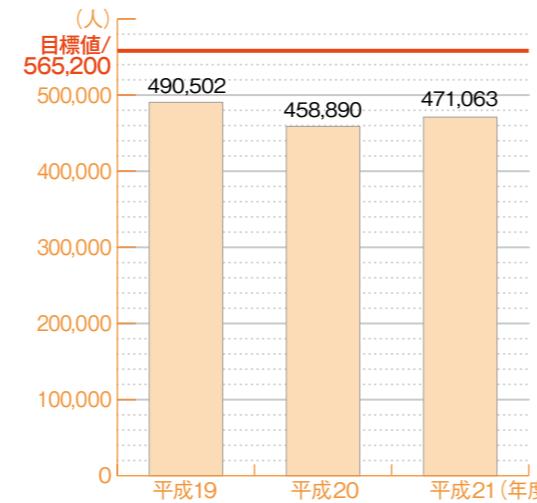


沖縄市野球場
完成イメージ図

2 スポーツ施設の整備等

沖縄市野球場や沖縄市陸上競技場など、スポーツコンベンションシティを推進する施設の整備・充実に取り組む。

▼参考① コザ運動公園内スポーツ施設利用者数



現状と課題

本市は、地域に根ざしたスポーツ活動を通して、健康で豊かな心とからだを育て、活気と共感に満ちたスポーツ交流のまちづくりをめざし、平成8年9月に「スポーツコンベンションシティ」を宣言した。

これまで、本市は、「おきなわマラソン」をはじめ、「美ら島沖縄総体2010」や「沖縄市長杯高等学校バスケットボールおきなわカップ」など、スポーツイベントの開催に取り組むとともに、広島東洋カープのキャンプおよび日本陸上競技連盟等のスポーツ合宿が盛んにおこなわれていることや、FC琉球のホームタウンに向けた支援に取り組むなど、スポーツによるまちの活

性化に努めてきた。

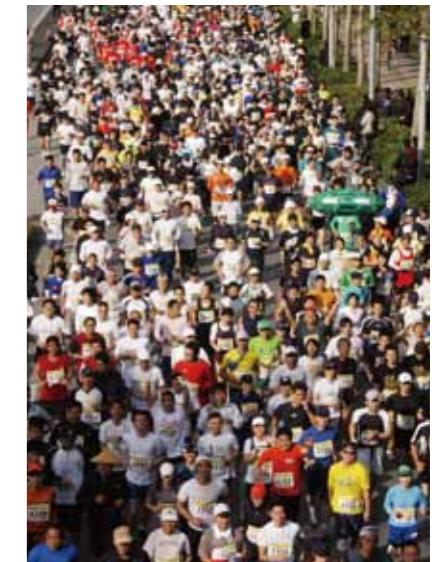
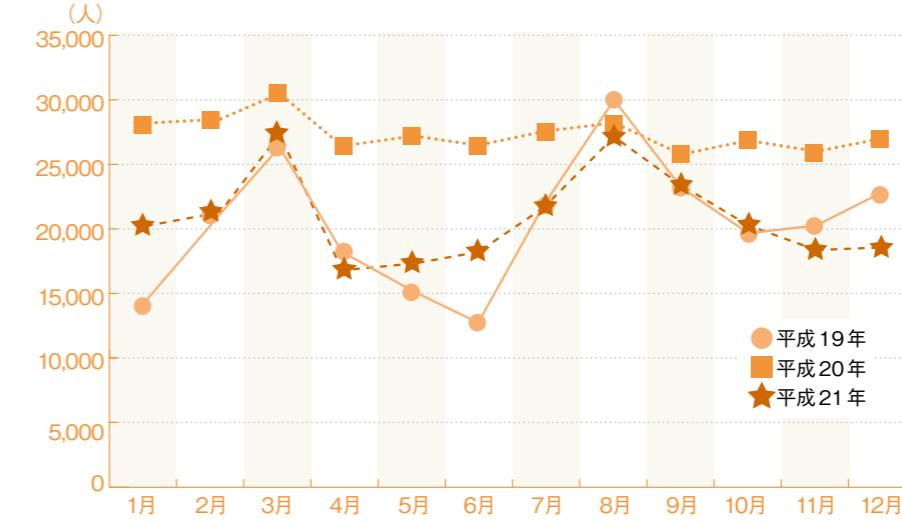
また、コザ運動公園^{注1}については、陸上競技場をはじめ、体育館や武道館の整備が完了し、現在、野球場の整備に着手しており、今後も、スポーツ振興の拠点として関連施設のさらなる充実を図る必要がある。

コザ運動公園と沖縄県総合運動公園が立地する環境を活かし、野球やサッカー、バスケットボール等のプロスポーツの公式試合や各種競技大会を誘致するなど、スポーツ観光^{注2}やスポーツ交流の充実を図り、スポーツコンベンションシティへのさらなる推進が求められる。

注1コザ運動公園内スポーツ施設
野球場、陸上競技場、トレーニングルーム、体育館、庭球場、武道館、弓道場、サブグラウンド兼ソフトボール場、屋内練習場、水泳プール、サッカー場、投球練習場、多目的運動場

注2スポーツ観光
スポーツ観戦やイベントと開催地周辺の観光とを組み合わせた観光誘致戦略。

▼参考② 平成19年から21年の月別市内宿泊施設利用者数



おきなわマラソン

【関連する部門別計画や指針など】

- スポーツコンベンションシティ宣言(平成8年度)
- 沖縄市観光振興計画(平成11年度)

【主な事業や取り組み】

- スポーツコンベンション推進事業
- 沖縄市野球場整備事業
- 総合運動場改修事業

音楽によるまちづくりをすすめる

施策の方向

1 音楽によるにぎわいの創出

ロックや民謡などの多彩な音楽・芸能等を活かしたエンターテイメントおよび体験ツアーなどを支援する。また、市内ライブハウスや商店街等へのアーティストの派遣など、ミュージックタウン音市場や音楽広場の活用を図るとともに、音楽関連情報を発信し、音楽によるにぎわいの創出に取り組む。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
音楽関連イベント集客数	98,444人	117,300人

2 音楽のまちを担う人材の育成

ミュージシャンをはじめ、イベント制作に係るプロデューサーや技術スタッフ等、音楽産業に携わる人材の育成を支援する。

3 音楽関連産業の振興

観光産業と連携した音楽コンテンツの制作など、音楽を素材とした新たなビジネスモデルの創出と関連産業の振興に取り組む。

▼参考 音楽関連イベント集客数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ミュージックタウン 音市場ホール	30,229人	28,279人	31,281人
ミュージックタウン 音楽広場	43,470人	47,175人	53,385人
ミュージックタウン 集客合計	73,699人	75,454人	84,666人
音のページント	900人	3,552人	12,000人 ※同時開催
沖縄国際アジア音楽祭	—	—	
ピースフルラブ・ロックフェスティバル	2,938人	1,922人	1,778人
合 計	77,537人	80,928人	98,444人

現状と課題

本市は、伝統芸能が展開発展してきたことに加え、戦後のアメリカ文化の影響を受けたロックやジャズなどにより個性的な文化が創出され、多くの著名なアーティストを輩出してきた。

また、音楽による「賑わい創出・人材育成・产业化支援」をコンセプトとして、平成19年7月にミュージックタウン音市場を開設し、音のページント^{注1}等の賑わい創出事業をはじめ、音楽市などの人材育成事業に取り組んできた。また、エンターテイメント事業の実施やパブリックレベル^{注2}の設立によりオムニバス^{注3}CDを作成するなど、产业化支援に努めてきた。

今後は、これらの充実に加え、音楽と観光が連動した地域活性化を図るため、商店街やライブハウス、観光産業等との連携による音楽体験ツアーなどの観光メニューの創出に取り組むとともに、音楽広場の大型ビジョンを活かしたまちのイベントPRによるにぎわいづくりを図っていくことが求められる。

さらに、音楽プロデューサーや音響等を担う技術者などの人材育成ならびに地域資

源を活かした音楽コンテンツの制作など、音楽ビジネスの創出を図ることが求められる。



コザ・ミュージックタウン

^{注1}音のページント
様々なジャンルのミュージシャンに活動の場を提供する本市独自の音楽イベント。

^{注2}パブリックレベル
市とミュージックタウン音市場が連携して設立したCD制作・販売体制。行政が立ち上げるレベルとしては全国初。

^{注3}オムニバス
映画・演劇・文学などで、独立した短編を集め、全体として一つの作品となるように構成したもの。



ミュージックタウン音市場 イベント

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市ミュージックタウン基本構想策定調査報告書（平成16年度）
- 沖縄市中心市街地活性化基本計画（平成21年度）
- 沖縄市観光振興計画（平成11年度）

【主な事業や取り組み】

- ミュージックタウン推進事業
- 音楽によるまちづくり広報支援事業
- コザ子どもエンターテイメントショー創出事業
- イベント制作支援事業
- 音楽観光促進事業
- ピースフルラブ・ロックフェスティバル補助金

中心市街地のにぎわい創出と商業者の育成に取り組む

施策の方向

1 中心市街地のにぎわいと良好な生活空間の創出

「沖縄市中心市街地活性化基本計画」にもとづき、商業関連団体やまちづくりに関するNPO等との連携により、音楽・芸能などの地域資源を活かしたイベントを開催するなど、中心市街地のにぎわいを創出し、交流人口の拡大を図る。

また、中心市街地における市立図書館の整備や子育て関連施設の整備など、都市福利施設^{注1}の充実により、良好な生活空間を創出するとともに、子育て家庭への借家家賃を助成するなど、中心市街地の定住人口の増加を促進する。

2 個性豊かな商店街づくり

個性的な商店街づくりと地域コミュニティの再生を促進し、食とアートなどによるにぎわいの創出を図る。

また、商業基盤の整備を図るとともに、商業関連団体等によるチャレンジショップ^{注2}やリノベーション事業^{注3}への支援など、空き店舗の有効活用と魅力ある店舗の創出を促進する。

3 商業・起業者の育成と経営基盤の安定化

商業力の強化を図るため、各分野の専門家による経営相談やセミナーを開催するなど、商業者・起業者の育成に努めるとともに、経営基盤の安定化に向けた各種融資制度の活用を支援する。

▼参考①

①空き店舗率	11.1%(H21年度)
②歩行者通行量(平日)	8,548人/日(H21年度)
③吸引力指数(買回品)	0.36(H22年度)
④地元購買率(買回品) 地元購買率(最寄品)	27.6%(H22年度) 65.7%(H22年度)

現状と課題

本市の商業概況を「平成19年商業統計調査」でみると、事業所数および従業者数は、減少傾向にある。平成19年度に年間販売額が増加に転じているものの、県全体に比べ従業者数等は、やや厳しい状況にある。

中心市街地にあっては、モータリゼーションの進展や近隣市町村への大規模商業施設の立地等による商店街のにぎわい喪失および空き店舗の増加、郊外の住環境整備等による人口減少などが著しい状況となっている。

このような状況から脱却するためには、商店街の店舗の個性を發揮し、大規模商業施設とは異なる商業地全体の魅力の向上を図っていくことが求められる。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
中心市街地の歩行者通行量(休日)*1	5,964人	6,360人
都市福利施設(5施設)の年間利用者数*2	940,429人	1,038,077人

*1*2.沖縄市中心市街地活性化基本計画

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市中心市街地活性化基本計画(平成21年度)
- 沖縄市商環境実態調査報告書(平成20年度)

【主な事業や取り組み】

- 中心市街地活性化事業
- 地域おこし協力隊事業
- 沖縄市中心市街地定住促進事業
- 食とアートと交流の街づくり事業
- 中心市街地活性化支援事業
- 商店街賑わい創出事業補助金
- 商店街再生チャレンジショップ事業
- 小口資金融資事業

注1都市福利施設(5施設)
沖縄市立図書館、
中心市街地就労等支援施設、社会福祉センター・男女共同参画センター、コザ運動公園、沖縄こども未来ゾーン

注2チャレンジショップ事業
中心市街地のにぎわい創出や商店街のシャッターを開ける呼び水効果を促す事業。

注3リノベーション事業
長期空き店舗を改修し、新たな商業者や魅力ある個店を誘致するためを行う事業。

中小企業の振興とものづくり産業の基盤強化を図る

施策の方向

1 中小企業の振興と企業誘致の推進

地元中小企業の振興や地域経済の活性化をめざし、(仮称)沖縄市中小企業振興基本条例の制定に向け取り組む。

また、雇用の場の拡大を図るため、国・県等関係機関との連携強化による広域的な企業誘致活動を展開し、優遇措置等により情報通信関連産業などの企業誘致を継続するとともに、中心市街地の活性化等と連動する企業誘致を推進する。

2 工芸によるまちづくりの推進

知花花織の国の伝統的工芸品指定に向けた取り組みや担い手育成等を支援するとともに、陶芸、琉球ガラス、木工製品などのPRや販路拡大をめざす沖縄市工芸フェアの充実・強化を図る。

また、ものづくり体験等により工芸と観光の連携を図るとともに、工芸産業の活動拠点の整備に取り組むなど、工芸によるまちづくりを推進する。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
沖縄市産業まつり売上額	16,063千円	19,000千円
沖縄市工芸フェア売上額	11,611千円	12,000千円

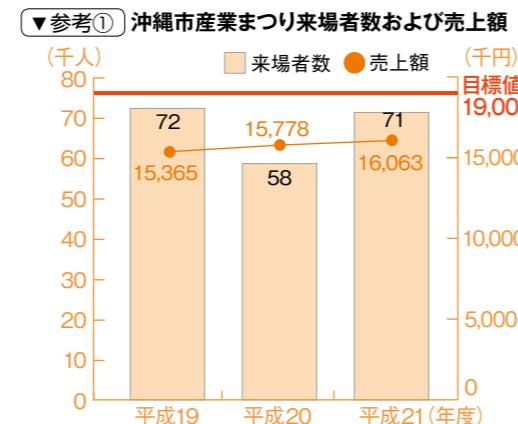
3 ものづくり産業の育成と沖縄市ブランドの創出

「沖縄市ものづくり産業振興ビジョン」にもとづき、ものづくり産業における経営基盤の強化に向け、相談窓口の設置や人材の育成などに取り組むとともに、企業や研究機関との産学官の連携により、新製品の開発や新ビジネスの創出を図る。

また、(仮称)沖縄市地域ブランド^{注1}認定制度を創設するとともに、産業イベントの開催や県内外の物産展等への出展を支援するなど、沖縄市ブランド製品の販売を促進する。

4 工業地域の活性化

沖縄本島中部の物流拠点として、中城湾港新港地区における港湾機能の充実や貨物船等の定期就航を促進するとともに、工業・準工業地域における良好な操業環境づくりに向け取り組む。



現状と課題

本市は、工業における中小企業者の割合が100%(平成20年工業統計調査)、商業では87.2% (平成19年商業統計調査) を占めており、中小企業者が、本市の地域経済を担っている状況となっている。このように中、今後は、中小企業者・商店街関係者・行政等の役割を明確化し、地元中小企業の振興および地域経済の活性化に向け取り組むことが必要である。

また、企業誘致の取り組みや各種助成策の推進による企業が、情報通信関連産業を中心に20社余立地しており、雇用における一定の効果をもたらしている。今後も、県内外における企業誘致説明会への参加や企業訪問などの積極的な誘致活動が必要である。

本市の製造業に係る概況を「平成20年

▼参考② 沖縄市工芸フェア来場者数および売上額



工業統計調査」でみると、平成20年現在、事業所数は、110事業所、従業者数は1,448人、製造品出荷額等は約426億円、粗付加価値額は約110億円となっている。

工芸によるまちづくりの推進により、平成22年に知花花織が沖縄県伝統工芸品の指定を受け、今後は、国の伝統的工芸品指定に向け取り組みをすすめるなど、工芸による産業振興が一層期待されている。一方、各種工芸事業所との連携による新製品の開発やアンテナショップの運営、工芸体験の実施など、工芸に関する取り組みは一定の成果をあげているものの、担い手の育成や生産体制の維持・確保、経営基盤の安定化、販路拡大や情報発信などの支援が求められる。

また、市内で製造・生産された商品等について、他地域の商品との差別化を図り付加価値を高めるため、沖縄市ブランドの認定に取り組むとともに、沖縄市産業まつり等を活用した販売促進が必要である。

さらに、沖縄本島中部の物流拠点として位置づけられる中城湾港新港地区の港湾機能の充実・強化を国や県に求めるとともに、準工業地域等における立地企業の操業環境の充実が求められる。

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市ものづくり産業振興ビジョン(平成20年度)
- 沖縄市工芸による街づくり基本計画(平成15年度)
- (仮称)沖縄市地域ブランド計画(平成23年度予定)
- (仮称)沖縄市中小企業振興基本条例(平成23年度予定)

【主な事業や取り組み】

- 工芸による街づくり事業
- 沖縄市地域ブランド推進事業
- 沖縄市産業まつり実行委員会補助金
- 企業誘致推進事業

注1 地域ブランド
地域発の商品・サービスのブランド化と、地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること。

アグリビジネスの推進により 農業を振興する

施策の方向

1 沖縄市新アグリビジネス計画の推進

产学官や農商工連携等の促進による農産物の高付加価値化および販路開拓の支援をはじめ、農産物加工施設を活用した新製品開発、地産地消や食育の推進、観光関連機関との連携による農業体験、施設・道路等の整備など、沖縄市新アグリビジネス^{注1}計画を推進する。

2 持続可能な生産環境の整備促進

近代化施設や農業用水等の確保など生産基盤の整備・充実を図るとともに、環境保全型農業の推進および安全・安心・良質な農産物の安定供給を促進する。また、農地流動化に係る取り組みを強化し、農用地の保全と有効利用を図る。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
市内農産物販売額 ^{*1}	284,232千円	326,000千円
認定農業者数 ^{*2}	36経営体	60経営体

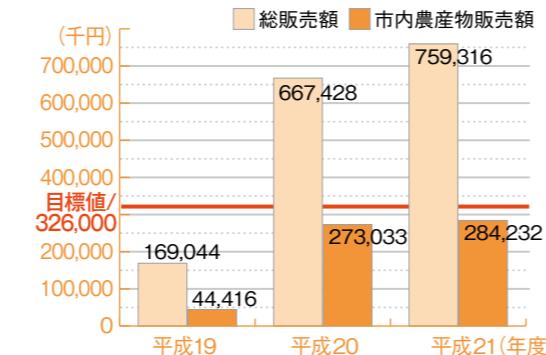
*1.ちゃんぶるー市場販売実績

*2.農業経営基盤強化促進法第12条にもとづく農業経営改善計画認定

3 農業経営基盤の安定強化と就農促進

魅力ある農業の形成に向け、農業経営基盤の安定強化を支援するとともに、担い手の育成等の就農促進および認定農業者の増大を図る。

▼参考① ちゃんぶるー市場販売実績



▼参考② 農業経営改善計画(認定農業者)認定状況

年度	再認定	新規	合計
17年	14	3	17
18年	2	9	11
19年	3	3	6
20年	1	2	3
21年	0	1	1
合計	20	18	38

※認定状況は38経営体であるが、2経営体が廃業したため、現状は36経営体となっている。

(単位:経営体)

現状と課題

都市化の進展に伴い、農業振興地域における宅地化等の進行、農地の資産保有化傾向の高まりによる農地流動化の停滞や遊休農地の増加など、農地の保全や有効利用への対応が求められている。また、農業就業者の高齢化等に伴う担い手不足、輸入農産物の増加による産地間競争の激化など、農業を取り巻く環境は厳しい状況に迫られている。

今後、沖縄市新アグリビジネス計画の着実な推進により、農業生産基盤の整備をはじめ、農商工連携の促進と地域ブランド化への取り組み、さらには、本市北部地域の自然環境を活かした観光事業の展開などが求められている。また、消費者の農産物に対する安全・安心志向に加え、新鮮な地元農産物へのニーズが高まりをみせる中、同計画の一環として、平成19年11月にオープンした農産物直売所（中部ファーマーズマーケット「ちゃんぶるー市場」）は、多くの農業者と消費者に利用され、地産地消の普及にも大きく寄与している。

また、拠点産地品目である小菊、マンゴー、びわの生産量の増加や安定供給を図るとともに、新たな拠点産地品目の認定が求められる。

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、認定農業者をはじめとする担い手の育成・確保や農業経営の法人化等に努めてきた。今後も認定農業者の増大を図るなど、農業経営基盤の強化が必要である。

農業用水の確保については、近年、花卉・野菜・熱帯果樹等の施設栽培への移行に伴う農業用水需要が増していることから、農業用水施設整備をはじめ、機能保持や耐用年数の延命化が、本市農業の振興において重要な課題となっている。

また、東日本大震災において、津波による農地の浸水や耕土流出、農業用水路等の農業用施設の損壊など甚大な被害をもたらした状況をふまえ、関係機関との連携による防災対策が求められている。

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市新アグリビジネス推進事業
- 農林水産近代化促進事業補助金
- 農業振興地域整備促進事業
- 農業施設整備事業
- 農業経営基盤強化促進対策事業
- 拠点産地推進事業
- 農業生産・経営対策事業
- 農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金

【主な事業や取り組み】

- 沖縄市新アグリビジネス推進事業
- 農林水産近代化促進事業補助金
- 農業振興地域整備促進事業
- 農業施設整備事業
- 農業経営基盤強化促進対策事業
- 拠点産地推進事業
- 農業生産・経営対策事業
- 農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金

優良畜産物の生産奨励と畜産経営安定化を図る

► 施策の方向

1 畜産物のブランド化と担い手の育成・確保

優良種畜の導入支援や生産奨励等により、経営基盤の安定化および担い手の育成・確保に取り組むとともに、畜産共進会や沖縄市産業まつり等における畜産物の宣伝など、情報発信による地元畜産物のブランド化を促進する。

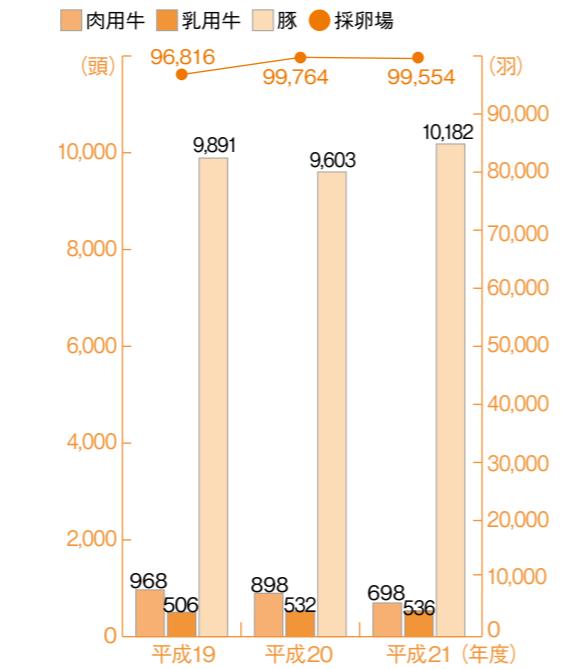
【施策の目標値】

指 標	現状値	目標値
家畜飼養頭羽数	肉用牛 698頭	970頭
	乳用牛 536頭	570頭
	豚 10,182頭	10,410頭
	養鶏(採卵) 99,554羽	99,770羽

2 畜産環境の保全と家畜伝染病対策

畜産施設周辺における緑化および家畜排せつ物の適正処理とその有効利用等を支援するとともに、安全・安心な畜産物の生産等を確保するため、家畜伝染病の発生防止に取り組む。

▼参考① 家畜の種類別飼養頭羽数



► 現状と課題

国内・県内市場だけでなく国際的にも農産物に対する安全性やブランド产品を求める志向が高まりつつある中、本市においても安全性に配慮した産地ブランドの形成が求められており、関係機関と連携したブランドの形成とPRが重要となる。さらに、関係機関の連携による情報技術等を活用し、市場の需要に迅速に対応した販売促進の展開が求められる。

また、畜産農家の減少や生産規模の縮小、

▼参考② 畜産共進会事業県共進会への出品頭数

平成19年	平成20年	平成21年
8頭	9頭	6頭

▼参考③ 畜産生産奨励事業

	平成19年	平成20年	平成21年
素牛導入頭	75頭	105頭	98頭
子牛生産頭	340頭	351頭	382頭

▼参考④ 畜産環境^{注1}保全対策事業

	平成19年	平成20年	平成21年
薬剤配布農家	30件	28件	28件
苦情件数	2件	3件	3件

家畜飼料価格の高騰に加え、子牛せり価格の低迷等による畜産農家の経営基盤への影響が懸念されている。畜産農家への生産支援や経営基盤の安定・強化をはじめ、担い手の育成・確保を図るなど、持続可能な畜産経営が求められている。

平成11年、家畜排せつ物法が施行され、家畜ふん尿の管理・処理について、農家には一段と厳しい対応が求められ、今後さらに堆肥処理施設の維持管理や環境対策の強化が必要である。また、施設の老朽化に伴う維持管理費の負担増が予想されることから、生産規模に見合った施設のあり方等を考慮するなど、経営の安定化に向けた取り組みが求められる。

鳥インフルエンザや口蹄疫などの家畜伝染病については、一旦発生すると、畜産物に対する安全性の懸念が広域におよび、家畜の殺処分や風評などによる甚大な経済的損失が想定される。

本市においては、伝染病の予防策として、市独自の予防接種に加え、県家畜保健衛生所による予防接種や検査を実施しているが、さらに予防意識の高揚および飼養管理技術の向上が求められている。

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市新アグリビジネス計画（平成20年度）
- 沖縄市畜産共進会実施要綱（毎年度）

【主な事業や取り組み】

- 畜産共進会事業
- 畜産環境保全対策事業
- 畜産生産奨励事業補助金
- 家畜伝染病予防助成事業

注1畜産環境
家畜排泄物（家畜ふん尿、たい肥、液肥、汚水等）と環境との関わり。

加工・流通・観光との連携による 水産業の振興に取り組む

▶ 施策の方向

1 水産業の振興

魅力ある水産業の振興に向け、新たな水産業振興計画を策定するとともに、沖縄市漁業協同組合や関係機関と連携し、水産物の加工をはじめ、販売施設の充実や情報発信等に取り組む。

2 つくり育てる漁業の促進と 担い手の育成・確保

水産資源の保全に努め、養殖などのつくり育てる漁業を促進し、安定した漁獲量の確保を図るとともに、漁船等の近代化支援や漁港環境の整備等により、漁業従事者の経営安定化および新たな担い手の育成・確保に取り組む。

【 施策の目標値 】

指標	現状値	目標値
パヤオ直売店 総売上高	58,050万円	63,000万円

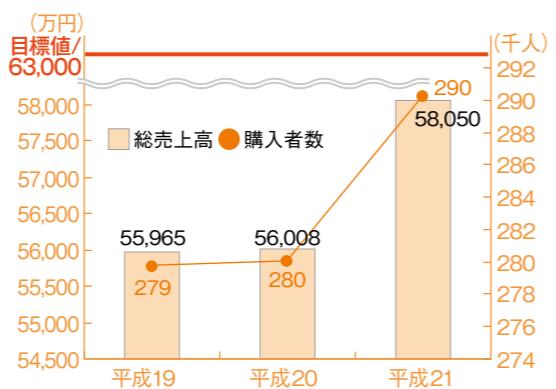
3 ブルーツーリズムの推進

漁港におけるイベントの支援などにより、漁業従事者と市民との交流を促進するとともに、水産業と観光産業との連携による海洋性レジャー・や海洋資源を活かした体験学習の展開を図るなど、ブルーツーリズム^{注1}を推進する。

▼参考① 漁獲量状況と漁獲額

	平成19年	平成20年	平成21年
漁獲量	322.5t	332.6t	329.1t
漁獲額	18,300 万円	17,800 万円	17,600 万円

▼参考② パヤオ直売店 実績



▶ 現状と課題

国内においては、漁業従事者の高齢化等に伴う生産構造の脆弱化等がすすむ中、景気の変動による燃油価格の高騰等が漁業従事者の経営に深刻な影響を与えるなど、漁業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、操業の合理化や漁船の近代化等による省エネ化およびコスト削減への取り組みが求められている。

本市の漁業においても、漁業従事者や漁獲量等は減少傾向で推移し、依然として厳しい状況にあることから、水産資源を保全していく方策やつくり育てる漁業の推進を図るとともに、沖縄市漁業協同組合との連携による漁業担い手の確保が求められる。

本市では、パヤオや白イカ産卵床の設置の支援などにより、沿岸漁業における漁獲量の安定化に取り組むとともに、漁船の近代化や漁具の購入等の支援による漁業従事者の経費負担の軽減を図っている。

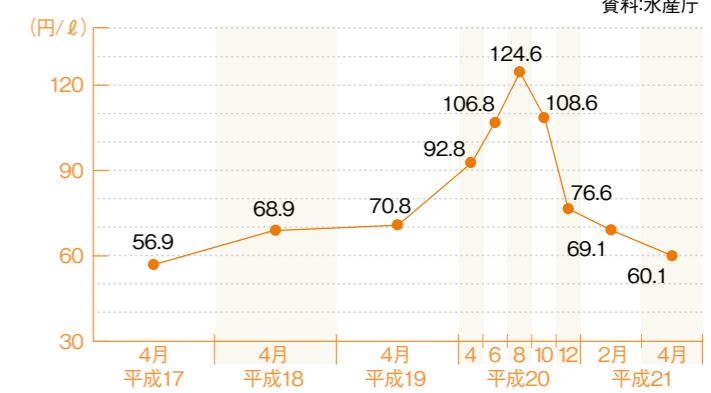
水産物に対する消費者需要を促すため、パヤオ直売店においてマグロの解体ショーが催されるなど、観光誘客や販売促進の取り組みが実施されている。

今後は、パヤオ直売店などの販売施設の充実をはじめ、付加価値をつける商品開発および販路拡大等に取り組むとともに、遊漁船等を活用した海洋性レジャーの展開および多目的広場等におけるイベント等を通じた交流の充実を図るなど、観光産業と連携したブルーツーリズムの展開が求められる。

また、東日本大震災において、津波による漁船や漁港施設の損壊、養殖施設の流失などの甚大な被害が発生した。今後は、大規模災害も想定した防災対策を関係機関と連携し強化することが求められている。

^{注1}ブルーツーリズム
島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

▼参考③ 漁業用A重油の価格推移



※平成20年～平成21年4月までは、A重油の価格変動が激しかったため2ヶ月単位で表示。

【 関連する部門別計画や指針など 】

- (仮称)第三次沖縄市水産業振興基本計画
(平成24年度予定)

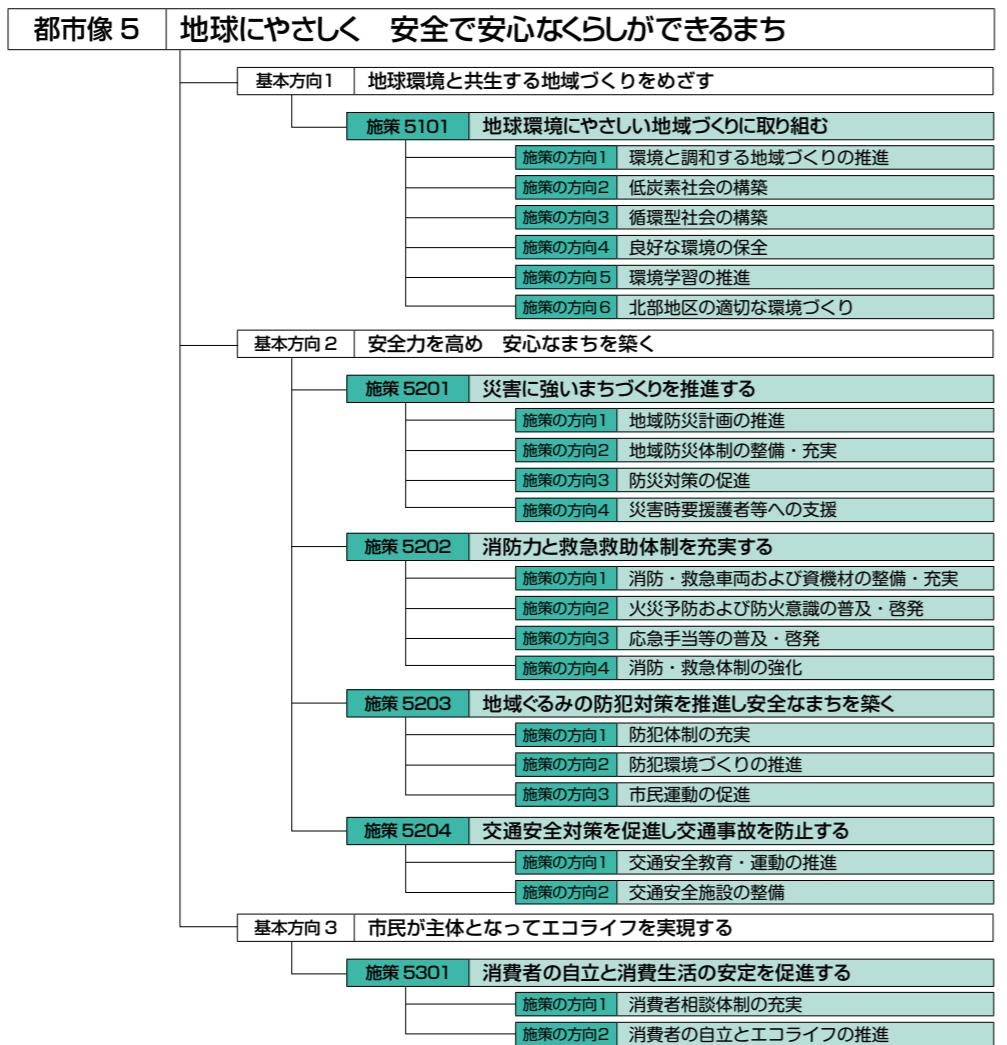
【 主な事業や取り組み 】

- 養殖推進事業
- 水産近代化促進事業補助金
- 水産業振興対策事業補助金

5

部門別計画 都市像5

地球にやさしく
安全で安心なくらしができるまち



地球環境にやさしい 地域づくりに取り組む

施策の方向

1 環境と調和する 地域づくりの推進

豊かな自然や健康で文化的な暮らしを将来へ継承するため、温暖化対策の実施や3R^{注1}の推進および市民・事業者・行政が一体となった仕組みづくりなど、沖縄市環境基本計画にもとづく事業の展開を図る。

2 低炭素社会の構築

公用車両へのエコカー導入や公共施設の節電など、温室効果ガス排出の抑制に向け取り組む。また、節電やエコドライブなどの普及促進に取り組むとともに、住宅への太陽光発電の導入を支援するなど、市民への省エネルギーと新エネルギーの普及・啓発をすすめる。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
住宅用太陽光発電施設設置件数 ^{*1}	260戸 (平成20年)	624戸
家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く) ^{*2}	517.7g/日・人	↓
事業系ごみ排出量 ^{*3}	36.0t/日	↓

*1.沖縄市環境基本計画の平成30年度目標値780戸を按分
*2.現状値が沖縄市一般廃棄物処理基本計画における平成27年度目標値と近似値となっていることから、矢印表記とし、さらなる低減を図る。
*3.現状値が沖縄市一般廃棄物処理基本計画における平成27年度目標値を下回るため、矢印表記とし、さらなる低減を図る。

3 循環型社会の構築

ごみ分別の周知活動や指導など、ごみの減量化や再資源化を図るとともに、不法投棄防止の啓発活動や巡回パトロールなど、ごみの適正な処理に取り組む。また、熱回収施設およびリサイクルセンターの運営を支援する。

4 良好的な環境の保全

水質汚濁や騒音・振動・悪臭などの環境問題を未然に防ぐため、環境調査や指導をおこなうとともに、自治会や学校などにおける環境美化活動をすすめるなど、良好な自然環境や生活環境の保全に取り組む。また、貴重な水資源の利用促進のため、雨水の有効利用などの啓発に努める。

5 環境学習の推進

持続可能な社会をめざし、自然環境保全や低炭素社会および循環型社会に対する市民の理解と取り組みを促進するため、環境学習を推進する。

6 北部地区の適切な環境づくり

北部地区については、良好な自然環境の保全や周辺環境との調和を図るために、環境調査を実施するとともに、土地利用の規制や誘導を図るなど、適切な環境づくりに取り組む。

現状と課題

わが国においては、持続可能な社会の形成に向けて、温室効果ガス排出の抑制やリサイクル率の向上による資源の有効利用などが、一定の成果をもたらしているものの、地球規模における温暖化の進行や天然資源の減少などがますます深刻化していることから、低炭素社会や循環型社会の構築に向けた取り組みの強化が必要となっている。

本市はこれまでに、ごみ袋指定事業や生ごみ処理器機の普及によるごみの排出抑制や減量化に取り組むとともに、沖縄市・宜野湾市・北谷町を構成市町とする倉浜衛生施設組合の熱回収施設やリサイクルセンターの新設を支援するなど、循環型社会の構築に努めてきた。

また、環境調査や環境美化活動などにもとづく、自然環境や生活環境の保全を図るとともに、平成21年度には、本市の環境行政の指針となる環境基本計画を策定し、総合的な環境への取り組みを推進しているところである。

今後は、循環型社会の構築や環境保全のため、これら事業を充実し、エコカー導入や節電および太陽光発電やLEDの導入など、低炭素社会の構築に向け取り組むとともに、省エネルギーと新エネルギーの普及・啓発活動が求められる。また、倉浜衛生施設組合跡地については、周辺環境と調和した活用の検討が求められている。

本市の北部地区においては、緑地や河川など豊かな自然環境を有する一方で、不法投棄や悪臭等の問題が生じている。また、産業廃棄物処理施設の集積がすすむなど、環境や土地利用が懸念されることから、産業廃棄物処理施設の県内平準化が求められるとともに、農業や工業および生活環境と自然環境との調和をどのように図るかが課題となっている。

▼参考 家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)
および事業系ごみ排出量の年度別推移

年 度	家庭系 ごみ排出量 (g/日・人)	事業系 ごみ排出量 (t/日)
平成19年度	513.4	34.2
平成20年度	493.0	32.9
平成21年度	517.7	36.0

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市環境基本計画(平成21年度)
- 沖縄市一般廃棄物処理基本計画(平成17年度)
- 沖縄市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(平成21年度)
- 沖縄市生活排水対策推進計画(平成12年度)
- 沖縄市都市計画マスター・プラン(平成21年度)
- 沖縄市地域新エネルギー・ビジョン(平成14年度)

【主な事業や取り組み】

- 太陽光発電設置補助事業
- ごみ袋指定事業
- 生ごみ処理器機設置補助金
- 街の美化推進事業
- 塵芥収集事業(直営、一般家庭ごみ)

注1 3R(さんあーる又はスリーアール)
廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表わす言葉の頭文字を取った造語でReduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)を指す。

災害に強いまちづくりを推進する

施策の方向

1 地域防災計画の推進

市民の生命や身体および財産を守るため、大規模災害等へ対応する沖縄市地域防災計画を推進し、災害に強く安心して住めるまちをつくる。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
自主防災組織 結成数*	3団体	40団体

*現在の3団体に加え、市内37自治会に1組織を結成。

▼参考 自主防災組織の状況

組織の名称	会員数
浜原団地 自主防災組織	246人
浜原第二団地 自主防災組織	440人
女性防火クラブ	596人

2 地域防災体制の整備・充実

災害時において迅速かつ的確な対応ができるよう国・県や関係機関等との連携による防災体制の整備を図るとともに、地域の自主防災組織づくりを促進する。また、防災訓練や防災知識の普及等による市民の防災意識の高揚を図る。

3 防災対策の促進

自然災害等に備え、物資・資機材等の備蓄とその入手方法の確立をはじめ、災害用通信機器等の確保、避難経路・避難場所の整備・周知を図る。

4 災害時要援護者等への支援

災害時要援護者避難支援計画にもとづき、サポートをおこなうボランティアの育成・確保および地域の自主的な取り組みを推進する。

また、被災者に対する見舞金の支給など、生活支援や不安解消を図る。

現状と課題

国においては、地震や局地的集中豪雨、台風の大型化など、頻発する自然災害に敏感に対処するため、応急対応力や地域防災力の強化、被害の軽減に資するための防災基盤等の整備、また被災地の状況に応じた復旧・復興支援等を防災対策の重点課題としている。

県においては、平成19年3月に沖縄県地域防災計画の見直しをおこない、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期すものとし、実施にあたっては、個々の市町村の地域特性および要望を把握し推進するものとしている。

本市においても、沖縄市地域防災計画の見直しをおこない、台風や地震、豪雨等の自然災害に備え、防災訓練の実施をはじめ、山形県米沢市および愛知県東海市との災害時相互応援協定^{注1}の締結、市民の防災意識の高揚など防災対策に取り組んでいるが、平成23年3月11日の東日本大震災をふまえ、市民の生命や身体および財産を守るため、国の防災基本計画および県の地域防災計画との整合を図るのはもとより、津波などの

大規模災害へ対応しうるよう沖縄市地域防災計画の検討および修正を迅速におこなうとともに、防災計画にもとづく各種取り組みを推進していく必要がある。また、災害時の情報伝達システムおよび避難体制の整備、自主防災組織^{注2}の育成、災害時要援護者^{注3}等への支援体制を確立し、防災体制を強化する必要がある。



自主防災組織の消火訓練

^{注1}災害時相互応援協定
災害発生時において、応急・復旧活動に関する人的または、物的支援について、自治体間等で締結される協定のこと。

^{注2}自主防災組織
自ら災害に備えるため、地域住民による任意の防災組織のこと。

^{注3}災害時要援護者
災害から身を守るために、安全な場所に避難するなどの行動に支援をする者。一般的に、高齢者、障がい者、妊産婦などがあげられている。

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市地域防災計画（平成22年度）
- 沖縄市災害時要援護者避難支援計画（平成22年度）

【主な事業や取り組み】

- 地域防災対策費
- 災害時要援護者避難支援事業
- 災害見舞事業

消防力と救急救助体制を充実する

施策の方向

1 消防・救急車両および資機材の整備・充実

市民の生命や財産を災害等から守るため、整備計画にもとづき、消防車両や救急車両および資機材等の整備・更新を図る。

2 火災予防および防火意識の普及・啓発

家庭における火災予防の普及を図るため、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、防火対象物や危険物施設への消防査察等を推進する。

3 応急手当等の普及・啓発

応急手当指導員および普及員を育成し、救命講習会を実施するとともに応急手当や救急車の適正利用等の普及・啓発活動により、市民の救命率の向上を図る。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
火災発生件数*1	46件	↖
応急手当講習会受講者数*1	2,224人	3,500人
避難訓練参加者数*2	13,562人	23,000人

*1.消防年報(毎年)※各年1~12月までの件数

*2.消防年報(毎年)

現状と課題

4 消防・救急体制の強化

消防組織法の一部改正による消防広域化について協議するとともに、指令業務の共同運用等を促進するなど、近隣市町村や関係機関との協力体制の整備等により消防・救急体制の強化を図る。

▼参考① 救急出動件数(各年1~12月の件数)

平成19年	平成20年	平成21年
5,793件	5,832件	5,945件

▼参考② 火災発生状況(各年1~12月の件数)

平成19年	平成20年	平成21年
47件	58件	46件

▼参考③ 応急手当講習会受講者状況(各年1~12月の件数)

平成19年	平成20年	平成21年
2,043人	2,448人	2,224人

▼参考④ 避難訓練参加者数

平成19年度	平成20年度	平成21年度
12,223人	12,598人	13,562人

国における消防・救急体制の現状と課題

国においては、住宅火災時の逃げ遅れによる死亡者が多いことから、平成16年に消防法を一部改正し、住宅用火災警報器の設置を義務化するとともに、消火器や防炎品の普及促進などの防火対策をすすめている。

また、平成15年の電波法関係審査基準の一部改正において、消防救急無線は、平成28年5月までにアナログ波からデジタル波に移行されることが規定され、さらに、平成18年の消防組織法の一部改正において、市町村消防の自主的な広域化が規定された。

これに伴い、県は、平成19年度に沖縄県消防広域化推進計画を策定し、平成22年には沖縄県消防広域化等研究協議会が、沖縄県および県内18消防本部により設置され、消防の広域化および消防救急無線デジタル化整備、指令センター共同整備運用に関する研究・協議がすすめられている。

また、本市においては、消防車両や救急車両をはじめ、消防資機材等の計画的な整備・更新を図るとともに、住宅用火災警報器の設置率向上に向け、市民に対する普及啓発をおこなっていく必要がある。

本市の救急出動件数は、年々増加傾向に

あり、平成22年の出動件数が6,512件で1日平均18回の出動となっており、その約半数が軽症事案であることから、市民の救命率の向上を図るためにも、救急車の適正利用の周知を図るとともに、応急手当に関する正しい知識と技術の向上に向け、応急手当指導員の育成および救急法講習会の開催に取り組む必要がある。

また、東日本大震災をふまえ、大規模災害時における広報や避難訓練、市民への防災知識の普及などについて、検討の必要がある。



応急手当講習会

関連する部門別計画や指針など

●沖縄市地域防災計画(平成22年度)

主な事業や取り組み

- 防災啓発費
- 消防活動費
- 沖縄市女性防火クラブ補助金

地域ぐるみの防犯対策を推進し 安全なまちを築く

施策の方向

1 防犯体制の充実

関係機関や団体との連携による「ちゅらさん運動^{注1}」を推進し、防犯パトロールの実施や犯罪防止に関する知識の普及・啓発により、防犯体制の充実を図る。

2 防犯環境づくりの推進

夜間における市民の安全を確保するため、保安灯の設置等を推進するとともに、防犯の観点から環境整備をすすめ、安全・安心なまちを築く。

【施策の目標値】

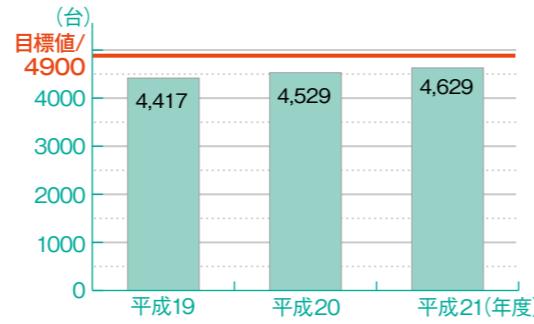
指標	現状値	目標値
保安灯設置台数(累計)	4,629台	4,900台
刑法犯罪認知件数*	1,734件	↓

*沖縄市統計書

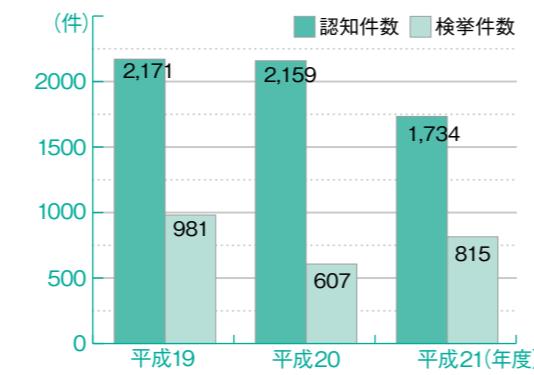
3 市民運動の促進

薬物乱用防止や暴力団壊滅、環境浄化等に対する市民運動を積極的に支援し、市民総ぐるみによる犯罪のないまちづくりを推進する。

▼参考① 保安灯設置台数



▼参考② 刑法犯罪認知件数(沖縄署管内)



現状と課題

沖縄県では、犯罪の発生を抑えすべての人々が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、平成16年4月に、「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」を施行し、条例の推進体制として、県知事を会長とする「ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議」をはじめ、県内14地区の首長を長とする「各地区安全なまちづくり推進協議会」を設置し、「ちゅらさん運動」を推進してきた。

県内の地域における自主防犯ボランティア団体は、平成15年度末の98団体から平成21年度末には625団体に増加しており、多くの県民がボランティア活動に参加している。一方、犯罪(刑法犯等)の発生状況は、平成14年末の約2万5千件をピークに、平成21年末は約1万3千件と7年連続減少しており、県民総ぐるみで取り組む「ちゅらさん運動」が功を奏したものと考えられている。

本市においても、関係機関との連携により「ちゅらさん運動」に積極的に取り組むとともに、夜間における市民の安全を確保するため、年次計画にもとづき保安灯の設

置を推進し、さらに自治会が負担する保安灯電気料金に対する支援を実施している。

また、平成22年10月には、本市吉原地域に存する歓楽街の風俗環境浄化に向けた市民総決起大会がおこなわれた。今後も地域住民の安全・安心と青少年の健全育成を図るためにも、環境浄化の実現に向け、市民総ぐるみによる継続した取り組みが必要となっている。



環境浄化市民パレード

注1 ちゅらさん運動
沖縄県、沖縄県警察、市町村、ボランティアや県民が総ぐるみでおこなう防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」を施行する「ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議」をはじめ、県内14地区の首長を長とする「各地区安全なまちづくり推進協議会」を設置し、「ちゅらさん運動」を推進する「ちゅらひとづくり」、地域の連帯と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりをいう。

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市安全で住みよいまちづくりに関する条例
(平成11年度)

【主な事業や取り組み】

- 防犯対策費
- 保安灯設置事業
- 沖縄市保安灯電気料金補助金
- 暴力団壊滅沖縄市民対策会議補助金

交通安全対策を促進し 交通事故を防止する

施策の方向

1 交通安全教育・運動の推進

安全かつ円滑、快適な交通社会を実現するため、関係機関等と連携し、交通道徳^{注1}の普及・高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践による交通秩序を確立する。また、飲酒運転や暴走行為など、交通犯罪を防止する運動を強化し、交通安全の実現に努める。

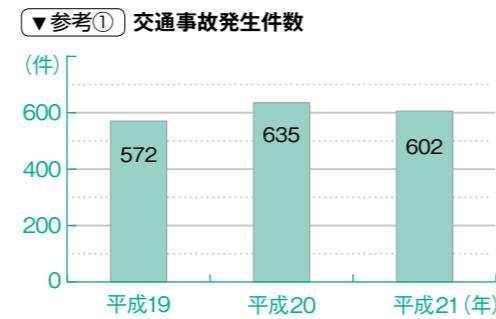
2 交通安全施設の整備

市内小学校区を中心としたスクールゾーン^{注2}等を設置するとともに、こどもや高齢者、障がい者など歩行者の安全確保や車両の事故防止のため、交通安全施設^{注3}の整備を推進する。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
交通事故発生状況*	602件	↓
道路照明設置数 (累計)	422基	450基

*交通白書



▼参考② 交通違反検挙件数

	平成19年	平成20年	平成21年
非反則等	1,002件	617件	482件
反則	5,605件	6,382件	4,720件

▼参考③ スクールゾーン等設置状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
広報板	18本	7本	56本
路面表示	18カ所	9カ所	120カ所

※平成21年度設置の内、広報板49本、路面表示112箇所については、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業で実施した。

▼参考④ 道路照明設置数

	設置数	合計数
平成19年度	0	414基
平成20年度	4基	418基
平成21年度	9基	422基

現状と課題

国においては、平成20年1月に、「交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として、4月と9月に「交通事故死ゼロを目指す日」を設けるとともに、全国一斉交通安全運動や飲酒運転根絶に向けた取り組みを強化している。

県においては、平成21年度に、沖縄県飲酒運転根絶条例を制定し、飲酒運転根絶に関する知識の普及や意識の高揚などの総合的な施策を推進している。

本市においては、平成14年度に、「沖縄

市暴走行為と暴走行為をあおる行為の防止に関する条例」を制定するとともに、沖縄市交通安全計画にもとづき、交通安全の諸施策を総合的かつ強力に推進している。

近年の交通死亡事故の特徴として、高齢者や歩行者の死亡者数の増加および飲酒運転に絡む事故が多いことから、歩行者の視点に立った交通安全対策の強化が求められており、スクールゾーンの設置や道路照明などの交通安全施設の整備を引き続き推進していく必要がある。



スクールゾーン

【関連する部門別計画や指針など】

- 第9次沖縄市交通安全計画（平成23年度予定）
- 沖縄市暴走行為と暴走行為をあおる行為の防止に関する条例（平成14年度）
- 沖縄県飲酒運転根絶条例（平成21年度）
- 沖縄県飲酒運転根絶に関する基本方針（平成21年度）

【主な事業や取り組み】

- 交通安全指導費
- スクールゾーン等設置事業
- 特定交通安全施設整備事業
- 交通安全対策特別交付金事業

消費者の自立と 消費生活の安定を促進する

● 施策の方向

1 消費者相談体制の充実

市民が安全で安心な消費生活がおくれるよう、年々複雑・多様化する消費生活に関する相談支援体制の充実を図る。

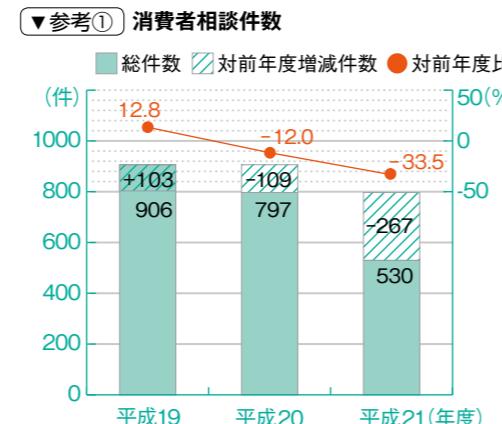
2 消費者の自立と エコライフの推進

消費者^{注1}被害やトラブルを未然に防ぎ、市民が自立した消費生活^{注2}をおくれるよう、消費者教育や情報提供の充実を図るとともに、リサイクルや環境に配慮した消費活動等によるエコライフ^{注3}を推進する。

【 施策の目標値 】

指標	現状値	目標値
消費者教育 (講座、講演会等) 参加者数 *	52人	200人

*消費生活全般に関する講演会等



▼参考② 消費者教育(講座、講演会等)参加者数

	講座・講演会等名	参加・相談者数
平成19 年度	消費生活およびび多重債務問題に関する講演会等	232人
	多重債務無料相談会	48人
平成20 年度	消費者行政講演会	57人
	多重債務者向けの無料相談会	23人
平成21 年度	多重債務問題に関する講演会	29人

● 現状と課題

国においては、平成16年、消費者を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応するため、消費者保護基本法を抜本的に改正し、消費者基本法が施行された。さらに、平成21年9月には、消費者が安全で安心した豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向け、消費者庁を設置し、よりきめ細やかな消費者対策と情報提供等をすすめている。

消費者基本法において、消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援が掲げられたことにより、消費者は保護される立場から自立した主体へ大きく転換することとなった。

県においては、平成17年に、沖縄県消費生活条例の改正をおこなうとともに、平成18年度に沖縄県消費者基本計画を策定し、消費者に関する各種の施策を総合的かつ計画的に推進している。

本市においては、平成9年度に、消費生活に関する相談・支援をはじめ消費者トラブル等の未然防止に向けた情報提供および消費者間等における意識啓発をおこなっている。

さらに、ワンストップ市民生活相談室の

開設をすすめ、消費生活相談をはじめとした市民生活に関する相談を実施し、市民がより安全で安心した生活が営めるよう支援をおこなっていく。

消費者行政活性化事業における相談業務の複雑化・高度化がすすむ中、消費者行政の強化に早急に取り組む必要があることから、平成21年度から3年程度は、国の財政措置の拡充に伴い、消費生活相談員の待遇改善や能力向上をはじめ、相談業務をサポートする設備面の充実等を図っているが、今後も引き続き相談体制を充実していく必要がある。



自治会での消費者出前講座

【 関連する部門別計画や指針など 】

- 沖縄県消費者基本計画(平成18年度)

【 主な事業や取り組み 】

- 消費者行政推進事業
- 消費者行政活性化事業

注1 消費者
自らの生存を維持し、生活をするため、衣、食、住だけでなく娯楽も含めて生活全般にわたり、事業者が供給する商品または役務を選択し、使用し、利用して生活する者。

注2 消費生活
商品、役務を購入し、それを使用・利用することによって生存を維持し活動すること。

注3 エコライフ
日常生活が及ぼす影響を認識し、自然や環境にやさしい生活を実践すること。

6

部門別計画 都市像6

うるおいある 快適な空間を将来につなぐまち



沖縄市の顔となる 中心市街地の整備を推進する

施策の方向

1 地域資源を活かした魅力の創出

中心市街地について、「沖縄市中心市街地活性化基本計画」にもとづき、国際色豊かな通りをはじめ、コザ・ミュージックタウンや沖縄こどもの国の拠点施設など、地域資源を活かした魅力あるまちづくりを推進する。

2 住環境の改善による まちなか居住の促進

利便性の高い公共施設や民間施設の配置により、安慶田地区における土地区画整理事業や山里第一地区の市街地再開発事業を実施し、まちなか居住を促進する。

3 魅力ある中心市街地の 通りの整備

中心市街地の通りについては、カラー舗装による歩行空間の確保やユニバーサルデザイ

ン^{注1}の導入などによる安全で快適な道路整備を推進とともに、ファサード^{注2}の統一やみどりの活用など、魅力ある通りを創出する。また、胡屋十字路からコザ十字路間の国道330号については、交通渋滞の解消や生活環境の改善および市街地の活性化に向け、関係機関との連携を図り、道路機能の整備を促進するとともに、沿道の土地利用計画を推進する。

4 中心市街地における 回遊性の創出

中心市街地における回遊性を高めるため、循環バスの運行や民間駐車場の利用促進を図る。また、コザ・ミュージックタウンや沖縄こどもの国などの拠点施設を結ぶ通りについては、音をイメージするなど、魅力ある通りの整備を推進する。



パルミラ通り

施策の目標値

指標	現状値	目標値
安慶田地区 土地区画整理事業 進捗率*	0.8%	73.5%

*事業計画をもとにした進捗率

現状と課題

中心市街地は、郊外部における市街化の拡大や大規模集客施設の立地、モータリゼーションの進展等による商業機能の低下をはじめ、人口流出や高齢化などが全国的な課題となっており、国は、中心市街地の活性化を推進するため、平成18年度に、中心市街地の活性化に関する法律を含む「まちづくり三法^{注3}」の改正をおこなった。

本市の中心市街地においても、商業機能の低下や人口流出などに加え、安慶田地区や中の町B・C地区など、戦後の急速な市街化によって形成された狭隘道路や密集市

街地の解消が課題である。

一方で、本市の中心市街地には国際色豊かな景観資源およびコザ・ミュージックタウンや沖縄こども未来ゾーン(沖縄こどもの国)などの地域資源を有し、さらに、商業施設をはじめ、公共施設や医療・福祉施設など、多様な都市施設がコンパクトに集積していることから、既存ストックの活用により、こどもから高齢者までだれもが暮らしやすい魅力あるまちとして整備していくことが必要である。

平成22年3月には、「沖縄市中心市街地活性化基本計画」が国から認定され、「コザ文化の継承と発展によるにぎわいづくり」「住む人目線での良好な生活空間の創出」を基本方針に、回遊性の創出や良好な生活空間の創出を図るために、諸事業を展開している。



関連する部門別計画や指針など

- 沖縄市中心市街地活性化基本計画(平成21年度)
- 沖縄市都市計画マスターplan(平成21年度)
- (仮称) 沖縄市景観計画(平成23年度予定)
- 第2期無電柱化推進計画(平成20年度)

主な事業や取り組み

- 安慶田地区土地区画整理事業
- 山里第一地区市街地再開発促進事業
- 中の町市街地開発事業
- (仮称) 国道330号沿線土地利用等推進事業
- 市道整備事業(音の回廊)
- 駐車場誘導整備事業
- 中心市街地循環バス事業
- (仮称) 防災街区整備事業

地域における土地利用の調和を図る

施策の方向

1 無秩序な市街化の抑制

用途地域^{注1}の指定のない区域における自然環境の保全やスプロール化^{注2}の抑制および周辺土地利用との共存・共栄など、特定用途制限地域^{注3}の指定や開発許可制度等による規制や誘導策を実施し、秩序ある土地利用をすすめるとともに、地域の実情に即するよう適切な用途地域指定に向け取り組む。

2 良好な宅地の創出

美里地区・美里第二地区の土地区画整理事業については、円滑に事業を推進し、早期完了に向け取り組む。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
美里土地区画整理事業進捗率 ^{*1}	99.6%	100.0%
美里第二土地区画整理事業進捗率 ^{*2}	92.3%	100.0%

*1*2.事業計画をもとにした進捗率

3 基地跡地利用

キャンプ瑞慶覧地区については、日米両国政府に対し、早期返還を求めるとともに、基地返還の情勢を見据えつつ、関係機関との連携および地権者の合意形成のもと、地域特性を活かした跡地利用の展開を図る。

4 墓地対策と火葬場等の確保

沖縄市墓地等に関する基本方針にもとづき、墓地の適切な誘導など、円滑な墓地行政を推進する。また、火葬場については、広域的な対応も視野に入れ、公益施設としての機能確保に努める。



沖縄市空撮

現状と課題

本市における用途地域の指定のない区域については、大部分が農業振興地域に指定されているにもかかわらず宅地化がすすみ、無秩序な市街化の抑制と計画的かつ効率的な土地利用が課題となっている。

北部地区については、緑地や河川などの豊かな自然環境を有する一方で、不法投棄や悪臭等の問題をはじめ、農業や工業等の混在、産業廃棄物処理施設の集積がすすむなどの問題がおきていることから、用途地域の指定のない区域については、緑地や優良農地などの確保と保全を基本としつつ、特定用途制限地域の指定や開発許可制度の適用および区域区分制度の導入の検討など、秩序ある土地利用への対策が求められている。

美里土地区画整理事業については、基盤整備を完了し、清算業務への取り組みをすすめている。また、美里第二土地区画整理事業については、物件補償や保留地の処分をすすめているが、事業が遅れている状況であり、事業開始から30年が経過する中、早期の事業完了が求められている。

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）で返還が合意されたものの、キャンプ瑞慶覧地区は、平成18年度の「再編実施のための日米ロードマップ」によって、嘉手納飛行場以南の大規模な基地返還計画が発表される中、返還区域など具体的な内容は明らかにされていない状況である。今後は、キャンプ瑞慶覧地区については、早期の返還を求めるとともに、国の責任による整備支援など、地域特性を活かした跡地利用への取り組みが必要である。

本市を含む県内の墓地については、歴史的かつ文化的背景から、個人墓が認められてきた経緯がある。これに伴い、無秩序な墓地の立地がすすみ、土地利用・環境衛生・住環境・景観形成などに影響が生じており、適切な墓地の誘導が必要となっている。また、公益施設としての役割も担ってきた火葬場等の老朽化がすんでおり、広域的な連携等も視野に入れ、機能の確保に向けた検討が必要である。

注1

用途地域
都市計画法で定め、用途の規制・誘導を目的とした土地利用の制限。第1種低層住居専用地域など12種類があり、建築基準法と相互関係により規制・誘導をおこなう。

注2

スプロール化
郊外に向かって市街地が拡大する際に無秩序な開発が行われること、計画的な道路などが形成されず、虫食い状態に宅地化が進むことが問題視されている。

注3

特定用途制限地域
用途地域が定められない土地の区域内において、良好な環境の形成等をおこなうために定める。例として周辺の公共施設に大きな負荷を発生させる建築物などを制限対象と定める。

【関連する部門別計画や指針など】

- (仮称) 第4次沖縄市国土利用計画(平成23年度予定)
- 沖縄市都市計画マスターplan(平成21年度)
- 沖縄市墓地等に関する基本方針(平成22年度)

【主な事業や取り組み】

- 美里地区土地区画整理事業
- 美里第二地区土地区画整理事業
- 基地返還跡地利用計画事業
- (仮称) 用途地域見直し業務

快適な生活環境を支える 上下水道の整備を推進する

施策の方向

1 上水道の整備

上水道施設の計画的な整備や配水ブロック^{注1}の細分化を推進するなど、安定した水の供給をおこなうとともに、災害に強い水道施設の整備や水質保全および適正な施設の維持管理に取り組み、安全で安心な施設整備を推進する。

また、水道料金や受水槽の管理情報の提供など、水道事業に関する広報活動をおこなうとともに、引き続き、事業を検証・精査し、企業経営の安定化を図る。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
下水道整備面積 ^{*1}	2,652.49ha	2,742ha
下水道接続件数 ^{*2}	40,573世帯	46,573世帯

*1.事業計画における整備計画 *2.処理区域内水洗化世帯数

2 下水道の整備

快適で衛生的な生活環境の促進と公共用水域の水質を保全するため、未整備区域の計画的な整備を推進するとともに、老朽化した下水道施設の耐震化に向けた計画的な整備や維持管理をおこなう。また、整備された下水道施設の効果を高めるため、下水道への接続を促進する。

3 降雨に対する浸水対策の推進

安慶田第一雨水幹線（比謝川上流）については、集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、2級河川指定をめざすとともに、河川整備を促進する。また、雨水排水路の計画的な整備や維持管理をおこなう。

4 下水道事業の健全経営の推進

財政の健全化と下水道事業の効率化・安定化を図るために、公営企業化を推進し、上下水道の組織統合に向け取り組む。

現状と課題

本市の上水道事業については、平成6年に水道普及率が100%に達している。

今後は、漏水を早期発見できるシステムとして、現在構築されている配水ブロックの細分化を推進するとともに、老朽化した管路等の整備をはじめ、施設の耐震化や災害時における応急復旧・応急給水への適切かつ迅速な対応が求められる。また、水質管理の徹底や維持管理に努め、引き続き安全で安心な水の供給に取り組んでいく必要がある。

さらに、水道事業に対する市民の理解と協力を得るため、これからも、水道料金など経営状況に関する情報をはじめ、受水槽等の管理方法や給水装置の維持管理の負担区分など、水道事業に関する情報の周知を図る必要がある。

下水道事業については、昭和39年から開始され、平成21年度現在、認可区域内における下水道の普及率は約95%、接続率は約81%となっている。今後は、下水道の未普及世帯や未接続世帯の解消が課題である。

また、老朽化した下水道は、「沖縄市公共下水道の改築計画」にもとづき、地震に

強い下水道施設の改築・更新をおこなっているが、ライフサイクルコスト^{注2}の低減などの観点をふまえた長寿命化計画を策定し、これにもとづく維持管理が必要とされる。

排水路については、民有地を流れる排水路の問題を解消するとともに、集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、安慶田第一雨水幹線の2級河川指定による整備が望まれている。

下水道事業は全国的に地方公営企業化していく状況にあり、本市においても経営状況や資産状況を明確にし、経営健全化を図るため、地方公営企業化への転換が必要である。

また、上下水道サービスの向上および効率・効果的な組織体制の構築が求められ、上下水道事業運営の組織統合に向けた取り組みが必要となっている。

注1 配水ブロック
配水区域を細分化した単位。最適な水量や水圧の確保などを安定した配水のため、ブロックごとに管理をおこなう。

注2 ライフサイクルコスト
製品や構造物等の計画から工事、管理、修繕、解体までの全期間に要する費用。

注3 処理区域面積
事業認可区域における整備済み面積。

注4 処理区域内世帯数
公共下水道への接続が可能な世帯数。

▼参考 下水道普及実績

平成22年3月31日現在

区域	市全体
A 処理区域面積(ha) ^{注3}	2,652.49
B 行政区域内世帯数	52,494
C 処理区域内世帯数 ^{注4}	49,823
D 処理区域内水洗化世帯数	40,573
普及率(世帯)(C/B)(%)	94.9
水洗化率(世帯)(D/C)(%)	81.4

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市水道事業基本計画(平成11年度)
- 沖縄市公共下水道事業(流域関連)事業計画(事業計画平成26年、全体計画平成40年)
- 沖縄市公共下水道の改築計画(平成20年度)
- (仮称)下水道長寿命化計画(平成24年度予定)
- 比謝川上流域総合雨水対策アクションプラン(平成20年度)
- 沖縄市都市計画マスターplan(平成21年度)

【主な事業や取り組み】

- 水道施設整備事業
- 公共下水道事業
- 機能高度化下水道事業(改築・更新)
- 公共下水道事業(浸水対策)
- 公共下水道接続促進事業
- 比謝川上流域総合雨水対策推進事業

安全・安心で良質な 住環境づくりを推進する

▶ 施策の方向

1 老朽化した市営住宅の 計画的な整備

地域における住宅事情をふまえ、老朽化した市営住宅および建替えに伴い併設される福祉施設等を一体的かつ計画的に整備する。

2 安慶田市営住宅建替えの推進

老朽化の著しい安慶田市営住宅の建替えを推進し、居住環境の改善および周辺地域における憩いとうるおいの空間を創出する。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
市営住宅供給戸数 ^{*1}	1,040戸	1,062戸 (平成26年)
住居表示地区数 ^{*2}	27地区	33地区

*1.整備目標戸数(建替時に1割程増)(沖縄市市営住宅ストック総合活用計画)

*2.住居表示対象地区33地区

▼参考 沖縄市 市営住宅管理状況一覧表

団地名	棟	戸数	築年数(平成23年度時点)	ストック活用
安慶田市営住宅	7棟	176戸	41~43年経過	建替え
泡瀬市営住宅	6棟	120戸	35~41年経過	建替え
美里市営住宅	3棟	36戸	37年経過	建替え
山内市営住宅	4棟	96戸	36年経過	建替え
池原市営住宅	6棟	128戸	33~34年経過	建替え
登川市営住宅	7棟	168戸	16~30年経過	個別改善
久保田市営住宅	2棟	24戸	21年経過	個別改善
室川市営住宅	9棟	292戸	4~9年経過	維持保全
合計	44棟	1,040戸		

資料:沖縄市市営住宅ストック総合活用計画(平成21年度)

▶ 現状と課題

3 安全・安心な住生活の促進

住宅セーフティネット^{注1}として、市営住宅を効果的に活用するとともに、住宅の確保に特に配慮をする人が入居可能な民間賃貸住宅の情報提供など、安全・安心で快適な住生活を促進する。また、改修・リフォーム等による住宅の機能向上を支援するなど、良質な住まいづくりを促進する。

4 快適な公共施設等の推進

だれもが快適で便利な施設づくりをすすめるため、「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」等にもとづき公共施設の整備を推進し、公共性の高い民間施設に対する周知や指導をおこなう。

5 住居表示の整備

住居表示の未実施地区については、地域住民の合意形成を図りながら住居表示の整備を推進する。

本市の市営住宅の中で最も初期に建設された安慶田市営住宅は、築40年が経過し老朽化が著しい状況にあり、早急な建替えが必要となっている。

平成21年度に策定した「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」においては、建替えをおこなうべき団地として、安慶田・泡瀬・美里・山内・池原市営住宅の計26棟、556戸が位置づけられており、早期の整備が必要である。

また、市営住宅の建替えについては、東日本大震災をふまえ、耐震性などに対応するよう取り組んでいく必要がある。

国は、平成18年、住生活基本法の制定により、「住生活基本計画(全国計画)」を定め、量の確保を目的としたこれまでの住宅建設政策から、良質なストックを将来世代へ継承していく方針に転換した。また、近年は、住宅確保要配慮者(低所得者・高齢者・障がい者・多子世帯等)に対する住宅セーフティネットの機能が重要となってきている。

本市においても、平成21年度に、住生活基本法および住宅確保要配慮者に対する賃

貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨にもとづき、民間住宅市場および公的賃貸住宅全体を含めた住宅政策の基本となる「沖縄市住生活基本計画」を策定した。

また、市民が等しく、安全かつ快適に公共施設を利用できるよう、「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」にもとづき、学校や市営住宅および公園などの公共施設へのバリアフリー化など、人にやさしい環境整備をおこなってきた。今後も引き続き各公共施設のバリアフリー化を推進する必要がある。

さらに、少子高齢化が進む中、共同住宅や飲食店、店舗など公共性の高い民間施設についても、同要綱にもとづく整備を促進するなど、だれもが利用しやすい快適な建物整備が望まれている。

住居表示の未実施地区については、土地を表す番地を住所として使用しているため、郵便物の誤配布や緊急車両の遅れなどの課題がある。今後は、地域住民の合意形成と地域の特性を考慮しつつ、住居表示の早期実現に取り組む必要がある。

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市住生活基本計画(平成21年度)
- 沖縄市市営住宅ストック総合活用計画(平成21年度)
- 沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱(平成16年度)
- 沖縄市耐震改修促進計画(平成20年度)
- 沖縄市都市計画マスターplan(平成21年度)

【主な事業や取り組み】

- 安慶田市営住宅建替事業
- 公営住宅整備計画事業
- 人にやさしいまちづくり事業
- 指定道路台帳整備事業
- 住居表示事業

東部海浜開発事業の推進に取り組む

▶ 施策の方向

1 埋め立ての促進

スポーツコンベンション拠点づくりをめざす東部海浜開発事業の実現に向け、埋立事業を引き続き促進するとともに、市民が気軽に利用できる人工ビーチの早期利用が図られるよう、国および県と一体的に取り組む。

【施策の目標値】

指 標	現 状	目 標 年 度
公共施設の基本計画等	—	平成27年度までに
企業誘致の基本計画等	—	平成27年度までに



東部海浜開発のイメージ図

2 土地利用計画の推進

都市基盤整備や公共施設の管理運営などの基本計画等の策定に取り組むとともに、景観や国内外からの誘客に向けた方策など、人工島の魅力向上に取り組む。さらに企業への土地利用に関する情報の提供および企業誘致に関する情報の収集を実施するとともに、企業の立地可能性を高めるための条件整備など、企業誘致の基本計画を策定する。また、防災について、沖縄市地域防災計画の見直しをふまえ、国および県との連携を図りながら取り組む。

3 環境への配慮

市民等と連携し、泡瀬沿岸域の環境保全の推進等に努める。

▶ 現状と課題

昭和60年代から取り組んできた東部海浜開発計画は、平成7年11月に中城湾港泡瀬地区として港湾計画^{注1}の一部変更がなされ、平成12年12月には、国と県により、埋立承認・免許^{注2}が取得された。

平成14年10月から国、平成18年1月から県による埋立工事がすすめられている同計画は、環境と共生する港湾空間の形成を掲げ、人工島として整備するとともに、生態系など環境にも配慮した取り組みがすすめられてきた。しかし、国や県と一体的にすすめられてきた国際交流リゾート拠点の整備に向けた取り組みは、構想から20年余を経て、社会経済の変化より、将来にわたる市財政への影響や環境問題などの課題が指摘される中、市民参画による土地利用計画の見直しがすすめられ、平成22年7月、スポーツコンベンション拠点の形成をコンセプトとした土地利用計画見直し案が策定された。沖縄市の新たな土地利用計画にもとづき、港湾法および公有水面埋立法の変更手続きがすすめられている。

今後は、造成後のインフラ整備計画や公共施設の管理運営、景観形成や多様な客層

の誘致に関する検討が必要である。また、防災については、沖縄市地域防災計画の見直しをふまえた対応を考慮し、国および県と連携する必要がある。

企業誘致については、国内外の企業情報の収集をふまえ、誘致活動を展開しているところである。今後は、土地利用計画をふまえ、情報提供および企業情報の収集に取り組むとともに、企業誘致に関する体制づくりなど、企業の立地しやすい条件の整備に取り組む必要がある。

注1 港湾計画
港湾法にもとづく港湾整備の基本的な計画のこと。

注2 埋立免許
国有の財産である公有水面について、国(知事に機関委任)が一定の範囲を区画して、埋立をおこなう権利を付与する行政行為のこと。



【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄振興計画（平成14年度）
- 港湾計画（平成22年度）
- 公有水面埋立免許（平成23年度予定）
- 沖縄市都市計画マスタープラン（平成21年度）

【主な事業や取り組み】

- 東部海浜地区開発事業
- 東部海浜開発推進協議会補助金
- ウォーターフロント開発協会負担金

みどりの空間づくりと 特色ある景観づくりを推進する

施策の方向

1 緑地や水辺の保全・活用および 都市緑化の推進

「沖縄市緑の基本計画」にもとづき、緑地や水辺の保全・活用に取り組むとともに、公共公益施設への緑化を推進する。また、市民参加による花いっぱい推進運動の展開や民有地への緑化など、緑化に対する市民意識の高揚を図る。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
公園整備面積	124.79ha	126.69ha
花いっぱい推進運動 参加団体数	110団体	135団体

▼参考 市内公園数

公園種別	平成22年3月末	
	箇所数	面積(ha)
街区公園	80	12.85
近隣公園	9	13.17
総合公園	2	20.27
運動公園	1	23.77
広域公園	1	47.52
歴史公園	1	0.38
都市緑地	6	6.83
合計	100	124.79

2 公園整備の推進

(仮称)美東公園や未整備公園等の新たな公園計画については、地域住民の参画により、地域に親しまれ、だれもが利用しやすい憩いの場づくり等を計画的に推進するとともに、(仮称)松本公園の整備を図る。

3 公園の維持管理

老朽化がすすむ都市公園施設に関する長寿命化計画を策定し、計画的な施設の補修・改修に取り組むとともに、指定管理者や公園愛護団体等による公園管理を推進する。

4 景観計画の推進

コザ・ゲート通りやくすの木通りなど、特色ある景観資源の保全・活用を図り、景観計画^{注1}の策定および景観条例の制定に取り組むとともに、景観計画に対する市民意識の高揚と市民参加の促進を図る。また、景観形成を促進する制度の創設に取り組むとともに、公共施設の景観整備を推進する。

現状と課題

国においては、地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和などの地球環境問題、防災に関する公園の整備、さらには、地域の活性化や観光振興など豊かな地域づくりとして、緑地の保全をはじめ、緑化の推進や都市公園の整備などが取り組まれている。また、都市公園の整備については、だれもが利用しやすい公園づくりをすすめるとともに、公園管理への市民の参加が求められている。

一方、公園利用者の安全性の確保およびライフサイクルコスト^{注2}低減の観点から、長寿命化計画にもとづく公園の維持管理が求められている。

本市はこれまでに、都市緑地保全法にもとづく「沖縄市緑の基本計画」を平成12年に策定し、緑や水辺空間の保全・活用、花いっぱい推進運動による緑化意識の高揚などに取り組むとともに、都市公園の整備を推進してきた。今後は、地球環境問題や豊かな地域づくりなどの今日的課題や市内緑化の状況をふまえ、緑地の保全・活用や緑化への取り組みが必要である。

公園整備については、すでに開設した公

園と未整備公園とのバランスを考慮した整備が求められている。また、新たな公園計画については、地域に親しまれ、だれもが利用しやすい公園などをめざし、住民参画による公園づくりをすすめるとともに、東日本大震災をふまえた、公園づくりに取り組んでいくことが重要である。

公園の維持管理については、民間の能力を活用した指定管理者制度や地域密着型の公園愛護団体等の参加による管理運営をすすめるとともに、長寿命化計画にもとづく公園施設の補修・改修が必要である。

景観については、美しいまち並みなど良好な景観への関心が高まりつつあり、地域の景観資源を保全・活用した景観の形成が求められている。

本市における国際色豊かな通りなどは、貴重な景観資源としての役割を担っており、公園や道路などの公共施設は、地域の景観をけん引する景観資源であることから、今後は、魅力あるまちづくりに向け、景観資源の保全・活用を図るとともに、公共施設の景観形成に取り組んでいく必要がある。

【関連する部門別計画や指針など】

- (仮称)松本公園整備事業
- (仮称)美東公園整備事業
- (仮称)沖縄市景観計画(平成23年度予定)
- (仮称)沖縄市景観条例(平成24年度予定)
- 沖縄市環境基本計画(平成21年度)
- (仮称)沖縄市公園施設長寿命化計画(平成25年度予定)

【主な事業や取り組み】

- (仮称)松本公園整備事業
- (仮称)美東公園整備事業
- (仮称)沖縄市景観計画(平成23年度予定)
- (仮称)沖縄市景観条例(平成24年度予定)
- 沖縄市環境基本計画(平成21年度)
- (仮称)沖縄市公園施設長寿命化計画(平成25年度予定)

^{注1}景観計画
区域、方針、行為の制限など必須事項と屋外広告物の制限、景観重要公共施設の整備など選択項目からなる。

^{注2}ライフサイクルコスト
製品や構造物等の計画から工事、管理、修繕、解体までの全期間に要する費用。

安全・安心・快適な交通環境の整備を推進する

施策の方向

1 広域的な交通体系の推進

関係機関との連携により、交通結節点の導入を含むバス網再編計画を推進するとともに、公共交通の空白地域の解消など、交通体系の構築に向け調査・研究をおこなう。また、軌道系交通システムについては、国・県への要請および周辺市町村との連携による導入を促進する。

2 幹線道路の整備

交通渋滞の解消などをめざし、幹線道路^{注1}の整備を推進するとともに、道路ネットワークの骨格を形成する都市計画道路網を見直し、計画的な道路整備を推進する。また、県道20号線などの道路整備の促進に取り組むとともに、国道329号沖縄バイパスの事業化を促進する。

3 生活道路の整備

地域に密着した生活道路^{注2}の改良工事等をおこなうとともに、未整備道路の工事など、道路環境の改善を図る。

4 人にやさしい快適な道路整備

カラー舗装による歩行空間の確保やユニバーサルデザインの導入など、だれもが安全で快適に利用できる道路整備を推進するとともに、沿道のポケットパーク^{注3}の整備や道路の緑化など、快適な道路空間づくりに取り組む。

5 道路維持管理

長寿命化計画にもとづく橋梁の整備など、道路に関する計画的な維持管理に取り組むとともに、市民や道路愛護団体等の参加による道路の美化活動などをすすめる。



【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
都市計画道路整備延長*	37,731m	39,291m
道路愛護団体数	34団体	71団体

*整備済み延長

現状と課題

国においては、公共交通の利用促進をはじめ、交通渋滞対策やユニバーサルデザインによる歩行空間の整備および交通安全対策など、交通体系の総合的な整備の推進に加え、橋梁の延命化が図れるよう、長寿命化計画にもとづく整備を推進している。

沖縄県においても、環状道路網や地区幹線道路の整備をはじめ、地域公共交通システムや交通結節点の形成等を推進するとともに、軌道系交通システム導入の検討などをおこなっている。また、県は、那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市の連携による「地域公共交通総合連携計画」をすすめるなど、バス網再編に向けて取り組んでいる。

本市においては、公共交通の空白地域における利便性をはじめ、高齢者や障がい者等の移動手段の確保が課題となっている。また、交通結節点機能の整備や将来の公共交通として期待されている軌道系交通システムの導入など、総合的に交通体系を検討していくことが必要である。

幹線道路については、交通渋滞の解消や生活道路への流入抑制はもとより、多様化する都市機能に対応するよう、幹線道路網を再検討する必要がある。

また、県道20号線については、胡屋地区などの中心市街地と東部地区を結び、相互活性化を図る重要な役割を担うことから、

道路機能の充実や魅力ある通りの形成など、早期の整備が望まれている。さらに、市街地交通の円滑化や中部地域の生活および経済活動等を支える国道329号バイパスの早期事業化が課題となっている。

生活道路については、劣化した舗装や側溝の整備など、道路環境の改善が求められている。一方、補助対象外の未整備道路については、計画的な整備の検討が必要である。

歩行者にやさしい道路づくりに向け、歩道の段差の解消や路肩のカラー舗装など、誰もが安全で快適に利用できる道路づくりが求められている。また、道路沿線の残地等を利用したポケットパークの整備や道路の維持管理を考慮した植樹・沿道の緑化など、快適な道路空間づくりが必要となっている。

道路の維持管理については、長寿命化計画にもとづく橋梁の整備をはじめ、劣化した道路の補修を計画的に実施するとともに、戦後処理の一環として未買収道路用地の対策を検討していく必要がある。また、平成22年度から道路ボランティア事業による道路清掃作業などの美化活動に取り組んでおり、今後とも市民の協力のもと活動を充実していくことが重要である。

注1

幹線道路
骨格的な道路網を形成する道路。通常、広幅員・高規格の道路であることが多い。

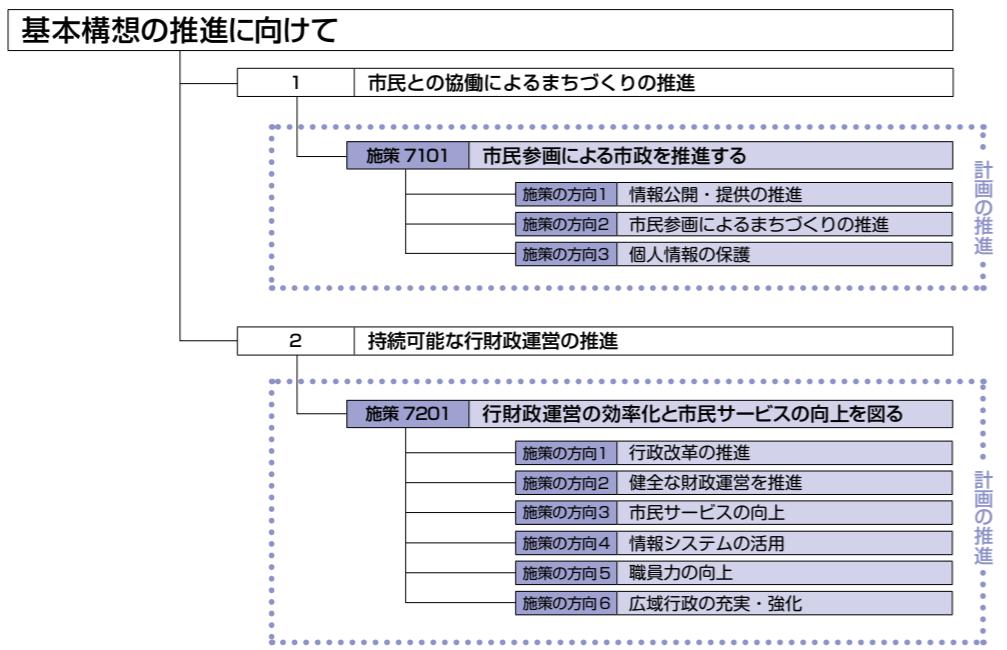
注2

生活道路
幹線道路以外の生活に密着した道路。

注3

ポケットパーク
ポケットに入るような小さな公園のこと。都市部に設けることで人々の憩いの場や都市景観を向上する要素となる。

計画の推進



市民参画による市政を推進する

▶ 施策の方向

1 情報公開・提供の推進

市民の「知る権利」を保障するため、情報公開制度の適正な運用や、広報おきなわ等による行政情報の提供・公表をおこなうなど、市政情報センターの充実等を図り、行政の説明責任を果たすとともに、市民に開かれた市政を推進する。

2 市民参画による まちづくりの推進

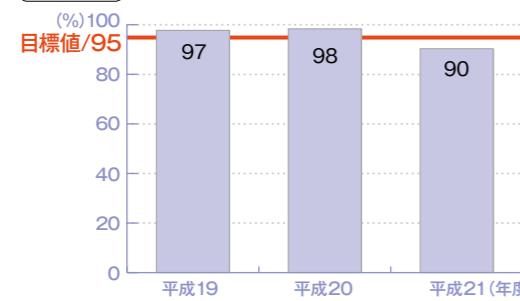
各種団体やNPOなど、協働を担う多様な市民活動を支援するとともに、沖縄市活性化100人委員会^{注1}や市政懇談会等の開催およびパブリックコメント^{注2}制度の導入により、市民参画によるまちづくりを推進する。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
情報公開期限内決定率	90%	95%
沖縄市活性化100人委員会部会の実施数(累計)*	7部会	17部会

*現状値は、平成18年度設置「中心市街地活性化部会」を含む。

▼参考① 情報公開期限内決定率



3 個人情報の保護

個人情報の開示等を請求する権利を保障するため、沖縄市個人情報保護条例の適正な運用を図るとともに、市民のプライバシーや権利・利益の保護に努める。

▼参考② 沖縄市活性化100人委員会部会設置実績

年度	実施部会
平成19年度	●子どものまち宣言部会 (おとなチーム、こどもチーム) ●公立保育所のこれから役割を考える部会
平成20年度	●沖縄市の将来ビジョンづくり部会 ●公立保育所法人移管(民営化)ガイドラインづくり部会
平成21年度	●東部海浜開発土地利用計画見直し部会 ●国道330号沿線(胡屋十字路~コザ十字路区間)のまちづくりを考える部会

▶ 現状と課題

本市は、市民の情報の公開を請求する権利を保障するため、沖縄市情報公開条例にもとづき、非公開情報の根拠の明確化や不服申立てに関する審査会を開催するなど、制度の適正な運用に努めるとともに、情報の提供や公表により行政の説明責任を果たすことに努めてきた。今後は、さらに行政の諸活動を説明する責務を果たすよう情報公開制度の周知を徹底し、より一層市民に開かれた市政の実現を図っていく必要がある。

また、市政情報センターは、本市や沖縄県などの各種行政資料の収集・閲覧をおこなってきたが、今後、市民の利活用に幅広く応えるよう情報提供機能の充実を図る必要がある。

平成18年度から、公募市民等の参画による沖縄市活性化100人委員会を実施し、これまで8つの部会の開催(平成22年度現在)により市民との協働を推進するとともに、市政懇談会および各種懇談会を開催するなど、市民の声をまちづくりに反映するよう努めてきた。

今後は、より市民との協働を推進するとともに、市民の意見をさらに幅広く聴取し、まちづくり等に反映させるため、パブリック

コメント制度の導入等が求められている。市が保有する個人情報の取り扱いについては、沖縄市個人情報保護条例にもとづき、自己情報の開示等の請求権を保障し、制度の適正な運用に努めている。

今後、職員および指定管理者等の事業者などを対象とした個人情報の保護に関する研修会等を開催し、より一層の意識啓発に取り組む必要がある。



沖縄市活性化100人委員会(沖縄市大好き!まちづくりプラン部会)

^{注1}沖縄市活性化100人委員会
市民の自発的な参加を基本に、市民と行政が対等な立場に立ち、協働によりまちづくりへの意見交換および意見報告等をおこなう場として平成18年に11月に設置された。

^{注2}パブリックコメント
公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいう。

行財政運営の効率化と市民サービスの向上を図る

▶ 施策の方向

1 行政改革の推進

第4次沖縄市行政改革大綱の策定により、市民ニーズに迅速に対応できる組織機構の見直しや定員管理の適正化を図るとともに、指定管理者等による効率的な公共施設の管理・運営などに取り組む。

また、行政評価によるP D C A サイクル^{注1}を確立し、第4次沖縄市総合計画の効果的な推進および行政サービスの質の向上を図る。

2 健全な財政運営を推進

公正かつ適正な課税および収納率の向上に努めるとともに、公共施設の使用料の適正化を図る。

また、事務事業の優先性や緊急性等に配慮し、効率的な財源の配分に取り組むとともに、財政情報の公開を推進する。

3 市民サービスの向上

市民サービスの向上を図るため、迅速かつ丁寧な接遇に努めるとともに、市民の相談に総合的に対応するワンストップ市民生活相談室を設置する。

【施策の目標値】

指標	現状値	目標値
市税徴収率	85.7%	87.6%
経常収支比率*	89.4%	▼

*現状値以下を目指す

4 情報システムの活用

住民情報や税情報等を取り扱う基幹システムの安定運用および沖縄市情報セキュリティポリシーにもとづいた情報漏えいの防止など、信頼性の高いセキュリティ対策に取り組む。

5 職員力の向上

沖縄市人材育成基本方針にもとづき、職員一人ひとりのもてる能力や可能性を引き出し、組織の活性化および総合力の向上を図るとともに、政策自治体をめざし、職員自ら政策形成能力を高める研究事業等に取り組む。

6 広域行政の充実・強化

中部広域圏市町村との連携・協力により、広域行政の充実・強化に努めるとともに、広域連携による効率的な事業の展開を図る。

▼参考① 市税徴収率

平成19年度	平成20年度	平成21年度
85.5%	85.4%	85.7%

▼参考② 経常収支比率^{注3}

平成19年度	平成20年度	平成21年度
91.8%	89.5%	89.4%

▶ 現状と課題

本市は、市民本位のサービスや健全かつ効率的な財政運営などを基本とする第3次沖縄市行政改革大綱にもとづき、行政改革を推進してきた。

今後は、社会経済情勢の変化への対応や第4次沖縄市総合計画の実現に向け、組織機構の見直しや定員管理の適正化および公共施設の効率的な管理など、時代に即した新たな行政改革大綱の策定が求められる。特に、組織機構の見直しについては、子どものまちを推進する「こども総合部局」の設置が求められる。

国の「地域主権改革」に伴う道州制については、これまでの「単独州」や「特別型自治区」等の議論や各都道府県の動向を注視していく必要がある。また、国や県による市町村への権限移譲等がおこなわれるなか、市民ニーズをふまえ、限りある財源と人員による適切な対応が求められるとともに、P D C A サイクルの確立を図り行政評価を充実するなど、事務事業の効率的かつ効果的な運用を図る必要がある。

本市の財政状況については、扶助費等の義務的経費の増加などにより、依然厳しい状況にあることから、引き続き、市税^{注2}の収納率向上や受益者負担の適正化を図るなど、自主財源の確保を図り、健全な財政基盤を確立していく必要がある。

また、県においては、平成23年度で沖縄振興計画が終了するのに伴い、(仮称) 沖縄振興一括交付金など沖縄振興の新たな枠組みが検討されており、今後の財政運営に

おいては、これらの動向をふまえ計画的な取り組みが必要である。

市民サービスについては、市民の相談に迅速かつ効率的に対応するワンストップ市民生活相談室を設置するなど、今後も、市民への相談体制の総合的な対応を図り、さらなるサービスの向上に努めていく必要がある。

行政運営にあたっては、組織の活性化や総合力の向上を図るため、沖縄市人材育成基本方針にもとづき、各種研修等を実施するとともに、職員の政策形成能力を高める研究事業等に取り組んできた。今後も、職員の育成が、市政発展の原動力であることを基本に、適切な人事配置や職員力の向上を図ることなどが求められている。

ICT等を活用した行政情報の発信については、不適切な情報発信や情報漏えい等への対応など基幹系システムの安定的な運用を図るために沖縄市情報セキュリティポリシーの遵守に努めてきた。今後も、時代に即した情報システムの活用が求められている。

これまで、おきなわマラソンや中部産業まつり等の開催、駐留軍用地跡地利用など、中部広域市町村圏事務組合を中心に広域的課題に取り組むとともに、倉浜衛生施設組合や嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会等、近隣市町村との連携による効率的・効果的な事業運営や基地問題への対応などをおこなってきた。今後とも、これらの連携のもとに広域的な行政課題に対応するよう関係市町村の連携・協力を強化していく必要がある。

【関連する部門別計画や指針など】

- 沖縄市人材育成基本方針（平成20年度）
- 第3次沖縄市行政改革大綱（平成16年度）
- 沖縄市公の施設の指定管理者制度に係る基本方針（平成20年度）
- 沖縄市情報セキュリティポリシー（平成17年度）

【主な事業や取り組み】

- 行政改革事務費
- 職員研修費
- 職員研究事業
- 中部広域市町村圏事務組合負担金
- 電算管理費
- 行政情報管理事業

^{注1}P D C A サイクル
継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Act(改善)。

^{注2}市税
市民税(個人、法人)、固定資産税、軽自動車税等をいう。

^{注3}経常収支比率
地方自治体の財政の弾力性を示す指標。



資料編



沖縄市総合計画審議会規則

(平成3年3月27日規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄市附属機関設置条例（昭和51年沖縄市条例第26号）第3条の規定に基づき、沖縄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 国土利用計画に関すること。
- (4) 行政評価に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申をするまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、市長はこれを解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、会務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集する。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附則（平成12年5月15日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成15年10月27日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成17年10月31日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成18年12月27日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成20年3月31日規則第8号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

沖縄市総合計画策定に関する規程

(昭和50年2月6日規程第72号)

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **総合計画** 本市の将来に向けた健全な発展を推進するために策定する市政運営の総合的な計画で、基本構想、基本計画及び実施計画からなるもの
- (2) **基本構想** 本市の将来に向けた基本的な方向性及び目標達成のための都市像等を明らかにした総合計画の方針となるもの
- (3) **基本計画** 基本構想において設定された基本的な方向性、都市像等を推進するため、政策を踏まえた施策の大綱を体系的に表したもの
- (4) **実施計画** 基本計画に定められた施策を実現するため、行財政を踏まえた実施方法を明らかにするとともに、毎年度の予算編成の指針となるもの
- (5) **政策** 基本構想等、大局的な見地から示された市政の基本的な方針
- (6) **施策** 政策を推進するため、基本計画に位置付けられた目標や方策
- (7) **事務事業** 施策を推進するための手段として位置付けられる具体的な個別の事業

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門間相互の有機的関連を図るとともに、関係諸団体と連絡協調を保ちつつ、長期的視点と広域的視野にたって、総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本市の発展に資するように策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第4条 基本構想は、10年間の構想として策定する。

(基本計画の期間等)

第5条 基本計画は、前期・後期の2期に区分し、それぞれ5年間の計画として策定する。

- 2 基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第6条 実施計画の期間は3年とし、単年度ごとに区分し、1年度を経過するごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。

- 2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。
 - (1) 基本計画が変更されたとき。
 - (2) 国又は県の計画変更により事務事業量の著しい増減を生じたとき。
 - (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
 - (4) その他市長が必要と認めたとき。

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員は、次のものをもって充てる。

- 副市長、政策調整監、部長、参事（部長級としての専決権を有しないものを除く。）、消防本部長、教育部長、指導部長及び水道部長
- 2 委員を補佐するため、委員補佐を置き、各部（消防本部、教育委員会及び水道局を含む。以下同じ。）の次長及び次長相当職をもって充てる。
 - 3 委員長に副市長を、副委員長に企画部長をもって充てる。
 - 4 委員会は、委員長が招集する。
 - 5 会議は、委員長が議長となる。
 - 6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 7 委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(策定主任及び主任補佐)

第8条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、各部に総合計画策定主任（以下「策定主任」という。）及び主任補佐若干名を置く。

- 2 策定主任及び主任補佐は、当該部に所属する職員のうちから市長が任命する。

(策定主任及び主任補佐の職務等)

第9条 策定主任は、各部の長の指揮を受けて市の総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案並びにこれらに関連する連絡調整に係る事務を処理する。

- 2 主任補佐は、策定主任を補佐し、上司の指揮を受けて総合計画に含まれるべき事務事業の計画及び資料の収集整理に係る事務を処理する。

3 策定主任及び主任補佐は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(基本構想、基本計画及び実施計画案の作成)

第10条 基本構想は、長期的かつ総合的な観点から企画部長が原案を作成し、委員会に付するものとする。

2 基本計画は、基本構想に従い、これを具体化するために各部の長が作成した部門別計画案に基づき、企画部長が総合調整を行って原案を作成し、委員会に付するものとする。

3 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するために各部の長が作成した事務事業別計画案に基づき、企画部長が総合調整を行って原案を作成し、委員会に付するものとする。

(総合計画の決定)

第11条 総合計画は、委員会で策定した原案に基づき市長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめ沖縄市総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(連絡会議)

第12条 企画部長は、必要があると認めたときは策定主任又は主任補佐を招集し、会議を開くことができる。

(補 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年12月19日規程第13号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

附 則 (昭和54年9月29日規程第15号)

この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則 (昭和55年6月27日規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年8月18日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第7条第2項の規定は、昭和61年8月12日から適用する。

附 則 (昭和63年3月18日訓令第6号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年12月13日訓令第5号)

この訓令は、平成元年12月15日から施行する。

附 則 (平成2年11月27日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年5月19日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年5月30日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年6月16日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日訓令第21号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月30日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年8月3日訓令第19号)

この訓令は、平成16年8月3日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月27日訓令第3号)

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日訓令第6号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

[改 正]

昭和50年12月19日 規程第13号

昭和54年 9月29日 規程第15号

昭和55年 6月27日 規程第10号

昭和61年 8月18日 規程第 9号

昭和63年 3月18日 訓令第 6号

平成元年12月13日 訓令第5号

平成 2年11月27日 訓令第5号

平成 5年 5月19日 訓令第10号

平成 7年 5月30日 訓令第2号

平成11年 6月16日 訓令第5号

平成12年 3月31日 訓令第21号

平成13年 5月30日 訓令第2号

平成16年 8月 3日 訓令第19号

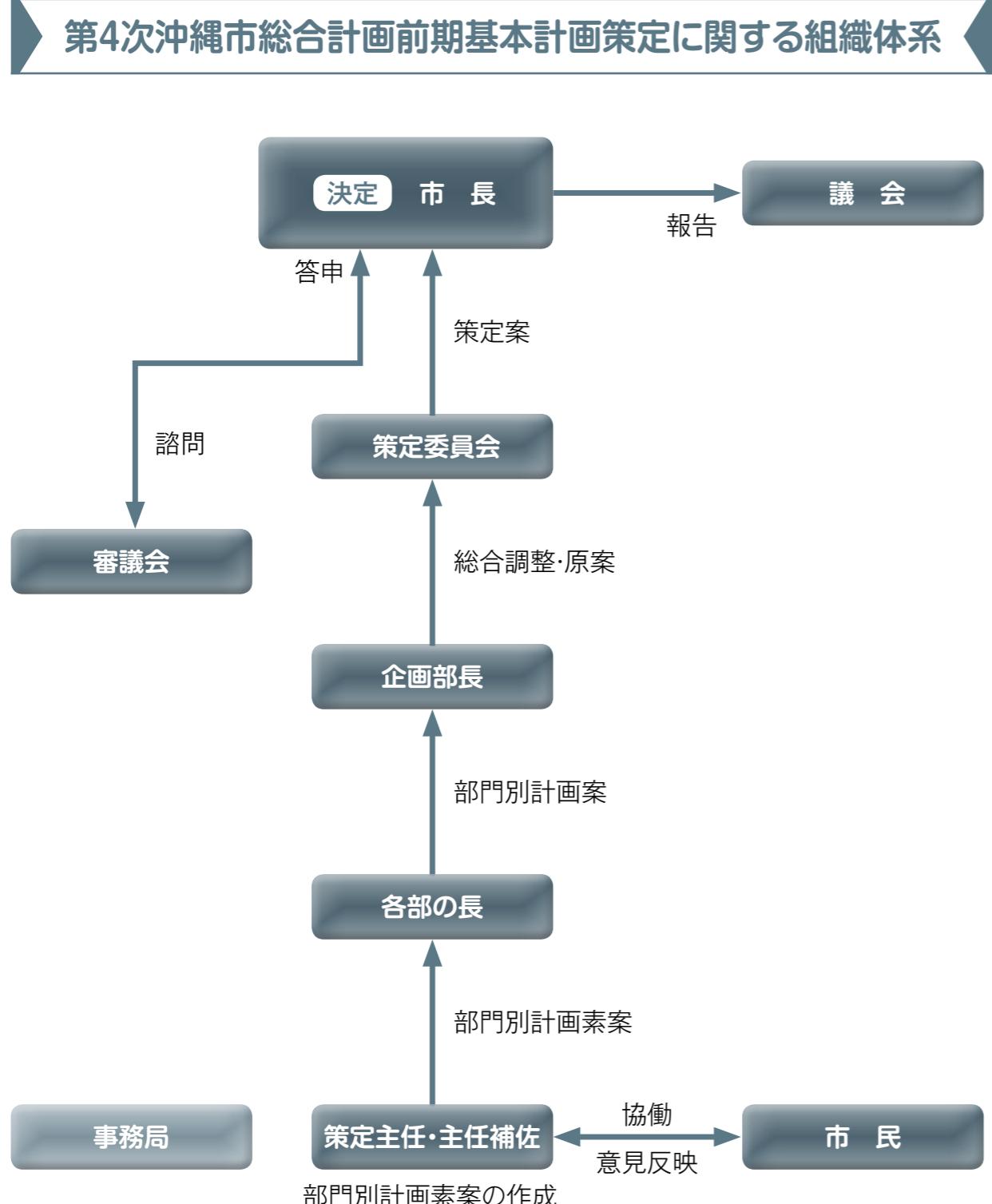
平成17年 3月31日 訓令第2号

平成19年 3月30日 訓令第11号

平成20年 3月28日 訓令第3号

平成21年 4月27日 訓令第3号

平成23年 3月31日 訓令第6号



沖縄市活性化100人委員会委員名簿

沖縄市活性化100人委員会 委員長

幸喜 良秀(H19.1.30～H22.9.2)

沖縄市の将来ビジョンづくり部会

部会長 宮里 大八

副部会長 仲宗根 亨

副部会長 平田 聖人

赤池 敏生

大城 隼

大坪 敏雄

大山 望

荻野 達司

嘉手川 繁之

金城 政史

島袋 康彦

新屋 和子

高尾 洋平

當山 真由美

渡慶次 均

豊田 益市

仲宗根 正英

仲程 誠

眞榮城 健二

※全員・公募委員

沖縄市活性化100人委員会 委員長

眞榮城 玄昌(H22.9.3～)

沖縄市大好き!まちづくりプラン部会

◎平和・文化

副部会長 崎原 綾乃 公募委員
秋友 一司 公募委員
内間 茂子 公募委員
顧立徳 公募委員
當山 真由美 公募委員

喜納 弘子 沖縄市文化協会
久高 清美 沖縄市婦人連合会
座喜味 千枝子 沖縄市芸能団体協議会
城間 洋子 沖縄市自治長会協議会
仲宗根 義尚 沖縄市遺族会 美里支部

◎こども

部会長 宮里 大八 公募委員
副部会長 宮城 哲郎 公募委員
粟國 由子 公募委員
宮城 孝子 公募委員
井口 司 沖縄市特別支援学級研究会

我謝 孟親 沖縄市私立保育園連盟
喜納 功二 ホップステップクラブ
久場 良男 沖縄市スポーツ少年団本部
真喜志 末子 沖縄市母子保健推進員協議会
町田 宗善 沖縄地区少年補導員協議会

◎福祉・安全

副部会長 玉栄 智之 公募委員
赤池 敏生 公募委員
米須 貴子 公募委員
平田 聖人 公募委員
板倉 繁哉 中部地区歯科医師会
神谷 幸司 社会福祉法人 おきなわ長寿会
喜納 勇 沖縄市人権擁護委員連絡協議会
金城 瞳雄 特定非営利活動法人 沖縄市障がい者福祉協会
具志堅 義幸 沖縄地区交通安全協会
黒島 安弘 沖縄警察署

島 粒希 福祉就労センター 楓葉館
仲里 博市 沖縄市消防団
仲原 美佐子 沖縄地区防犯協会
根保 清孝 沖縄市民生委員児童委員協議会
比嘉 徳明 沖縄市老人クラブ連合会
比嘉 ひとみ 沖縄市手をつなぐ育成会
平田 聰 社会福祉法人 輝翔福祉会 セルフサポートセンターひゅあ
町田 初子 沖縄市食生活改善推進協議会
松田 節子 沖縄市赤十字奉仕団
森竹 邦良 沖縄市シルバー人材センター

◎産業経済

部会長 坂本 和人 公募委員
久山 しのぶ 公募委員
神田 尚美 知花花織事業協同組合
親川 剛 コザ商店街連合会
照屋 幹夫 特定非営利活動法人 まちづくりNPOコザまち社中

比嘉 正也 沖縄商工会議所
比嘉 安樽 沖縄市料理飲食業組合
森松 長誠 沖縄市花卉園芸農業協同組合 中部集出荷センター
与儀 司 沖縄市観光ホテル旅館事業協同組合

◎環境・都市

副部会長 根路銘 恵一 公募委員
平良 一樹 公募委員
本村 覚 公募委員
吉元 啓 公募委員
伊禮 勝則 沖縄市管工事協同組合
内間 安盛 沖縄市建設業者会

當間 文博 (社)沖縄県建築士会 沖縄市支部
當山 安弘 沖縄市電業会
長谷部 廣 建築設計同志会
山川 英樹 (社)沖縄県建築士会 沖縄市支部
和宇慶 永吉 沖縄市清掃事業協同組合

沖縄市総合計画審議会（基本構想）委員名簿

沖縄市総合計画審議会の答申（基本構想）

平成21年11月13日

沖縄市長 東門 美津子 様

沖縄市総合計画審議会
会長 宮平 栄治

審議会会長

宮平 栄治 名桜大学国際学群教授

審議会副会長

島袋 純 琉球大学教育学部教授

神里 博武 かみざと社会福祉研究所 所長

崎山 律子 フリージャーナリスト

島田 勝也 財)南西地域産業活性化センター 客員研究員

堤 純一郎 琉球大学工学部教授

仲松 鈴子 琉球大学教育学部客員教授

吉葉 研司 琉球大学教育学部准教授

當山 真由美 一般公募

平田 聖人 一般公募

宮里 大八 一般公募

第4次沖縄市総合計画基本構想（案）の答申について

平成21年9月15日付け、沖市企第0915001号において本審議会へ諮問がございました第4次沖縄市総合計画基本構想（案）について、慎重に審議した結果を答申致します。

なお、本審議会における委員からの基本構想実現に向けての提言をまとめましたので、本基本構想の推進にあっては、本審議会の意を十分尊重され、市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に努められるよう要望します。

第4次沖縄市総合計画審議会提言

○市民等との協働およびPDCAサイクルによるまちづくり

まちづくりには、市民をはじめ、さまざまな主体と市が協働してまちづくりの課題を発見・共有化とともに、解決策を立案・実施し、そして、結果を検証・評価する「協働とPDCAサイクル」によるまちづくりの仕組みの構築に向けた行政運営に取り組まれ、今後の基本計画策定から実施されたい。

○平和について

平和は、今日的には戦争に対峙することのみならず、人権侵害に対する平和、多文化価値の剥奪に対する平和、環境破壊に対する平和など、多様な概念を有する。

本構想の基本方針の核となる「人」「文化」「環境」が豊かになることで平和へつながり、平和のもとに「人」「文化」「環境」がさらに豊かになっていくことを念頭に、本構想の推進に努められたい。

沖縄市総合計画審議会（前期基本計画）委員名簿

審議会長 宮平 栄治 名桜大学

審副会長 神里 博武 かみざと社会福祉研究所

○基地返還及び跡地利用について

米軍基地の返還及び跡地利用の計画から実施等に関する一連の施策は、戦後処理の一環として、国・県の責任で行われるべきことを明文化されたい。

○文化の主体について

文化は、行政が市民に与え誘導するものではなく、市民の中にあり、市民が主導し発展していくものであることから、むしろ「行政の市民文化化」が必要であり、その視点に立った文化政策を推進されたい。

○子どものまちについて

子どものまちを本構想の都市像に掲げたことは、沖縄市のまちづくりビジョンとしてふさわしいものであるが、「子どもの権利条約」や子どもが参加する権利を明文化するよう検討されたい。

○福祉関連について

格差のない社会を築くことは理想形ではあるが困難であるという認識のもと、格差の再生産・固定化にならないよう、格差の是正に向け取り組まれたい。

○産業振興について

自治体単独では産業構造を意図的に変えることは不可能であり、経済振興や活性化さらには企業誘致を実現するには、自治体が政策展開可能な産業を担う人材の育成に力を入れるべきであることから、本構想においても、産業を担う人づくりの視点を検討されたい。

また、企業誘致の要因である優秀な人が本市に居住できるよう働く人が安心して働ける環境づくりや多様な産業間や他の機関とのネットワーク構築が図られるような取り組みを展開されたい。

○その他

別紙提案事項のとおり文言の修正等を検討されたい。

平和・文化部会

部会長 千木良 芳範 沖縄県立博物館・美術館
副部会長 親川 正治 沖縄市文化協会
新城 俊昭 沖縄歴史教育研究会
顧 立徳 沖縄市国際交流協会

崎原 綾乃 一般公募

島袋 讓二 沖縄市体育協会

高江洲 義裕 沖縄市自治会長協議会

こども部会

部会長 吉葉 研司 琉球大学
副部会長 高田 勝 沖縄こども未来ゾーン運営財団
川上 忠正 沖縄市保育向上推進協議会
仲宗根 宗英 沖縄市P.T.A連合会
比嘉 正夫 沖縄市小中学校 校務研究会

宮城 和也 沖縄市青少年育成市民会議

宮城 哲郎 一般公募

諸見里 安智 沖縄市私立保育園連盟

与那嶺奈美子 沖縄市母子保健推進員協議会

福祉・安全部会

審議会副会長
部会長 神里 博武 かみざと社会福祉研究所
副部会長 平田 聖人 一般公募
伊礼 みゆき 沖縄市介護支援専門員連絡協議会
上間 恵子 沖縄市女性防火クラブ
嘉陽 宗吉 沖縄市社会福祉協議会

金城 弘 沖縄市民生委員児童委員協議会

金城 瞳雄 沖縄市障がい者福祉協会

識名 章 (社)沖縄市シルバー人材センター

島 和也 地域活動支援センターおきなわ

比嘉 ひとみ 沖縄市手をつなぐ育成会

沖縄市総合計画審議会の答申（前期基本計画）

平成23年6月6日

沖縄市長 東門美津子 様

沖縄市総合計画審議会
会長 宮平栄治

産業経済部会

部会長	島田 勝也	沖縄大学	島袋 宗泰	J A おきなわ 中部地区営農振興センター
副部会長	兼次 信英	沖縄商工会議所	武原 盛康	沖縄市物産振興会
	池田 博	沖縄市漁業協同組合	津嘉山 寛喜	沖縄市工芸産業振興会
	大城 貞夫	(社)沖縄市観光協会	豊田 益市	コザ商店街連合会
坂本 和人	一般公募		審議会長 宮平 栄治	名桜大学
島袋 喜孝	沖縄市銀天街商店街振興組合		若尾 美希子	一般公募

第4次沖縄市総合計画前期基本計画（原案）について（答申）

平成23年2月15日付け、沖市企第0215003号により、本審議会に諮問のありました第4次沖縄市総合計画前期基本計画（原案）について、各部会で真摯に検討した結果、以下のように答申します。

なお、下記のとおり本審議会の提言を付するほか、別添に提案事項等をとりまとめておりますので、この基本計画の推進にあたっては、本審議会の意を十分に尊重され、沖縄市のまちづくりの将来像である「国際文化観光都市」の実現に努められるよう要望します。

環境・都市部会

部会長	安里 直美	琉球大学	曾木 康弘	一般公募
副部会長	根路銘 恵一	一般公募	玉城 剛	沖縄県建築士会 沖縄市支部
	内間 安盛	沖縄市建設業者会	中根 忍	やんばるエコツーリズム研究所
	岳原 孝	沖縄市管工事協同組合		

第4次沖縄市総合計画審議会提言

○平和・文化について

- 沖縄戦の悲惨な体験や教訓を次世代に語り継ぐ「語り部」の育成や記録などを保存し、平和の発信に向け取り組まれたい。
- 市民ギャラリー・博物館・図書館など文化創造拠点の充実を図り、市民文化の振興・発展に取り組まれたい。
- 地域に所在する有形・無形文化財の保存・活用に取り組み、愛着と誇りがもてる文化財施策の展開に取り組まれたい。

○こどもについて

- 地域や保育所、学校、関係機関等のより一層の連携を図り、こどもの虐待防止の強化に取り組まれたい。
- 預かり保育の充実や待機児童の解消および、幼児の健診機会の拡充を図るとともに、地域子育て支援センター等の充実により子育て家庭支援策を強化されたい。

計画の推進部会

審議会会長 部会長	宮平 栄治	名桜大学	高田 勝	沖縄こども未来ゾーン運営財団
審議会副会長 副部会長	神里 博武	かみざと社会福祉研究所	千木良 芳範	沖縄県立博物館・美術館
	安里 直美	琉球大学	根路銘 恵一	一般公募
	親川 正治	沖縄市文化協会	平田 聖人	一般公募
	兼次 信英	沖縄商工会議所	吉葉 研司	琉球大学
	島田 勝也	沖縄大学		

- ・災害時の避難計画など児童生徒の安全に関する情報を地域と共有し、学校の安全管理対策の強化に取り組まれたい。
- ・地域文化の学習や科学力の向上、食育の推進などに地域の人材を活用し、特色ある教育活動に取り組まれたい。
- ・ジュニアリーダーの育成や地域における児童生徒の居場所づくりなど、地域全体で児童生徒を育む環境づくりに取り組まれたい。
- ・沖縄こどもの国については、こどもたちの参加体験学習拠点として、設備や施設の整備および体験学習プログラムなど、より一層の充実に取り組まれたい。

○福祉・安全について

- ・「ちゅいしいじい」の心で支えあう福祉コミュニティづくりを推進されたい。
- ・災害時要援護者の支援体制の確立など、すべての市民の生命と財産が守られるよう早急に市地域防災計画の見直しを図られたい。
- ・高齢者や障がい者など、誰もが地域で安心して自立した暮らしができるよう、セーフティネットの充実に努められたい。

○産業経済について

- ・沖縄市の特性を活かしたまち全体のブランディングを図り、それを産業経済の振興に繋げるよう取り組まれたい。
- ・情報発信戦略の強化に取り組まれたい。
- ・中小企業の支援および産業人材の育成強化に、より一層取り組まれたい。
- ・産業計画に関係者の意見をより一層反映させるよう取り組まれたい。
- ・プロスポーツチーム等との連携により、スポーツコンベンションシティおよびまちの活性化を推進されたい。

○環境・都市について

- ・地球環境にやさしい地域づくりの実現に向け、学校や地域、事業者、行政の連携のもと環境学習に取り組むなど、市民一人ひとりの意識啓発を図られたい。
- ・安全で安心、快適に暮らせるまちづくりをめざし、ユニバーサルデザインの推進や防犯・防災

の強化に取り組まれたい。

- ・国際色豊かなまち並み景観や地域資源を活かした緑と水辺の空間を創出するなど、沖縄市らしい元気なまちの再生を図り魅力あるまちづくりを推進されたい。
- ・国・県・周辺市町村との連携により広域的な交通体系の構築や歩いて楽しい道づくりに取り組まれたい。

○計画の推進について

- ・基本計画の施策の推進に向け、市民がより一層豊かになる積極的な事業の展開を図られたい。
- ・行政情報の公開・提供をより推進し、市民参画のさらなる充実に努められたい。
- ・福祉活動や災害対策などにおける個人情報保護の適切な対応を検討されたい。
- ・基本計画に基づき、効率的かつ効果的な施策・事業を展開するため、P D C A サイクルによる改善を図られたい。
- ・総合計画審議会に基本計画の評価委員を設け、市民・団体等との協働による進捗管理を実施されたい。
- ・後期基本計画の策定にあたっては、都市像・施策の課題等について部会合同会議など総合計画審議会で十分な議論がなされるよう、部会間の連携や全体会議の充実・強化が図れるよう配慮されたい。

第4次沖縄市総合計画基本構想・前期基本計画策定の経緯

- ・沖縄市主要指標及びフレーム策定・生活環境意識調査 平成21年3月
- ・沖縄市活性化100人委員会 沖縄市の将来ビジョンづくり部会 平成20年6月24日～平成21年3月23日
- ・基本構想原案作成 平成21年8月12日
- ・第1回総合計画策定委員会 平成21年8月13日
- ・第2回総合計画策定委員会 平成21年8月19日
- ・第3回総合計画策定委員会 平成21年8月21日
- ・第4回総合計画策定委員会 平成21年8月26日
- ・第1回総合計画審議会(市長から総合計画審議会会长へ諮詢) 平成21年9月15日
- ・第2回総合計画審議会 平成21年10月9日
- ・第3回総合計画審議会 平成21年10月26日
- ・第4回総合計画審議会 平成21年11月4日
- ・第5回総合計画審議会 平成21年11月9日
- ・総合計画審議会からの答申 平成21年11月13日
- ・第5回総合計画策定委員会 平成21年11月18日
- ・基本構想市長決裁 平成21年11月26日
- ・議会へ提案 平成21年12月3日
- ・第1回特別委員会 平成22年1月12日
- ・第2回特別委員会 平成22年1月13日
- ・第3回特別委員会 平成22年1月14日
- ・第4回特別委員会 平成22年1月15日
- ・基本構想会議決 平成22年3月16日
- ・前期基本計画策定説明会 平成22年4月28日
- ・前期基本計画策定説明会(策定主任及び策定主任補佐) 平成22年7月20日
- ・沖縄市活性化100人委員会「沖縄市大好き！まちづくりプラン部会」 平成22年7月26日～10月26日
- ・前期基本計画案作成 平成23年2月
- ・第1回総合計画策定委員会 平成23年2月7日
- ・第2回総合計画策定委員会 平成23年2月8日
- ・第3回総合計画策定委員会 平成23年2月9日
- ・前期基本計画案の市長決裁 平成23年2月14日
- ・第1回総合計画審議会(市長から審議会会长へ諮詢) 平成23年2月15日
- ・総合計画審議会各部会の開催 平成23年4月11日～5月27日
- 平和・文化部会(3回)
- こども部会(5回)
- 福祉・安全部会(5回)
- 産業経済部会(4回)
- 環境・都市部会(4回)
- ・総合計画審議会全体会 平成23年6月3日
- ・総合計画審議会から答申 平成23年6月6日
- ・第4回総合計画策定委員会 平成23年6月8日
- ・前期基本計画の策定 平成23年6月10日
- ・議会に報告 平成23年6月

沖縄市の宣言

核兵器廃絶平和都市宣言

(昭和60年6月28日決議)

戦争の惨禍を防止し、世界の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

わが国は、世界唯一の核被爆国として、再び地球上にあの広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。

また、わが沖縄県は、第二次世界大戦において、悲惨な地上戦を体験した唯一の県である。

平和の尊さと戦争の悲惨さを身をもつて体験したわれわれは、世界のすべての国に対し、二度と戦争を繰り返してはならないことを訴えると共に、そのことを子孫に伝えねばならない。

よつて沖縄市は、日本国憲法の恒久平和の理念に基づき、核兵器の廃絶を誓う全世界の人々と相携え、人類の恒久平和を実現することを決意し、ここに核兵器廃絶平和都市を宣言する。

スポーツコンベンションシティ宣言

(平成8年9月24日議決)

わたしたち沖縄市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通して、健康で豊かな心とからだを育て、活気と共に満ちたスポーツ交流のまちづくりをめざし、ここに「スポーツコンベンションシティ」を宣言します。

1. わたしたち市民は、生涯を通じスポーツに親しみ、健康で住みよいまちをつくります。
1. わたしたち市民は、スポーツを通じ友情の輪を広げ、平和でやさしいまちをつくります。
1. わたしたち市民は、スポーツ交流を通じ文化を高め、活気に満ちたまちをつくります。

エイサーのまち宣言

大地をゆるがす太鼓の音 天まで響く歌三線の声
太鼓は人々の魂をゆるがし 歌三線は悠久の歴史と平和を謳う
夏の夜の勇壮華麗な演技に 青年たちは珠玉の汗をとばす

ドンドン魂の太鼓 トゥントゥンテンテン癒しの三線
ピュイピュイと指笛がなり スリサーバーと声が弾む
エイサーのリズムは宇宙の波長と調和して 人々の心をときはなす
青年たちの愛郷心は エイサーによって育まれた
エイサーを踊る喜びが 島を愛する心を育てた

沖縄全島エイサーまつりは 戦後の混乱した沖縄で
ウマンチュに勇気と活力を与えた
郷土の芸能文化をこよなく愛する沖縄の中でも沖縄全島エイサーまつりは
島人の魂を駆り立て 人々を興奮の渦に巻き込み 人々を魅了し続けた
そしてエイサー文化は 強固なものへと継承発展される

私たち沖縄市民は エイサーを通して育んできた 心優しい精神と
先人たちが築きあげた偉大なる文化遺産エイサーを
迎恩の心に満ちたわがまちの誇りとともに
たくましい生命力と文化の薫り高い
住みよいまちづくりに努めることを決意し
ここにエイサーのまち沖縄市を宣言する

平成19年6月13日
沖 縄 市

ここに わたしがいる
だからいま この歌をうたおう
だれでもない 世界に一人の わたしがいる
信じれば 生まれる 力 ふみ出せば つながる 明日
ありのままの わたしでいい この島の 大地に立つ
すべては いま わたしにある

ここに わたしがいる
だからいま この歌をうたおう
ひとりじゃない いつもそばには みんながいる
寄りそえれば 生まれる 想い 向きあえれば ひろがる 笑顔
ひとりひとり ひびきあう みんな おなじ空の下
すべては いま みんなと共に

ここに わたしがいる
だからいま この歌をうたおう
手と手あわせ みんなでつくる このまちを
つながれば 生まれる 勇気 夢えがき かがやく 未来
一歩一歩 進めばいい まちは みんなの輪の中に
すべては いま ここからはじまる

わたしがいるから 今日が生まれ
みんながいるから 未来につながる
自由にはばたこう 光の中を
新しい世界は みんなの手に
すべては いま ここからはじまる

平成20年4月30日
沖 縄 市

用語の説明

ア行

IT

情報技術。インターネット、通信、コンピュータなど情報に関する技術。

アグリビジネス

農業生産とそれに関連する資材供給や加工分野における企業活動。また、その企業体、農業関連産業の総体。

預かり保育

幼稚園の教育課程にそった教育時間の終了後等も引き続き園児を預かること。

生きがい活動支援通所事業

在宅の高齢者に対し、公民館等において、体操やレクリエーション等の生きがい活動をおこない、社会的孤立感の解消と健康増進、介護予防を図る事業。

生きる力

自ら課題を見つけ、自ら学び・考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力など。

一区一品活動

個性豊かな地域づくりと地域コミュニティの強化を図るために、各自治会で誇れる一品づくりを進める活動。

インリーダー

子ども会や学校においてリーダー的な役割を果たす児童のこと。

雨水排水路

雨水を排出するための水路。

埋立承認

国有の財産である公有水面について、国（知事に機関委任）が一定の範囲を区画して、埋立をおこなう権利を付与する行政行為のこと。

エイサー

沖縄本島で旧盆におこなわれる盆踊り。

エイサーイナイト

6月から8月頃の週末の夜に開催される市内青年会を中心とした団体のエイサー演舞。

エイサーのまち宣言

平成19年6月13日宣言。市民の誇る貴重な地域資源「エイサー」の魅力を存分に活かし、文化による地域活性化を図るとともに、エイサーのメッカという地位を確固たるものとすべく、「エイサーのまち」宣言を行った。

エコライフ

日常生活が及ぼす影響を認識し、自然や環境にやさしい生活を実践すること。

NPO

(Non-Profit Organization) 民間非営利組織。利益を上げることを目的とせず、公益的な活動をおこなう非政府、民間の組織。

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）

県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地について、県、市町村間の連絡を密にし、その利・転用の促進を図るとともに、米軍基地及び自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図り、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする協議会。

沖縄こどもの国

沖縄の未来を担うこどもたちが、知恵・感性・創造力を育む拠点施設で、ワンダーミュージアム・チルドレンズセンター・ネイチャーランド等の施設等がある。

沖縄市工芸フェア

工芸産業の振興に関する情報発信及び工芸作品の作り手と使う人との交流の場を提供することにより、工芸に対する市民の意識啓発、工芸従事者の生産意欲の高揚、販路拡充に向けた積極的な事業展開を図ることを目的に開催。

沖縄市高齢者がんじゅう計画

高齢者の福祉サービスおよび介護保険サービスが提供できるよう、老人保健法（第46条の18第1項）にもとづく「市町村老人保健計画」と老人福祉法（第20条の8）にもとづく「市町村老人福祉計画」並びに介護保険法（第117条第1項）

にもとづく「市町村介護保険事業計画」の3法に規定され、一体のものとして策定。

沖縄市こどものまち推進プラン

こどもに「応える」、こどもを「支える」、そして大人が「変わらる」の3つの理念にもとづき、こどものまちを推進するための計画。

沖縄市こども未来かがやきプラン

次世代育成支援策推進法にもとづき、急速な少子化の進行に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会づくりを目的に策定した計画。

沖縄市産業まつり

本市で生産及び二次加工される物産を一堂に展示、即売し、生産意欲の高揚と市民の市産品に対する意識の啓発を図るとともに、第三次産業の参加を求め、広く内外へ紹介することにより市産業の振興に資することを目的として開催。

沖縄市社会福祉センター

市民の福祉増進および福祉活動の向上を図る拠点施設。

沖縄市障害児デイサービス事業所つくし園

市直営の障害児デイサービス事業所。発達の遅れが懸念される乳幼児（0～5歳児）に対する早期療育を提供するため、通園による指導を行い、福祉の充実を図ることを目的とした施設。

沖縄市障がい者計画

障害者基本法第9条第3項に規定する「市町村障害者計画（障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画）」および障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害者福祉計画（障害福祉サービス等の見込み量・確保に向けた方策等を定める短期の計画）」を合わせて一体的なものとして策定した計画。

沖縄市食育推進計画

「食育」を通して市民一人ひとりが生涯にわたり健やかで、心豊かに生活できることを目指した基本的な方向を示す計画。

沖縄市女性団体連絡協議会

平等・発展・平和を目指し、加盟団体相互の連携・連帯を図り、資質向上を目的として学習会や啓発イベントの開催など

の活動を行っている協議会。

沖縄市シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域に設置されている自主的な活動を行う団体。高齢者の雇用安定や社会参加等を目的に、臨時の・短期的な仕事を請負・委任の形式でおこなう。

沖縄市戦後文化資料展示室「ヒストリー」

本市の個性的な戦後文化を市内外へ広く発信するため、中心市街地の空き店舗を開設した展示室。本市の戦後史や文化が一目でわかるよう、戦後27年間の米軍統治時代の資料を中心に写真パネル、年表、戦後の雑貨品などのモノ資料を展示している。

沖縄市男女共同参画計画（ひと・きらめきプラン）

男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべき課題をあきらかにしたもの。

沖縄市男女共同参画センター

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民に活動および交流の場を提供することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するために設置した施設。

沖縄市地域防災計画

災害対策基本法（第40条）にもとづき、市長が防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

沖縄市地域保健福祉計画

地域福祉計画は社会福祉法に規定され、本市では福祉分野のみならず保健分野まで視野に入れた計画。

沖縄市都市計画マスターplan

市町村の都市計画に関する基本的な方針。

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱

公共施設および民間の公共性の高い施設等について、誰もが安全かつ快適に利用できるよう、その整備基準を定めたもの。

沖縄市保育充実計画

沖縄市の保育施策を総合的に推進するため、3つの重点プラン（安心子育てサポート、保育施設連携・発展、障がい児等支援）からなる計画。

沖縄市民平和の日

1945年9月7日、旧越來村森根において、日本とアメリカの間で沖縄戦の降伏調印式が行われ、公式に沖縄戦が終結した。本市は、平成5年より、沖縄戦終結となる9月7日を「沖縄市民平和の日」と条例で定め、8月1日から9月7日までを「平和月間」と位置づけている。

沖縄全島エイサーまつり

県下最大のエイサーまつり。県内各地から舞や太鼓に鍛え抜かれた技が披露される。旧盆の翌日曜日に市陸上競技場で開催される。毎年30万人以上の来観者がいる。

沖縄中部労働者福祉サービスセンター

中小企業に働く労働者及び事業主のために総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業労働者の福利厚生の向上を図るとともに、生活の安定と労働意欲の向上をめざし、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的として、平成13年4月に設立。

沖縄に関する特別行動委員会(SACO)

SACOとはSpecial Action Committee on Okinawaの略であり、沖縄に所在する米軍施設・区域にかかる諸課題に関し協議することを目的として、平成7年11月に日米両国政府によって設置された。

おきなわマラソン

沖縄県下唯一の日本陸連公認の競技マラソン部門と一般参加型の市民マラソン部門、同時開催の高校・一般10kmロードレース部門を併設したマラソン総合イベント。

音のページェント

様々なジャンルのミュージシャンに活動の場を提供する本市独自の音楽イベント。

オムニバス

映画・演劇・文学などで、独立した短編を集め、全体として一つの作品となるように構成したもの。

温室効果ガス

太陽の熱が地球外に放出されるのを防ぐガスのこと。二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがある。

力行**海外姉妹都市**

平成14年（2002年）米国ワシントン州レイクウッド市と姉妹都市提携。

外国語指導助手(ALT)

児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の充実をめざすことを目的として、小・中学校に配置され、授業を補助している。

開発許可制度

都市計画区域内において、良好な宅地水準を確保するため、一定規模の宅地の開発行為について届け出の義務を負わせる制度。

学社連携・融合

学社連携は、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を發揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようというので、学社融合は、そこから一歩進み、学校と地域社会がこどもの育てる方向性を共有し、教育活動を協働しておこなうこと。

学習指導要領

全国的に一定の教育水準を確保する観点から、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法にもとづいて定めるもの。

核兵器廃絶平和都市宣言

沖縄市は、昭和60年（1985年）核兵器の廃絶を誓う世界の人々と携手、人類の恒久平和を実現することを決意し、核兵器廃絶平和都市を宣言した。

家畜伝染病

家畜伝染病予防法によって定められた家畜がかかる伝染病で、特に伝染性が強く一群の家畜を一時に失うおそれのある疾病。

学校支援地域本部

学校・家庭・地域が一体となって地域全体で学校教育を支援する体制づくりをおこなうため、校区毎に設置されている。

学校評議員制度

学校運営の状況等を伝えながら保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得ていく制度。

家庭児童相談室

保護を要する児童の通告先として、相談や支援をおこない、家庭における適切な児童養育等がおこなわれるようするために設置されている相談室。

嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）

嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、沖縄市、北谷町、嘉手納町の共通課題について共同で対処することを目的とする三市町連絡協議会。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

感染症

細菌やウイルスなどが体内に入り込み、おこる病気。

幹線道路

骨格的な道路網を形成する道路。通常、広幅員・高規格の道路であることが多い。

気になる子

保育現場や乳幼児健診等において、行動、言葉、生活、コミュニケーション、協調運動などの面について、保育や教育に何らかの配慮を要する児童。

キャンプ瑞慶覧地区

沖縄県における米軍基地のひとつ。沖縄市・宜野湾市・北谷町・北中城村に跨る。

教育研究所

教育に関する専門的、技術的事項の研究及び教育関係職員の研修に資するために設置。

兄弟都市、姉妹都市

昭和49年（1974年）大阪府豊中市と兄弟都市宣言。平成6年（1994年）山形県米沢市と姉妹都市提携。平成21年（2009年）愛知県東海市と姉妹都市提携。

共同生活援助（グループホーム）

障害程度区分1以下の地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に、相談、日常生活上の援助をおこなう。

共同生活介護（ケアホーム）

障害程度区分2以上の障がい者に、相談、排泄・食事等の介護、調理、洗濯・掃除等の家事、日常生活上必要な支援をおこなう。

組合管掌健康保険

事業主が単独または共同で組合を設立して、その従業員が被保険者となる健康保険。

景観計画

区域、方針、行為の制限など必須事項と屋外広告物の制限、景観重要公共施設の整備など選択項目からなる。

後期高齢者医療制度

主に75歳以上の方を対象とした健康保険。

公共用水域

河川、港湾、沿岸海域、水路などを指す。（公共下水道等除外）

交通安全施設

交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目指して整備する、安全柵、反射鏡（カーブミラー）、道路照明灯など。

交通結節点

バスターミナル、鉄道駅など異なる交通手段を連絡する施設。

交通道徳

交通機関を運転・利用する者が守るべき道徳。

高齢化率

65歳以上の人口が総人口に占める割合。
(沖縄市) H21…15.2% H20…14.9% H19…14.5%

港湾計画

港湾法にもとづく港湾整備の基本的な計画のこと。

**国際児童・青少年演劇フェスティバルおきなわ
(キジムナーフェスタ)**

こどもたちが世界の優れた舞台芸術にふれる場を創出する目的で開催している。

国民健康保険

市町村が運営する被用者保険適用外の自営業者などを対象とする健康保険。

国連障害者の権利に関する条約

2006年12月に採択された「国連障害者の権利条例」は、障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際的原則。

コザ運動公園内スポーツ施設

野球場、陸上競技場、トレーニングルーム、体育館、庭球場、武道館、弓道場、サブグラウンド兼ソフトボール場、屋内練習場、水泳プール、サッカー場、投球練習場、多目的運動場。

コザ文化

戦後基地のまちと言われたコザで、伝統文化や異文化など多様な文化が融合し、エネルギーでパワフルな新しい文化空間を創出したことから、チャンプルー文化を代表する戦後沖縄の象徴的な文化概念を言う。

子どものまち宣言

平成20年4月30日宣言。沖縄市は、独自の特性や地域資源を活かしつつ、こどもたちの主体的な活動を応援し、こどもたちが夢にむかって元気にたくましく育つ環境をつくることを目的として「子どものまち」を宣言した。

サ行**災害時相互応援協定**

災害発生時において、応急・復旧活動に関する人的または、物的支援について、自治体間等で締結される協定のこと。

災害時要援護者

災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの行動に

支援をする者。一般的に、高齢者、障がい者、妊産婦などがあげられている。

3R(さんあーる又はスリーアール)

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表わす言葉の頭文字を取った造語でReduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)を指す。

自己指導能力

どのような行動が適切か、自分で考え、決めて、実行できる能力。

自主防災組織

自ら災害に備えるため、地域住民による任意の防災組織のこと。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律。

施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間ににおいて、入浴、排泄および食事等の介護、その他必要な支援をおこなう。

社会教育

学校教育以外に、主として青少年や成人を対象に行われる組織的な教育活動。

社会教育施設

学校教育以外の教育活動(社会教育)をおこなう施設のこと。具体的には図書館、博物館、公民館等を指す。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とする民間福祉団体。社会福祉法にもとづき設置されている。

住宅セーフティネット

経済的な問題などにより住宅に困窮する人々に対し、最低限の安定的な居住を保証する社会的な制度。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用、天然資源の消費抑制

をめざす社会。

循環バス

中心市街地の拠点施設を結ぶ公共交通。

生涯学習フェスティバル

市民と行政が共に手を携えて、快適で魅力的な生涯学習社会の実現を図るために開催。行政の関連課・機関、諸団体、民間事業所が参加。

精神障害者入所授産施設

一般就労の困難な障がい者が就労訓練を受け、就労に繋がる支援をおこなう。

小規模多機能型居宅介護

要介護(要支援)者に対して、「通い」を中心に、様態や希望に応じて、自宅への「訪問」や事業所において短期間の「宿泊」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練をおこなう。

小地域ネットワーク事業

自治会を中心とした住民参加型の福祉のまちづくりを進める事業で、各自治会の特性に応じた地域福祉活動をおこなう。

消費者

自らの生存を維持し、生活をするため、衣、食、住だけでなく娯楽も含めて生活全般にわたり、事業者が供給する商品または役務を選択し、使用し、利用して生活する者。

消費者基本法

消費者の利益の擁護および増進に関する消費者政策の推進を図ることで、国民の消費生活の安定および向上を確保することを目的とした法律。

消費生活

商品、役務を購入し、それを使用・利用することによって生存を維持し活動すること。

情報通信技術(ICT)

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

ジョブシャドウイング

アメリカで定着している職業教育の一つで、中学生や高校生が半日程度、企業で働く従業員に密着し、職場での仕事について観察するというもの。

自立

経済的、身体的な自立のほか、自らの持つ素質や能力を活かし、自己決定により行動や生き方が選択できること。

シルバーハウ징

高齢者が地域社会のなかで自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、設備や運営面で高齢者が利用しやすいように配慮された公的賃貸住宅。生活相談員が配置され、必要に応じ、生活指導・相談・安否の確認・一時的な家事援助・緊急対応等のサービスをおこなう。

新エネルギー

太陽光、風力などの自然エネルギーやCO₂の発生が少ない合成エネルギーの総称。石油代替エネルギーのうち、普及・啓発段階にあるもの。

新学習指導要領

教育基本法や学校教育法の改正に伴い、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から新たな学習指導要領が施行となる。

人権教室

人権擁護委員が小中学校に出向き、啓発ビデオや啓発冊子、手作り紙芝居などを活用して、命の尊さや思いやりの大切さを伝えている。

人権擁護委員

法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、地域住民の基本的人権の擁護と人権啓発活動に努め、人権に関する悩み相談を受ける。

身体更生・療護・授産(入所)

身体障がいのため、家庭では生活が困難な方へ、施設での食事、入浴、排泄等の介護や身体能力の維持・向上等の訓練をおこなう。

スクールカウンセラー

学校で児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言をおこなう。

スクールゾーン

幼稚園・小学校の通学路指定区域。

スプロール化

郊外に向かって市街地が拡大する際に無秩序な開発が行われること。計画的な道路などが形成されず、虫食い状態に宅地化が進むことが問題視されている。

スポーツ観光

スポーツ観戦やイベントと開催地周辺の観光とを組み合わせた観光誘致戦略。

スポーツコンベンションシティ宣言

平成8年9月24日宣言。スポーツに親しむ環境づくりや各種スポーツ団体の受け入れ等、沖縄市をスポーツ交流のメッカとし、活気に満ちたまちづくりをめざすため、「スポーツコンベンションシティ」を宣言した。

生活訓練(宿泊型)

地域移行に向けて一定期間居住の場を提供し、就労や障害福祉サービスからの帰宅後における生活能力等の維持・向上の為の訓練、その他必要な支援をおこなう。

生活習慣病

従来は成人病と呼ばれていた、心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。

生活道路

幹線道路以外の生活に密着した道路。

青少年センター

青少年の健全な育成を図り、併せて青少年の非行を防止するために設置。

精神障害者生活訓練施設

入院の必要はないが、独立して生活する事が困難な障がい者に生活の場を提供し、日常生活の介護等をおこなう。

精神障害者入所授産施設

一般就労の困難な障がい者が就労訓練を受け、就労に繋がる支援をおこなう。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選任することで、本人を法律的に支援する制度。

セーフティネット

安全網。社会保障制度等国民の安心や生活の安定を支える各種の制度等を示す。

世界のウチナーンチュ大会

海外県系人と連携・協力し、世界的なウチナーネットワークづくりのため5年に1度開催されるイベント。

全国健康保険協会管掌健康保険

主に中小企業で働く会社員とその家族が加入する健康保険。

創造的観光

芸術、文化水準の高い地域を訪れ、創作活動などを通じて地域固有の特性を学ぶ観光の概念。

夕行**待機児童**

保育所入所申込をし、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育所の不足等の理由で入所を待機している児童。

大規模集客施設

床面積1万m²を超える店舗、映画館、アミューズメント施設等。

多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の理念を実現するために、1999年（平成11年）6月23日に公布・施行された法律。以下は、男女共同参

画社会を実現するための5つの柱。①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策等の立案及び決定への共同参加 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調

地域おこし協力隊

地域おこしに意欲のある都市住民を中心市街地活性化の新たな担い手として招へいし、活性化へ向けた支援を通じて賑わいの創出を図る。

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律にもとづく、地域の公共交通の活性化・再生を総合的にかつ一体的に推進するための計画。

地域子育て支援センター

育児相談・講座、保育サービスの情報提供、子育てサークルの支援等、地域における子育てネットワークの拠点施設。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行なわれている地域社会。

地域ブランド

地域発の商品・サービスのブランド化と、地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

身体上または精神上著しい障がいがあるために、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な地域の方を対象にした29人以下の介護老人福祉施設で、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話をおこなう。

地球温暖化

太陽の熱が地球外に放出されるのを防ぐガス（二酸化炭素、メタン、フロンガス等）により、地球の平均温度が上昇する現象。

畜産環境

家畜排泄物（家畜ふん尿、たい肥、液肥、汚水等）と環境と

の関わり。

地産地消

その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。

知的更生・授産（入所）

知的障がいのため、家庭では生活が困難な方へ、施設での食事、入浴、排泄等の介護や生活能力の維持・向上等の訓練をおこなう。

知花花織

旧美里村、現沖縄市の知花、登川、池原地域などを中心に、村内で伝わった織物技術のひとつ。平成22年3月沖縄県伝統工芸製品指定。

チャレンジショップ事業

中心市街地のにぎわい創出や商店街のシャッターを開ける呼び水効果を促す事業。

ちゅいしいじい

互いに助けあうさま。（相手の見返りの有無にかかわらず、自分でできることは進んで提供し、支援しあおうという考え方）

ちゅらさん運動

沖縄県、沖縄県警察、市町村、ボランティアや県民が総ぐみでおこなう防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、県の将来を担う子供達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連帯と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりをいう。

長寿命化計画

道路、公園など施設の異常が確認・予測された時点で措置をおこなうなど、利用者の安全と低コストな維持管理を目的として策定する計画。

つどいの広場

乳幼児とその保護者を対象とした、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、子育て支援に関する情報発信等の場。

低炭素社会

CO₂排出が少ない、または、CO₂の排出量が吸収量より少ない社会。

適応指導教室

心理的・情緒的要因による不登校児童生徒に対して、個々の状態に応じた援助をおこなう。

東部海浜開発事業

中部湾港泡瀬地区において、基地依存型経済からの脱却と新たな雇用の場の創出、本島中部東海岸域の活性化等をめざし、スポーツコンベンション拠点の形成を図る事業。

特設人権相談所

那覇地方法務局やその支局で常時開設している相談所を常設人権相談所といい、市町村役場で臨時に開設する相談所を特設人権相談所という。本市では毎月1回、人権擁護委員が市役所1階市民ロビーにおいて特設人権相談所を開設し、相談に応じている。

特定健康診査

平成20年度より始った、40～74歳までの公的医療保険加入者を対象に、糖尿病等の予防を目的とした健康診査。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な環境の形成等をおこなうために定める。例として周辺の公共施設に大きな負荷を発生させる建築物などを制限対象とし定める。

特別支援教育

特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育をおこなう。

都市計画道路網

都市計画法にもとづき決定した都市の根幹をなす道路網。

都市福利施設(5施設)

沖縄市立図書館、中心市街地就労等支援施設、社会福祉センター・男女共同参画センター、コザ運動公園、沖縄こども未来ゾーン。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あつた者から振るわれる暴力。

ナ行**日常生活自立支援事業**

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力の不十分な方の地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約にもとづき、福祉サービスの利用援助等をおこなう事業。

日米地位協定

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」の通称。日米安全保障条約に基づいて、在日米軍に施設や用地を提供する方法や、日本国内での米軍人の権利などについて定めた協定。昭和35年(1960)年締結。

日米ロードマップ

平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された在日米軍と自衛隊の再編計画。

2年保育

幼稚園に満4歳になった翌4月から2年間通うこと。

認可外保育施設

児童福祉法にもとづく都道府県知事の認可を受けていない保育施設。

認可保育所

児童福祉法にもとづく児童福祉施設で、国が定めた設置基準をクリアして、都道府県知事に認可された施設。

農業振興地域

自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域。

ハ行**配水ブロック**

配水区域を細分化した単位。最適な水量や水圧の確保など安定した配水のため、ブロックごとに管理をおこなう。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

発達障害者支援センター

在宅の自閉症等の特有な発達障害を有する障がい児（者）とその家族を対象として、助言指導並びに情報提供、発達支援および就労支援、就学支援等をおこなう。

パブリックレベル

市とミュージックタウン音市場が連携して設立したCD制作・販売体制。行政が立ち上げるレベルとしては全国初。

パヤオ

マグロ、カツオ、シイラなど表層の回遊魚の漁集を目的とした浮き漁礁のこと。

ピースフルラブ・ロックフェスティバル

オキナワンロックを一同に集めた一大イベント。毎年7月のはじめ頃野外ステージで開催。外国人の来観者も多い。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

東日本大震災

2011年(平成23年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波およびその後の余震により引きおこされた大規模地震災害。

ビジット・ジャパン・キャンペーン

国土交通省が中心となり行っている外国人旅行者の訪日促進活動。

ファサード

フランス語で、建物の正面の外観のこと。統一感のある景観を整備し、通りの魅力を高める。

ファミリー・サポート・センター

地域において子育ての援助を受けたい人と援助をおこないたい人が会員となり、子育てについて助け合う相互援助活動をおこなう場として市が運営している。

ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

文化財の種類

- ・有形文化財
- ・無形文化財
- ・民俗文化財
- ・記念物
- ・文化的景観
- ・伝統的建造物群

平和アクションプログラム

地域に根ざし、生活中から内外に平和の心を発信するために、ひとりひとりが平和へアクションを起こすことを目的に毎年策定している。

平和月間

平成5年(1993年)より、沖縄戦終となる9月7日を「沖縄市民平和の日」として条例で定め、8月1日から9月7日までの期間を「平和月間」と位置付けている。

ヘルシーおきなわシティ2010

市民の健康増進の総合的な推進を図るために基本的な方向を示した計画(健康増進計画)。

ポケットパーク

ポケットに入るような小さな公園のこと。都市部に設けることで、人々の憩いの場や都市景観を向上する要素となる。

保護率

市人口1,000人に対する被保護人員の比率で示し、その係数は% (パーセント)。

母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

ホスピタリティ

もてなし、歓待、厚遇。一般的には、人を温かく親切にもてなす心の意味で使われることが多い。

マ行**まちづくり三法**

中心市街地の活性化に関する法律、大規模小売店舗立地法、都市計画法の3つの法律の総称。市街地の郊外への拡散を抑制し、まちの機能を拠点地域へ集積させるコンパクトシティを目的とする。

緑の基本計画

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

ミュージックタウン音市場

本市の個性豊かな音楽・芸能文化を活用することで地域活性化を目指す「音楽によるまちづくり」の拠点となる施設。ホール、音楽スタジオ、音楽広場等から構成され、「賑わい創出事業」「人材育成事業」「産業支援事業」などを通じて地域の活性化を図る。

民生委員・児童委員

民生委員は、住民の中から選ばれ、厚生労働大臣が委嘱します。それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。

モータリゼーション

自動車が社会と大衆に広く普及する状態。

ヤ行**ユニバーサルデザイン**

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

ゆんたく交流会

外国人に対して日本人ボランティアがグループまたはマンツーマンで日本語を教える教室を開催。日本語の習得や、外国人と日本人が気軽にコミュニケーションをとることのできる異文化交流の場を提供している。毎週2回（水・金）市立芸能館にて開催。

用途地域

都市計画法で定め、用途の規制・誘導を目的とした土地利用の制限。第1種低層住居専用地域など12種類があり、建築基準法と相互関係により規制・誘導をおこなう。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な保護を図るために、必要な情報の交換や適切な支援をおこなうための協議の場。

ラ行**ライフサイクルコスト**

製品や構造物等の計画から工事、管理、修繕、解体までの全期間に要する費用。

ライフステージ

人間の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。

リノベーション事業

長期空き店舗を改修し、新たな商業者や魅力ある個店を誘致するためにおこなう事業。

琉球弧動物展示施設

琉球弧に生息する地域固有の在来種である固有家畜等の動物の展示飼育施設。

レセプト

医療機関が、医療費の保険者負担分を請求するために発行する医療費の明細書のこと。

老人クラブ

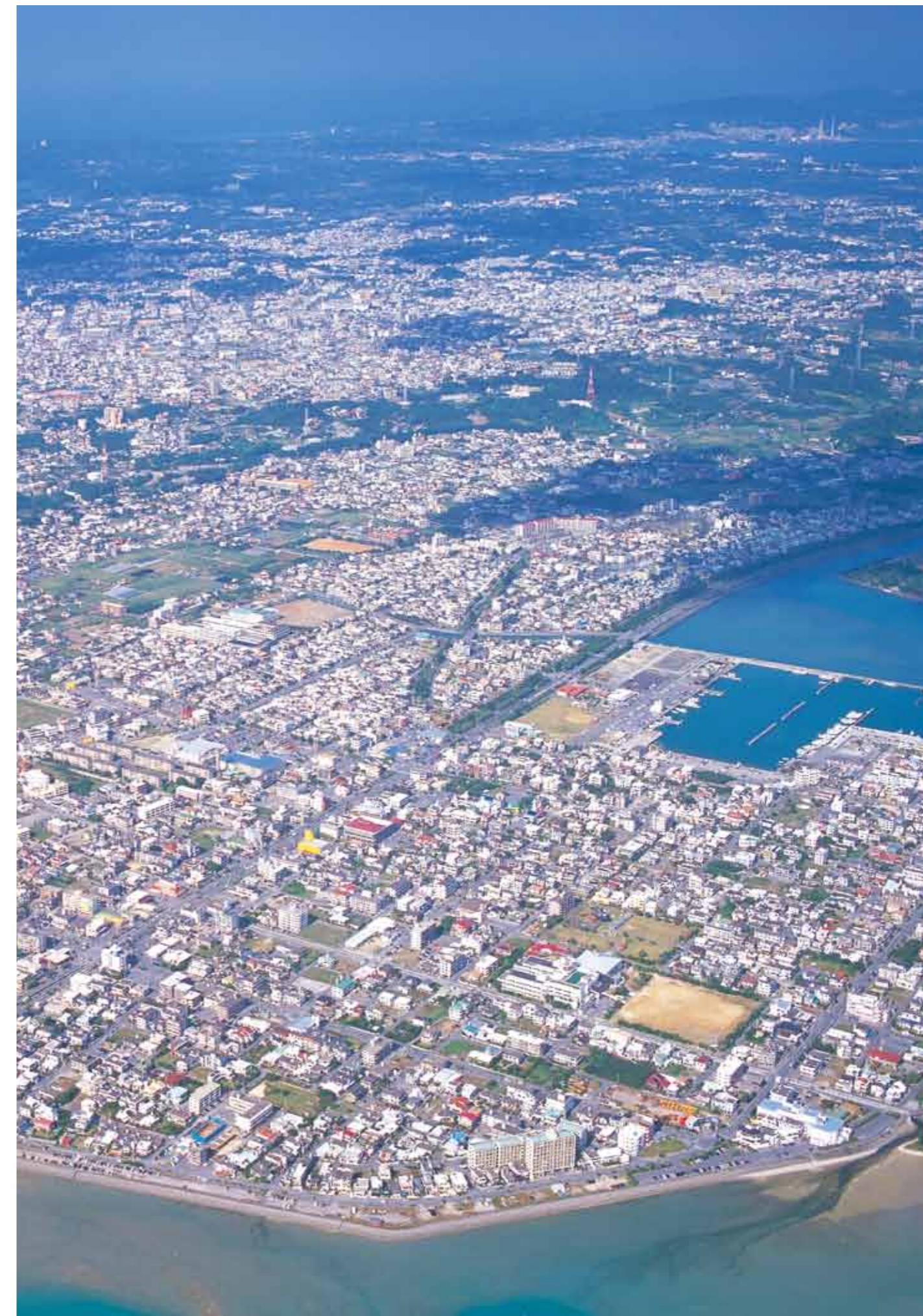
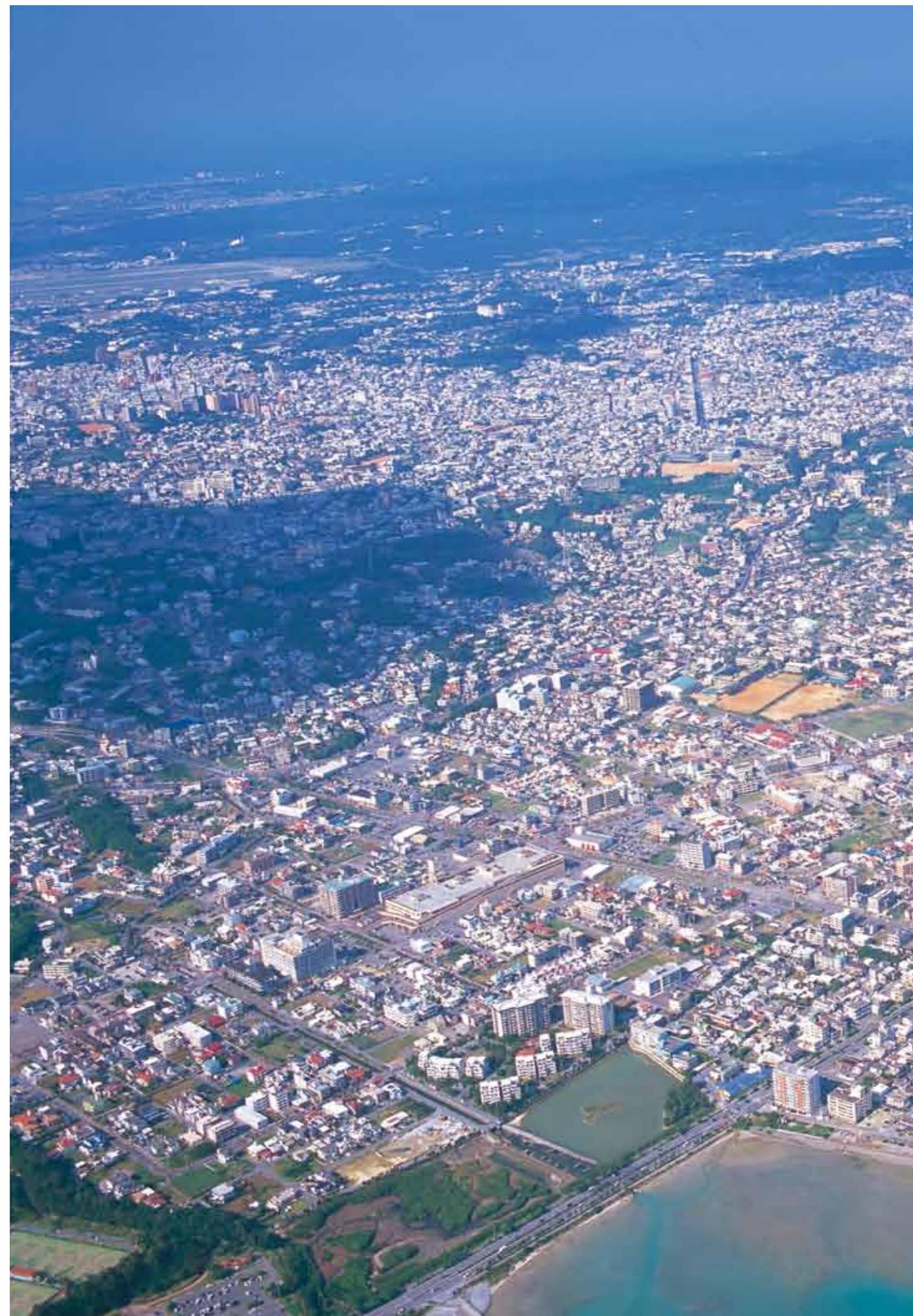
地域の仲間づくりを目的とする。60歳前後以上の市民による自主組織。活動が円滑におこなえる程度の同一小地域に居住する範囲で単位クラブが作られている。

ワ行**ワークライフバランス**

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことをいう。

**第4次 沖縄市総合計画
基本構想・前期基本計画
平成23年度～平成27年度**

発行：沖縄市
〒904-8501 沖縄市仲宗根26番1号
TEL:098-939-1212
FAX:098-934-3830
<http://www.city.okinawa.okinawa.jp/>
制作・編集：沖縄市企画部政策企画課



沖縄市空撮